

日南町地域防災計画

(資料編)

令和6年度改訂

日南町防災会議

目 次

○ 日南町全図

第1章 総則

第1節 日南町の自然条件と災害	1
1. 自然条件	1
2. 災害	1

第2章 災害予防計画

第1節 災害危険区域の設定	7
1. 山地災害危険区域	7
2. 土砂災害ハザードマップ	14
3. 火災危険区域	63
4. 重要水防区域	64
5. 河川災害危険箇所	65
6. 樋門、ため池等の概況	66
7. 日南町防災重点ため池	66
9. 発電用貯水池	67
9. 水防備蓄資材	67
10. 水防活動てん末報告様式	67
11. ヘリコプター場外離着陸場	68
12. 異常気象事前通行規制箇所	68
13. 危険物取扱業者	69
14. 警報、注意報の基準	70

第2節 除雪計画

1. 県道	71
2. 町道	72
3. 歩道除雪	73
4. 凍結防止剤散布	73
5. 孤立が予想される集落	74

第3節 文化財災害予防計画

1. 文化財の現況	75
-----------	----

第4節 消防計画

1. 日南町消防団火災出場区分	76
2. 消防設備の整備	76
3. 消防用施設の現況	78
4. 消防水利	79
5. 消防団員の状況	79
6. 自衛消防団員の現状	80
7. 女性消防隊の現状	81
7. 幼年消防クラブ	81
8. 常備消防の現況	81

第3章 災害応急対策計画	82
第1節 配備及び動員計画	82
1. 動員計画	82
第2節 通信情報計画	83
1. 雨量観測所	83
2. 水位観測所	83
3. 河川カメラ	83
4. 道路カメラ	84
5. 日南町ライブカメラ	84
6. 主要連絡先	85
第3節 避難	86
1. 指定避難所等	86
2. 自主避難所等	87
第4節 災害救助法に基づく救助	89
日南町における災害救助法の適用基準	89
1. 住家等への被害が生じた場合	89
2. 生命、身体への危害が生じた場合（いわゆる「4号基準」）	89
3. 避難所の設置	90
4. 福祉避難所の設置	90
5. 応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】	92
6. 応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】	92
7. 炊出しその他による食品の給与	93
8. 飲料水の供給	94
9. 被覆、寝具その他の生活必需品の供与又は貸与	94
10. 医療及び助産	95
11. 被災者の救出	97
12. 住宅の応急修理「半壊・大規模半壊」	98
13. 住宅の応急修理「準半壊」	98
14. 学用品の給与	99
15. 埋葬	100
16. 死体の検索・処理	100
17. 障害物の除去	101
第5節 救助に関する計画	102
1. 食料供給計画	102
2. 応急仮設住宅計画	102
3. 建設業者について	102
4. 医療及び助産計画	103
5. 防疫計画	103
第6節 輸送計画	105
第7節 隣保互助、民間団体活用計画	106

第8節	災害用物資の備蓄	107
第9節	医療資材、医薬品	108
第10節	日南町消防防災関連協定一覧	109

付録

日南町防災会議・日南町国民保護協議会・日南町水防協議会委員名簿	110
日南町防災会議・日南町国民保護協議会・日南町水防協議会幹事名簿	111

第1章 総 則

第3節 日南町の自然条件と災害

1 自然条件

裏日本型気候区の中国山地方気候で、平均気温は標高490mの地区で約11度、降水量は年約2,000mmで、冷涼多雨な気候である。降雪期間は12月から3月で、多い地区で1.0m～1.5mの積雪がある。

南部に中国山地の脊梁線である1,000m級の山がそびえ、北部はなだらかな準平野大地が広がる。県3大河川のひとつ日野川が南西部に源流を發し、町の中央部を北東に流れ、谷間から大小の河川が合流する。これらの河川の流域を中心に田園が広がり、標高280mから600mの間に大部分の集落と耕地が集まっている。

地質は花崗岩が広く分布し、表層は著しい風化作用を受け真砂土で覆われている。古くから山砂鉄を得るために鉄穴流しが行われてきたため鉄穴残丘の地形が見られる。

林相はコナラ、クリ林とスギ、ヒノキ等の常緑針葉樹林が大勢を占める。

2 災害

○ 災害の記録

年 月 日	種 類	災 害 の 状 況
明治19年9月24～25日	台 風	日野川沿岸で被害甚大
明治26年10月12～14日	台 風	山陰大洪水。稀に見る猛台風で、風雨ともに激しく、県下全般に被害がおよび、各地で大洪水が発生したものと推定される。
大正元年9月22日	台風による水害	県下全般にわたって死傷者、流出家屋、道路堤防の損壊、橋梁流失等多くの被害が出る。本町流域においても相当の被害が発生したと思われる。 多里の雨量 22日 220.5mmの記録がある。
大正7年7月10～12日	台風による水害	県下各河川とも大洪水となり氾濫した記録がある。 多里の雨量は10日～13日の総雨量210.8mmの記録がある。
大正7年9月13～15日	台風による水害	法勝寺川が氾濫し、兼久堤防決壊により、米子市の全域が心酔した。当地方においても道路損壊、橋の流失、田畑の流失等かなりの被害があったと思われる。
大正12年9月15～16日	台風による水害	県東部が中心となる災害であったが、稀に見る豪雨であり、当地方も道路、農地等に被害が続出した。
昭和5年6月25～29日	梅雨前線による水 害	日野川が氾濫し、地域に被害続出する。 日野上の雨量 191.6mm
昭和8年10月20～21日	台 風	道路、橋梁の損壊流失
昭和9年9月19～21日	室戸台風による風 水 害	県下全体に被害甚大 当地方も稀に見る大風水害であった。

		多里の雨量 213.0mm、1 日雨量 133.7mm
昭和 16 年 9 月 30 日 ～10 月 2 日	台風による水害	日野上の総雨量 271.7mm 水害
昭和 18 年 9 月 20 日	台 風	日野上の総雨量 19 日 213 ミリ、20 日 115mm、3 日間の総雨量 392mm の記録あり、相当の出水が推測される。
昭和 20 年 9 月 17～18 日	枕崎台風	雨量 160mm、風速 10 時間の平均 25.5m、瞬間最大風速 37.8m/s、田畑の浸水流失、道路損壊、がけ崩れ等あり。
昭和 20 年 10 月 10～11 日	阿久根台風	雨量 8～12 日 195.5mm
昭和 25 年 9 月 3 日	ジェーン台風	雨量 1～3 日 155.3mm
昭和 25 年 9 月 13～14 日	キジア台風	農作物の被害
昭和 26 年 10 月 14～15 日	ルース台風	15 日 2～3 時頃当地方を通過、雨量 13～15 日 242.7mm、道路損壊、がけ崩れ、田畑の流失被害あり。
昭和 28 年 9 月 22～25 日	台風の余波による水害	水稻の冠水による減収がひどく、その他の水害続出する。 雨量 22～25 日 141.2mm
昭和 29 年 9 月 7～8 日 昭和 29 年 9 月 13 日	台風 13 号 台風 12 号	風雨ともに激しく、各地に被害あり。
昭和 29 年 9 月 25～26 日	台風 15 号	26 日午前 8 時すぎ、当町地方を通過、日本海を北東に抜ける。（函館沖で洞爺丸転覆） 水稻等の風害が著しく、田畑の流失等被害多出。 雨量 97.5mm
昭和 31 年 8 月 17 日	台風 9 号	山陰沖通過 風雨激しく被害あり。
昭和 34 年 9 月 26 日	伊勢湾台風	暴風雨による道路損壊、がけ崩れ、田畑の流失等の被害多し。
昭和 36 年 7 月 4 日	梅雨前線による 集 中 豪 雨	集中豪雨による道路損壊、橋梁流失、農地農業用施設の被害あり。 雨量 阿毘緑 113mm 日野上 87mm
昭和 37 年 7 月 5 日	梅雨前線による 集 中 豪 雨	集中豪雨による道路損壊、橋梁流失、農地農業用施設の被害あり。
昭和 38 年 6 月 13 日	梅雨前線 台風 3 号による 大 雨	被害記録あり 90mm
昭和 38 年 1～2 月	雪 害 雪 崩	阿毘緑積雪量 2/9 220 c m 日野上 98 c m 1/23 185 c m 90 c m 1/13 135 c m 72 c m 最高 220 c m 98 c m 家屋の倒壊 孤立集落が続出し、災害救助法を適用し救援活動が行わ

		れた。 自衛隊美保航空輸送団による航空機からの物資投下および陸上自衛隊の除雪等が行われた。
昭和 38 年 6 月 3～5 日	梅 雨 前 線	集中豪雨により道路、橋等の損壊、田畑の流失等被害多し。 日野上 134mm
昭和 38 年 6 月 13～14 日	台風 3 号	日野上 90mm
昭和 40 年 6 月 19～21 日	梅雨前線による 台 風 9 号	道路、橋梁損壊 44 ヶ所、農地、農業用施設 232 ヶ所、田畑の冠水 125 h a、生山家畜市場流失 19～21 日 日野上の雨量 178mm
昭和 40 年 7 月 22 日	梅 雨 前 線	日野上 189mm 石霞溪で土砂崩れ
昭和 43 年 2 月	豪 雪	阿毘緑 250 c m
昭和 45 年 8 月 21 日	台風 1 0 号	風雨強く、家屋の損壊あり。損傷家屋 3 7 戸（届出によるもの）立木の倒伏 1,200 m ² 道路橋梁 37 ヶ所 学校等公共建物の損傷 15 ヶ所等
昭和 47 年 7 月 10～13 日	梅 雨 前 線	集中豪雨により道路、橋等の損壊、被害多し。 国道 183 号線宮内地内土砂崩れ、三栄地内道路損壊、坂本堤防決壊、新中学校への水の流入。伯備線不通。 多里の総雨量 397.5mm 1 日雨量 181.0mm
昭和 51 年 9 月 8～19 日	台風 1 7 号	茶屋 262mm
昭和 53 年 6 月 12 日	降 雹	石見、福栄、山上、多里で農作物被害
昭和 54 年 10 月 18～19 日	台風 2 0 号	茶屋 214mm
昭和 55 年 7 月上旬 ～8 月下旬	長 雨 異 常 低 温 寡 照	長雨、低温、日照不足で農作物に被害。 イモチ病多発（激甚災指定）
昭和 57 年 6 月 4 日～7 月 13 日	干 害	梅雨前線の活動が弱く少雨のため農林水産物に被害が出た。（天災融資法適用）
昭和 58 年 12 月～3 月	雪 害	住宅一部破損 農業用施設倒壊発生
昭和 59 年 2 月 6 日から 1 週間	豪 雪	降雪 阿毘緑 192 c m 生山 163 c m
昭和 60 年 6 月 21 日 ～7 月 14 日	梅 雨 前 線	橋梁損壊
昭和 62 年 10 月 16 日 ～10 月 17 日	台風 19 号	茶屋 177mm 住宅一部破損
平成 3 年 9 月 27 日	台風 19 号	神戸上で半数の住宅被害

		日南町内で1割の住宅に被害 農業用施設、農作物に被害
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	鳥取県西部を震源にマグニチュード7.3 日南町で震度6弱 家屋の倒壊、斜面崩落、落石、道路・鉄道に被害
平成17年 12月4日～平成18年1 月中旬	豪雪	家屋の損壊、交通・電力障害
平成18年 7月15日～19日	豪雨	河上でがけ崩れのため国道通行止め 雨量 茶屋 429mm 上萩山 446mm 阿毘緑 411mm
平成20年8月29日	降雹	阿毘緑、山上でピンポン玉大の雹 農作物、家屋、ビニールハウスに被害
平成22年 7月16日～20日	豪雨	福栄、石見地区を中心に農地、道路、河川、住宅に被害 床上浸水1、床下浸水14、非住家6
平成30年7月5日	豪雨	大雨特別警報発令 土砂災害警戒情報発令 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告発令 農業施設、道路、河川、林道に被害 雨量 鍵掛峠 410mm 多里 346mm 茶屋 305.5mm
平成30年9月29日	台風24号	日野川氾濫危険水位超過 避難指示（緊急）発令 雨量 阿毘緑 269mm 丸山 275mm（丸山で6時間に117mm） 茶屋 272.5mm

○ 比較的震度の大きい地震として記録に残るものは、次のようなものがある。

大正14年7月4日	地震	日野川流域に大地震の記録がある
昭和27年11月28日	地震	日野川流域
昭和30年6月23日	地震	日野町根雨を中心とする日野郡一帯の大地震
平成12年10月6日	地震	鳥取県西部地震 日南町で震度6弱
平成28年10月21日	地震	鳥取県中部地震 日南町で震度4

○ 当町内で発生した大火災は、次のようなものがある。

年 月 日	被 災 地	摘 要
昭和 4 年 8 月 30 日	矢戸地区	26 戸全半焼
昭和 21 年	中石見地区	石見西小学校全焼
昭和 22 年	多里地区	多里国民学校校舎半焼
昭和 26 年 6 月 28 日	下阿毘緑地区	解脱寺 245 坪全焼
昭和 28 年 2 月 3 日	印賀地区	大宮小学校、大宮中学校校舎全焼
昭和 28 年 12 月 17 日	生山地区	生山大火 103 戸全半焼
昭和 35 年 3 月 20 日	下石見	全焼 4 戸 半焼 1 戸

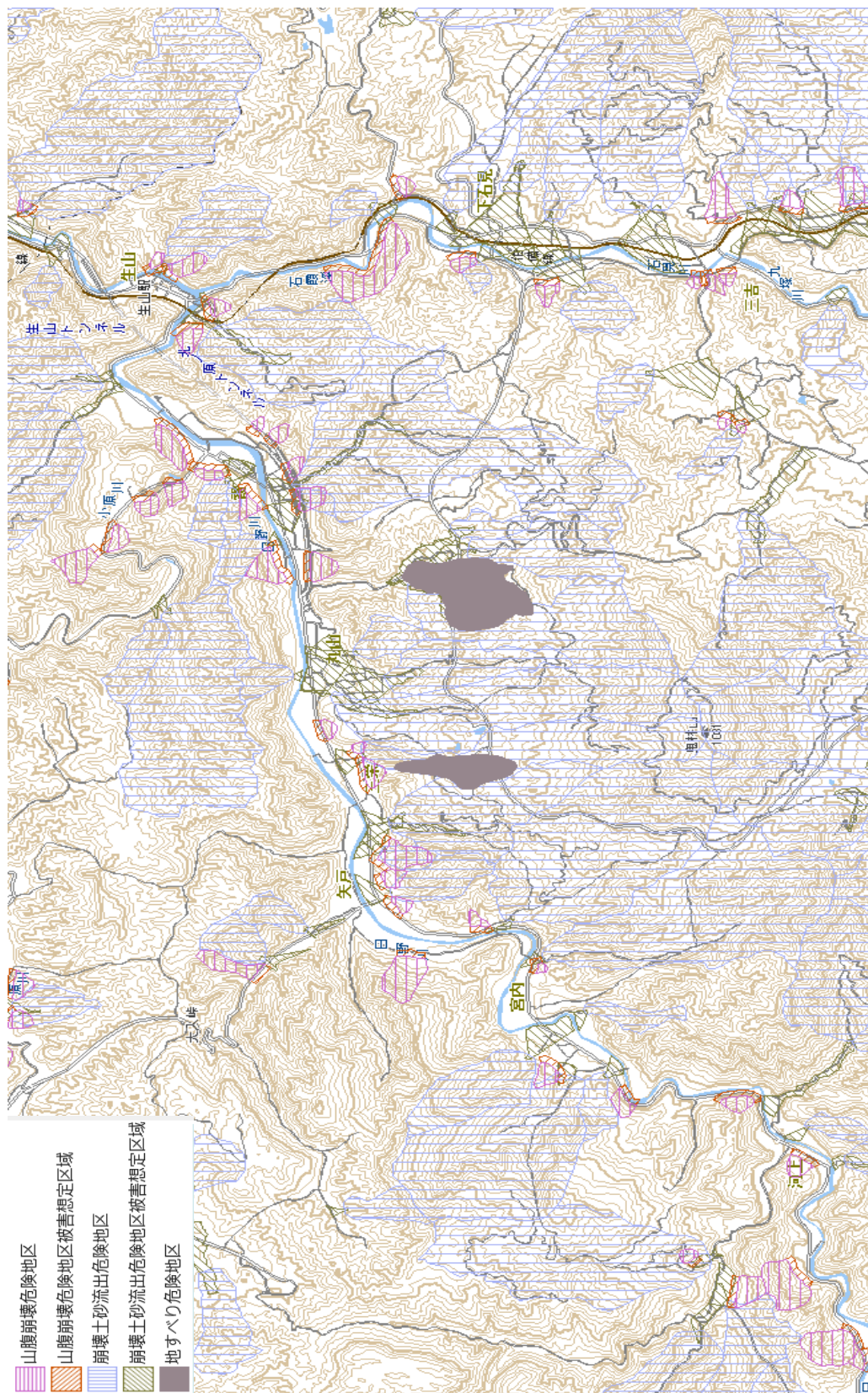
災害予防計画

第2章 災害予防計画

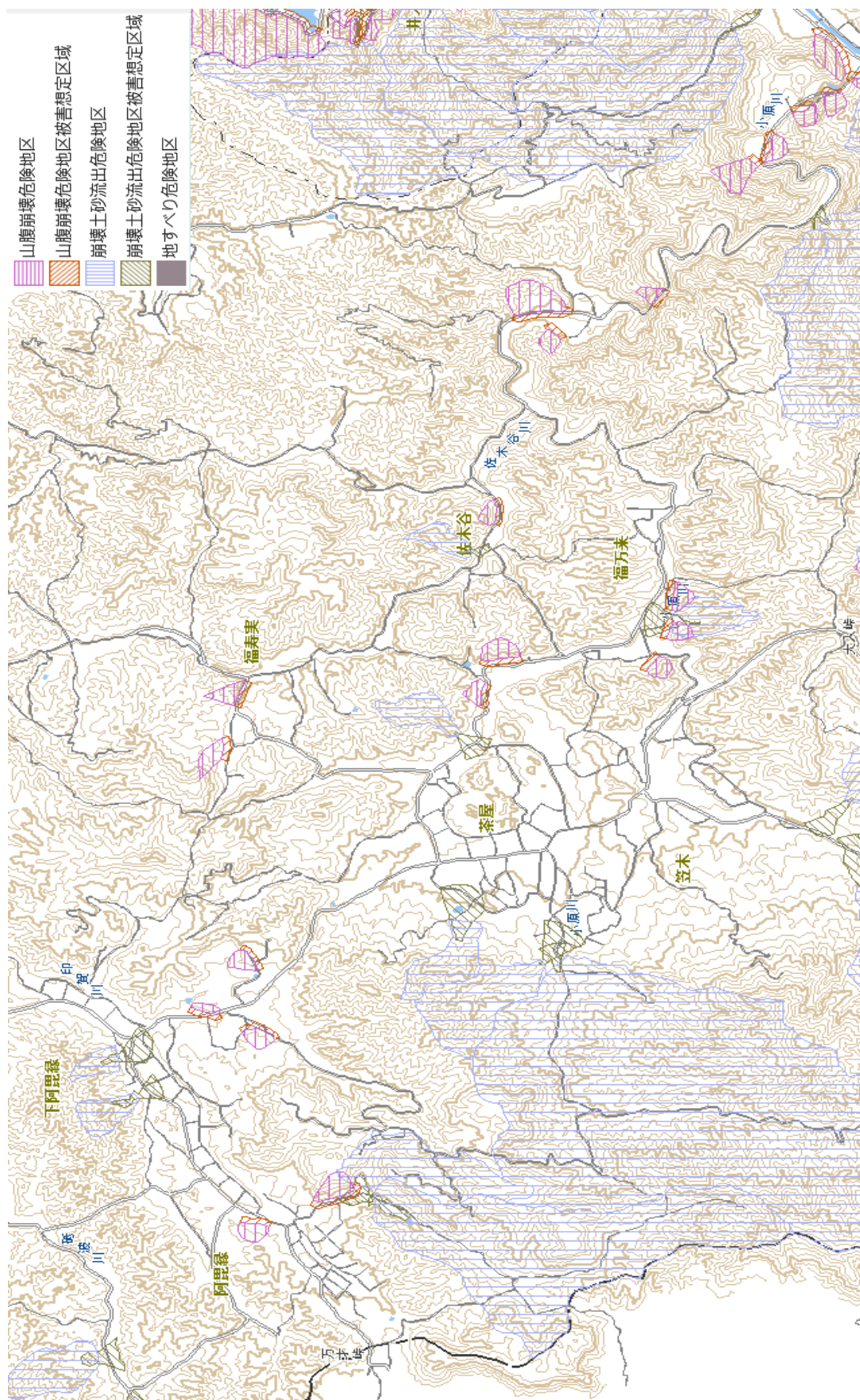
第1節 災害危険区域の設定

1. 山地災害危険地区

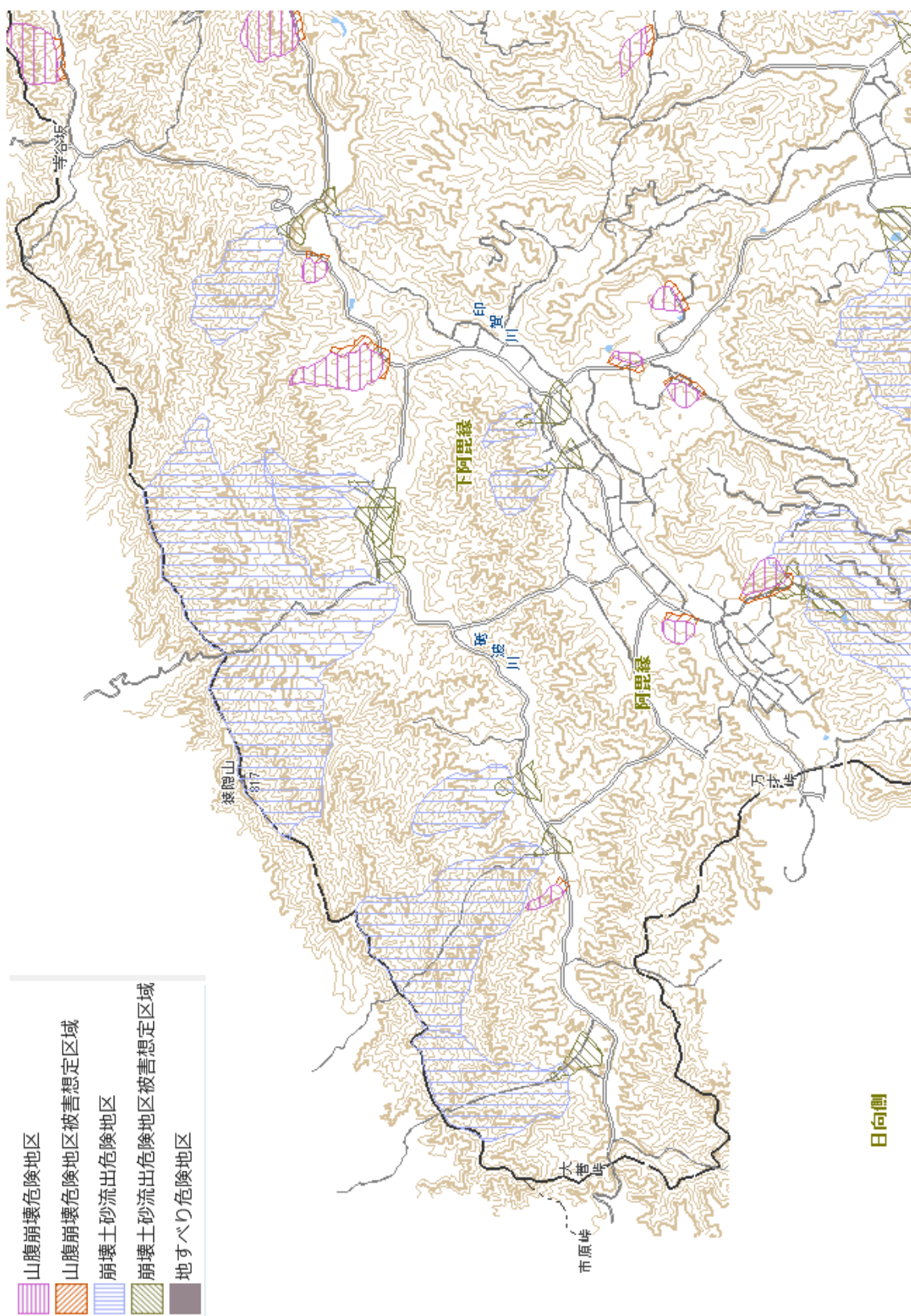
日野上地区 山地災害危険地区



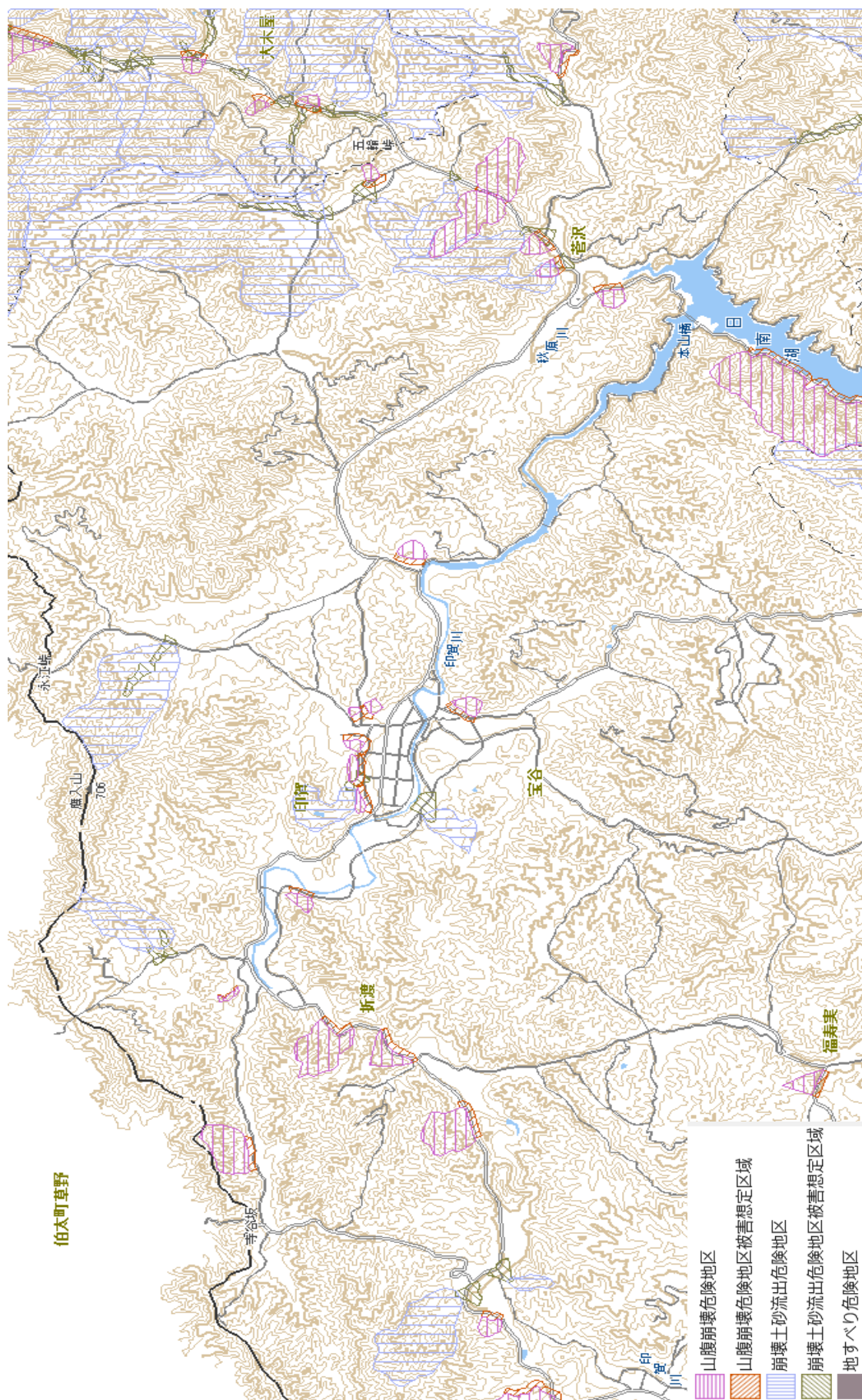
山上地区 山地災害危険地区



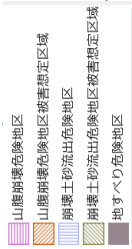
阿毘緑地区 山地災害危険地区



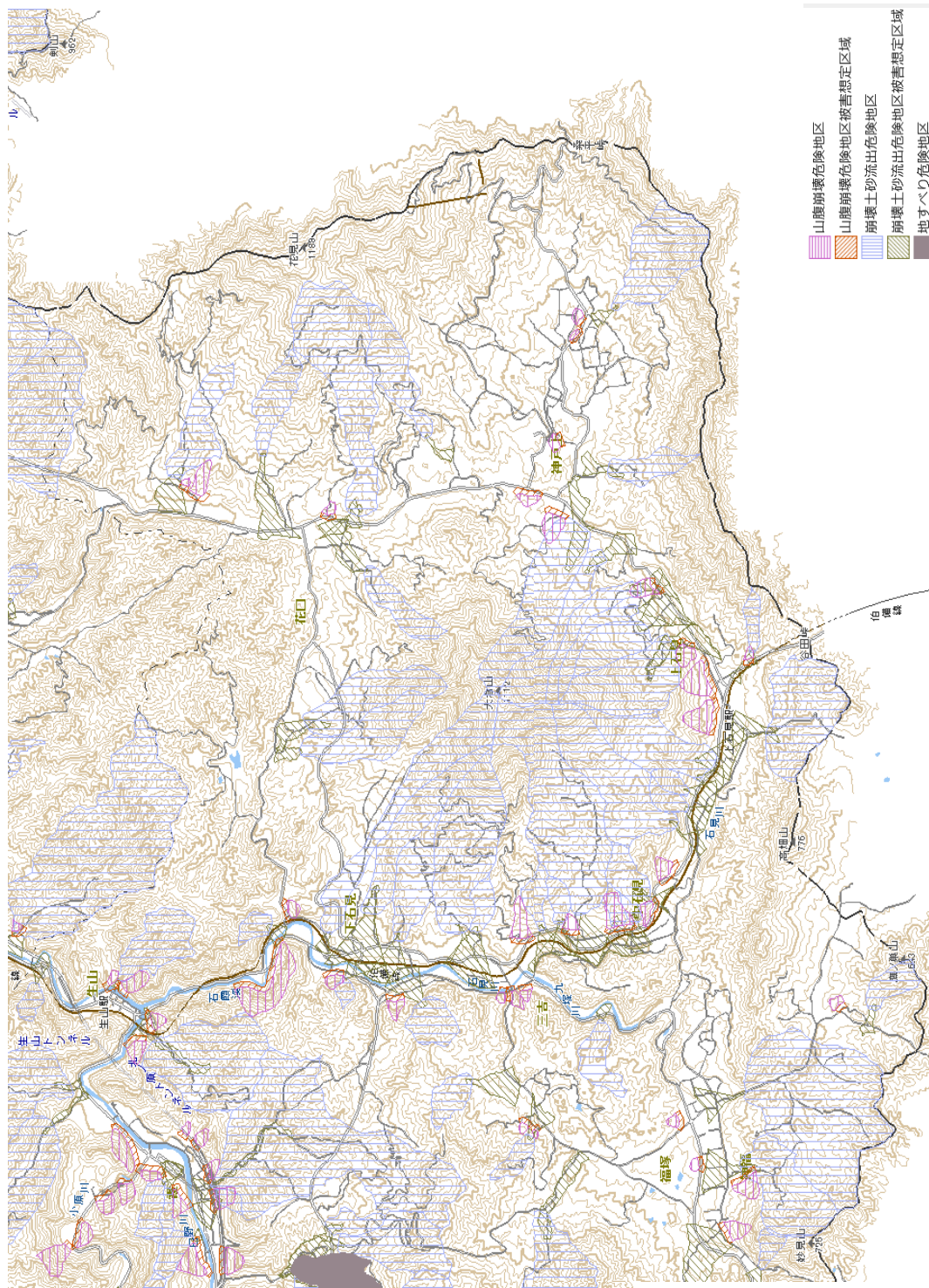
大宮地区 山地災害危険地区



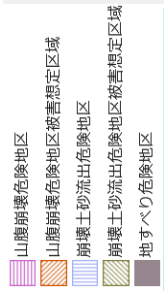
多里地区 山地災害危險地区



石見地区 山地災害危険地区

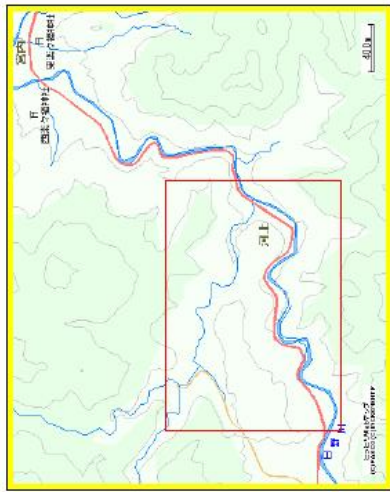
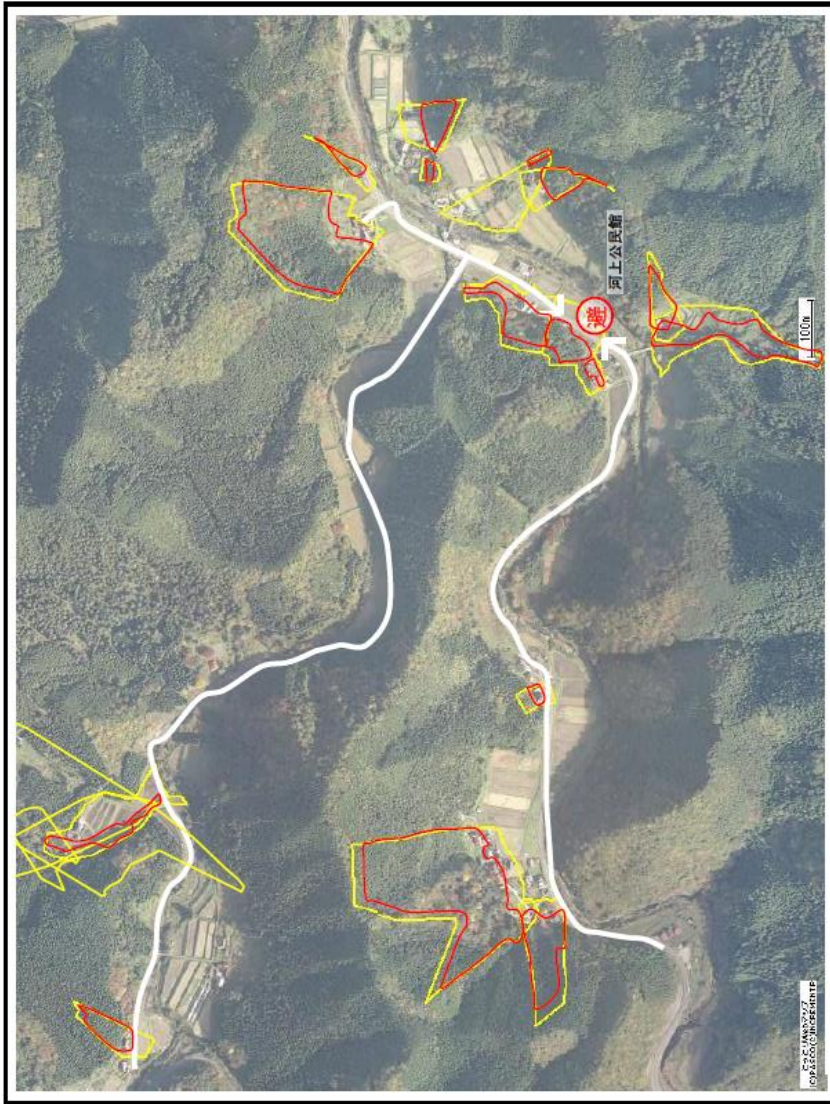


福榮地區 山地災害危險地區



日南町河上地区 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



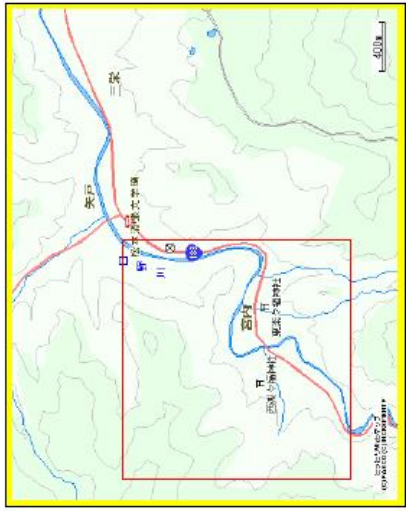
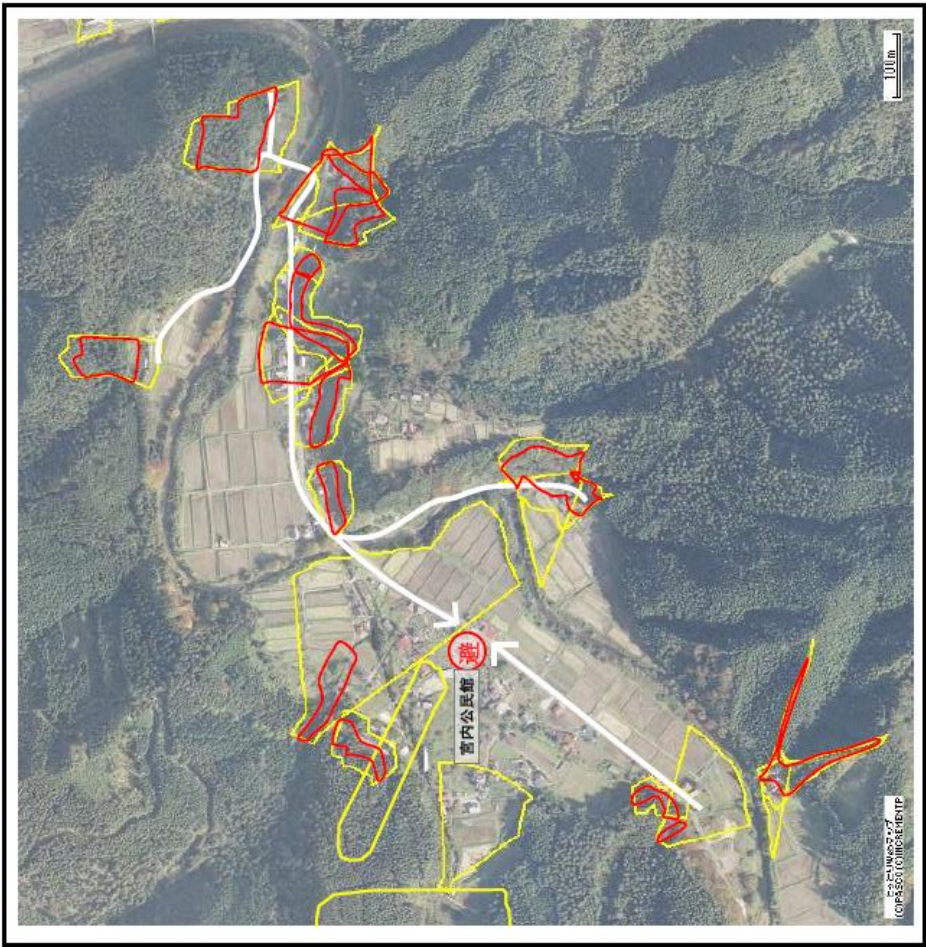
項目	記号
土砂災害警戒区域	黄色
土砂災害特別警戒区域	赤色
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自主
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や深流、避難場所などをよく確認しましょう。

2 土砂災害ハザードマップ

日南町宮内地区 土砂災害ハザードマップ

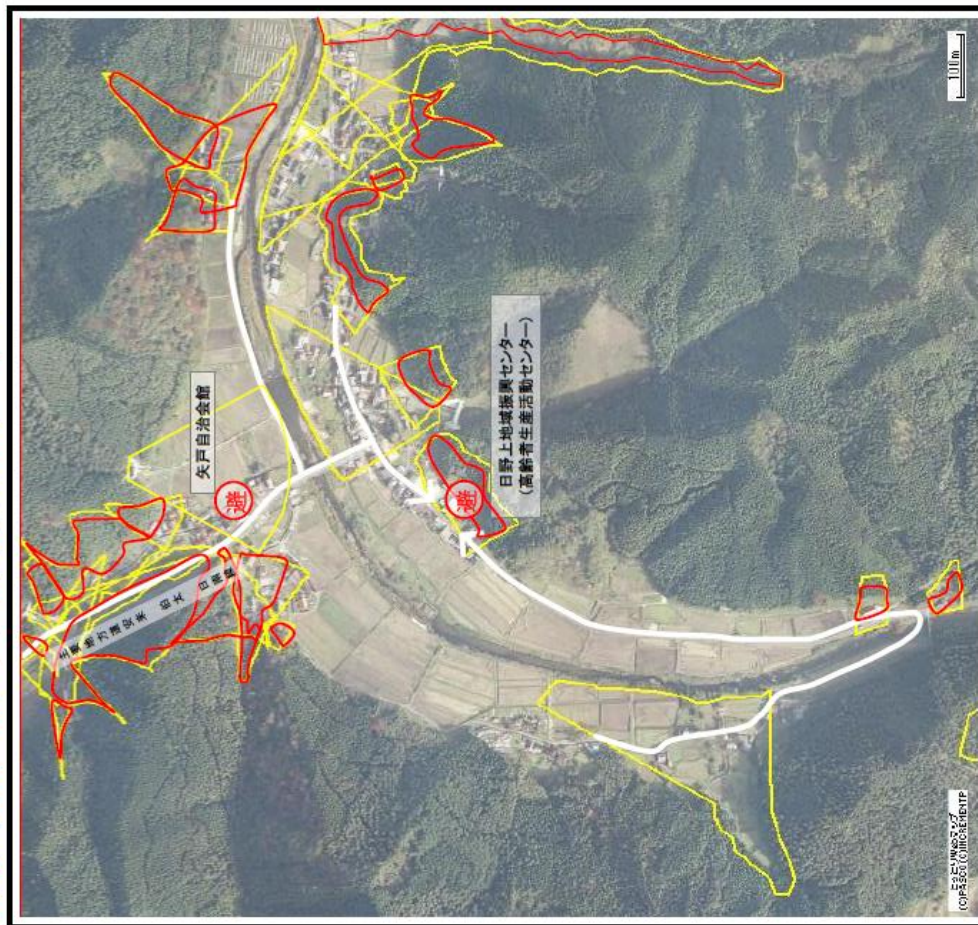
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自主
主要な避難路	
災害時要配慮者避難施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町矢戸地区 土砂災害ハザードマップ



問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

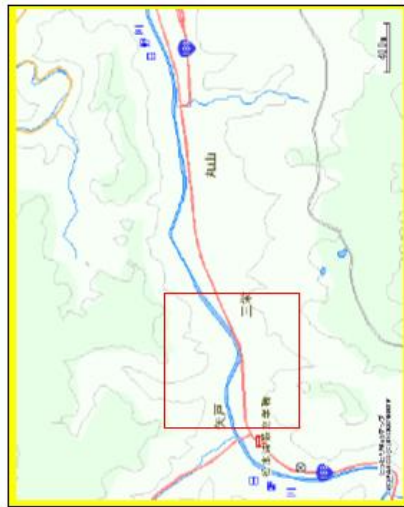
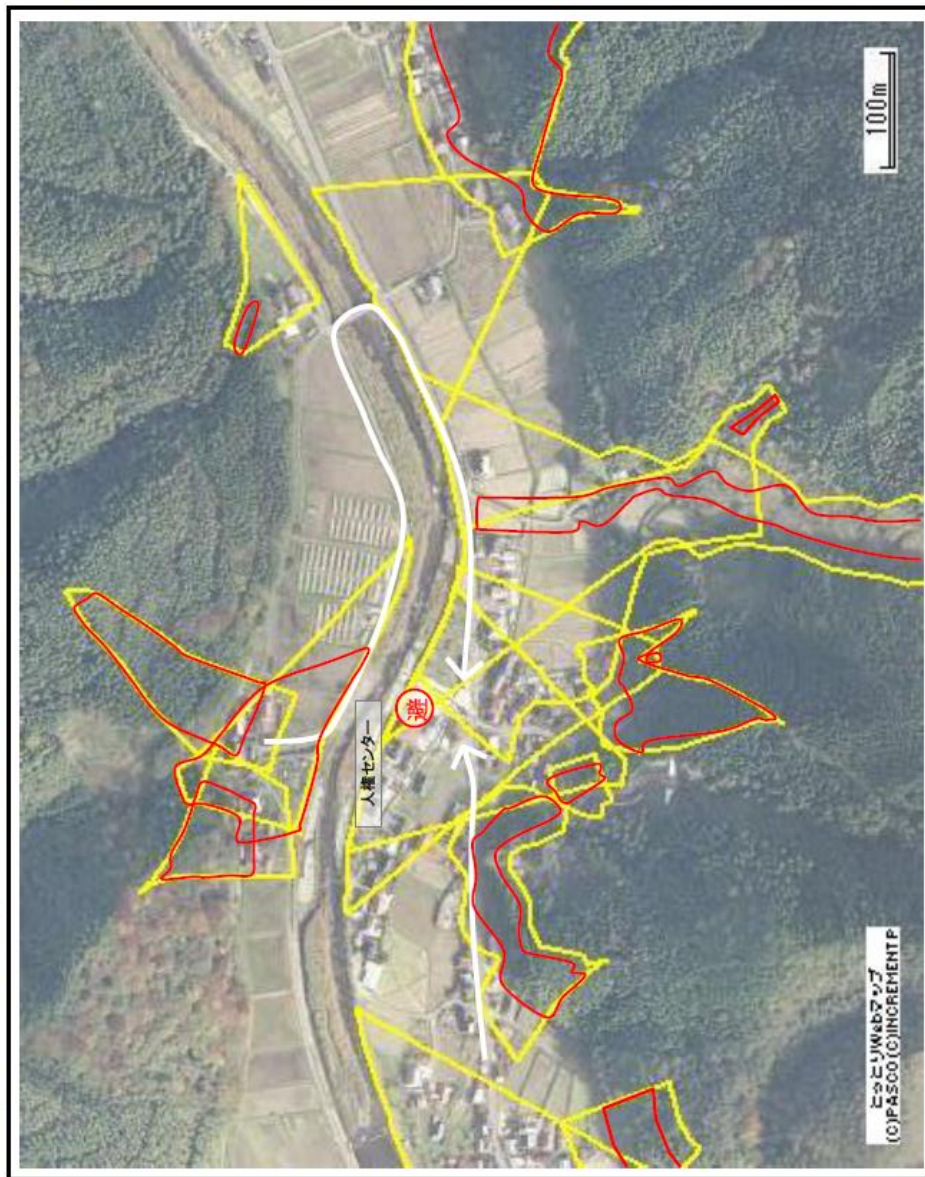


項目	記号
土砂災害警戒区域	黄色
土砂災害特別警戒区域	赤色
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自主
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	赤色

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や深流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町上三栄地区 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項 目	記 号
土砂災害警戒区域	黄色
土砂災害特別警戒区域	赤色
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	注
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や浸流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町三栄地区 土砂災害ハザードマップ

日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

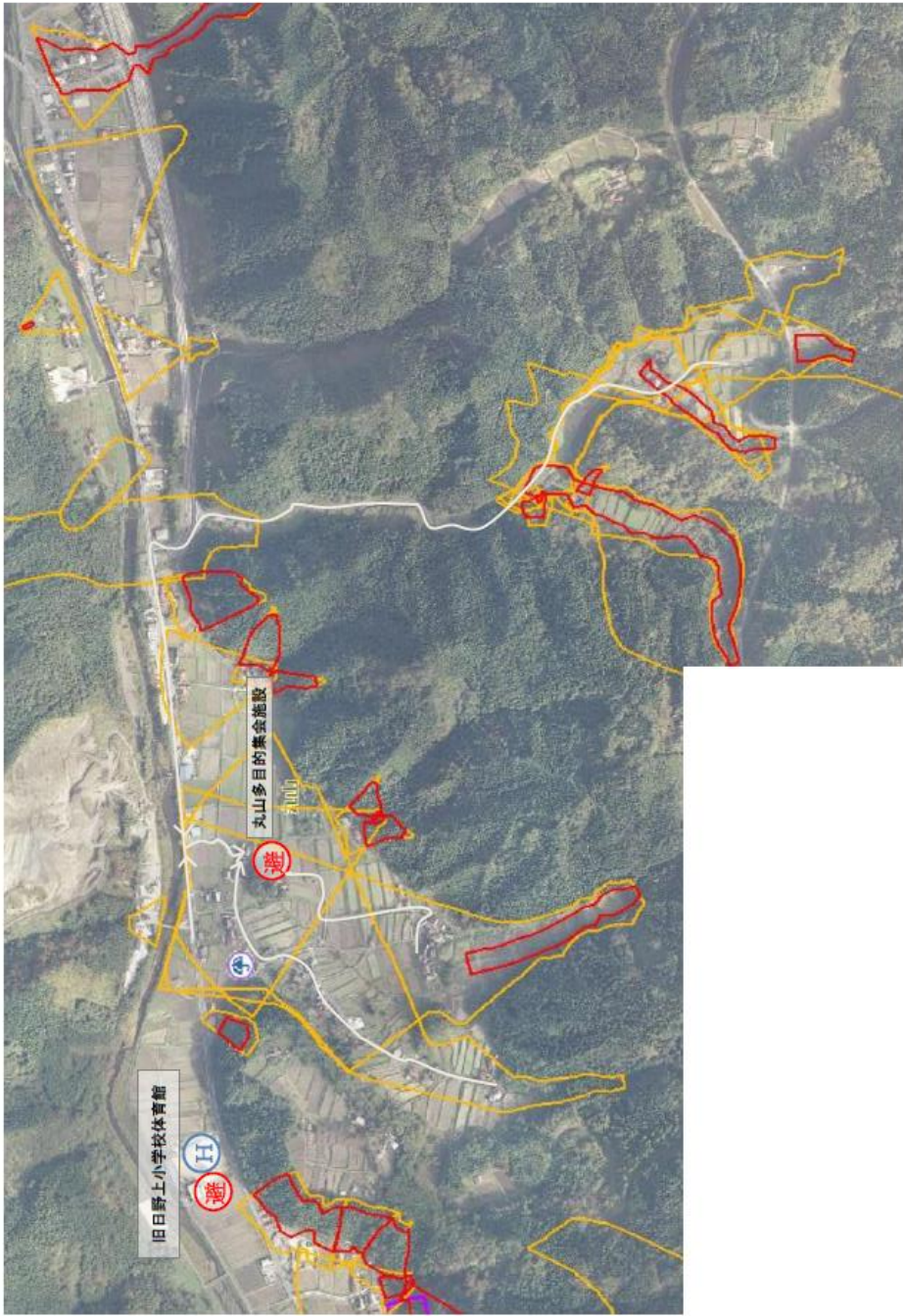
項 目	記 号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定河川管理事務所	
歴史重要場所	
指定避難所	
自主避難所	
主要避難施設	
入川避難場	
指定河川管理事務所	



クリックまたはマウ

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「懸崖物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
 - ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の材料や廃物、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町丸山地区 土砂災害ハザードマップ



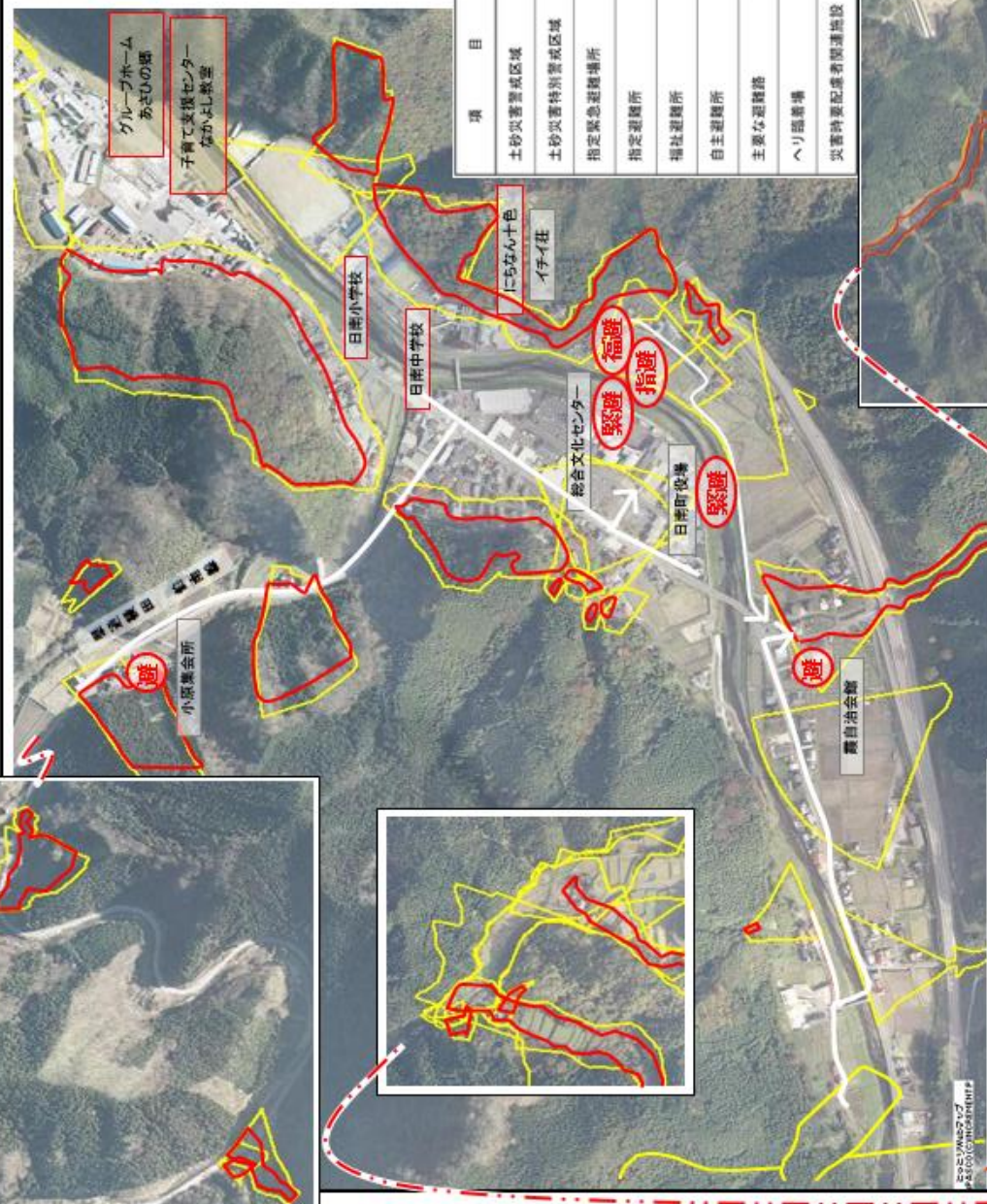
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	
指定避難所	
福祉避難所	
自主避難所	
主要な避難路	
へり階堤防	
災害時要援護者関連施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町霞地区 土砂災害ハザードマップ



問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



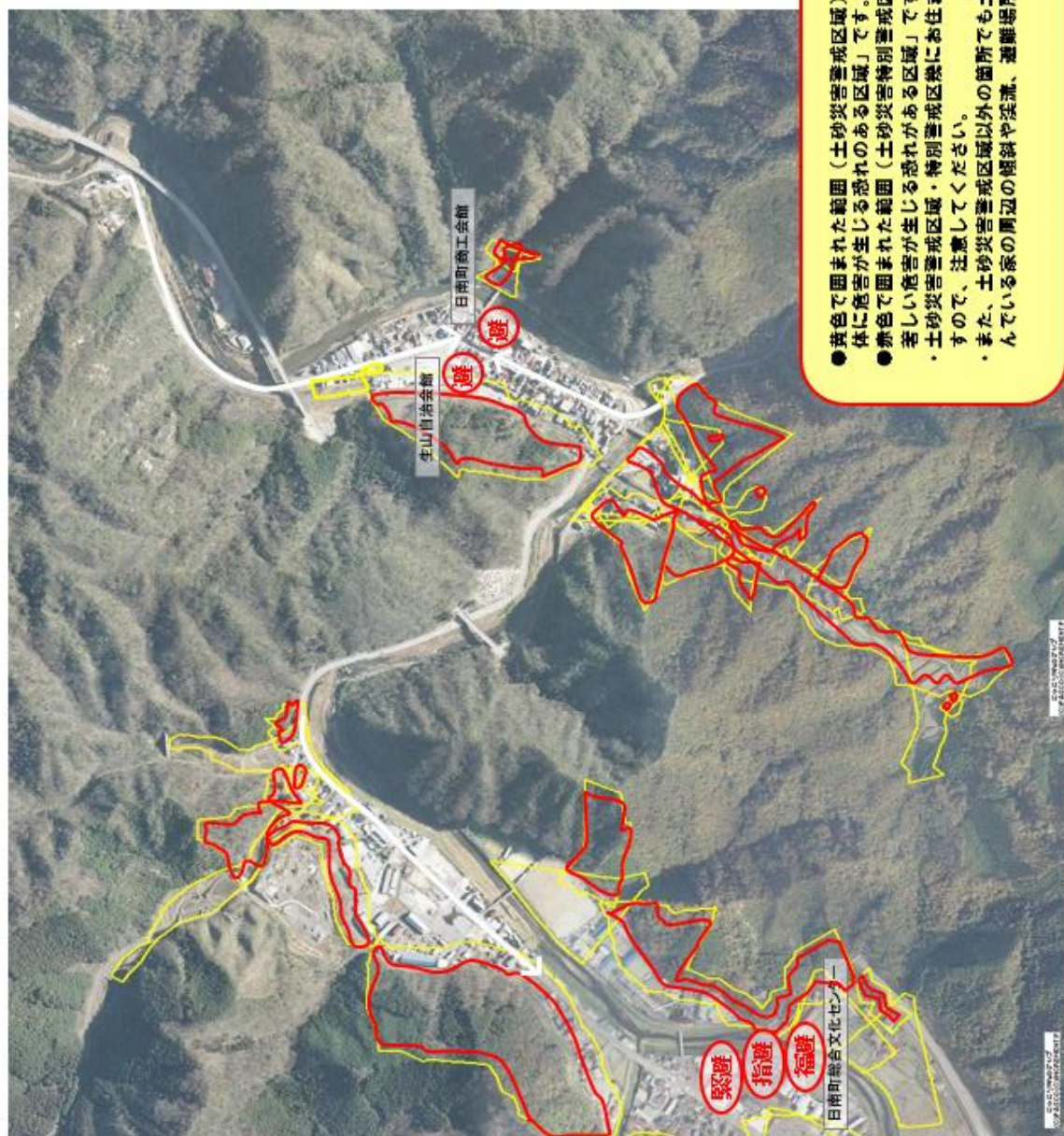
項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	
指定避難所	
福祉避難所	
自主避難所	
主要な避難路	
ヘリコプター着陸場	
災害時要配慮者関連施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- 土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や深溝、避難場所などをよく確認しましょう。



日南町生山地区 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項	目	記	号
土砂災害警戒区域			
土砂災害特別警戒区域指定区域			
避難場所			
主要な避難路			
災害時要援護者関連施設			

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の周辺の傾斜や浸水、避難場所などをよく確認しましょう。

問い合わせ先

陸防線 豊後町南 日

项 目	记 号
-----	-----

土砂災害警戒区域	
----------	--

	土砂災害特別警戒区域
--	------------

宣統三年四月

	16	0.48
--	----	------

1000	1000
1000	1000

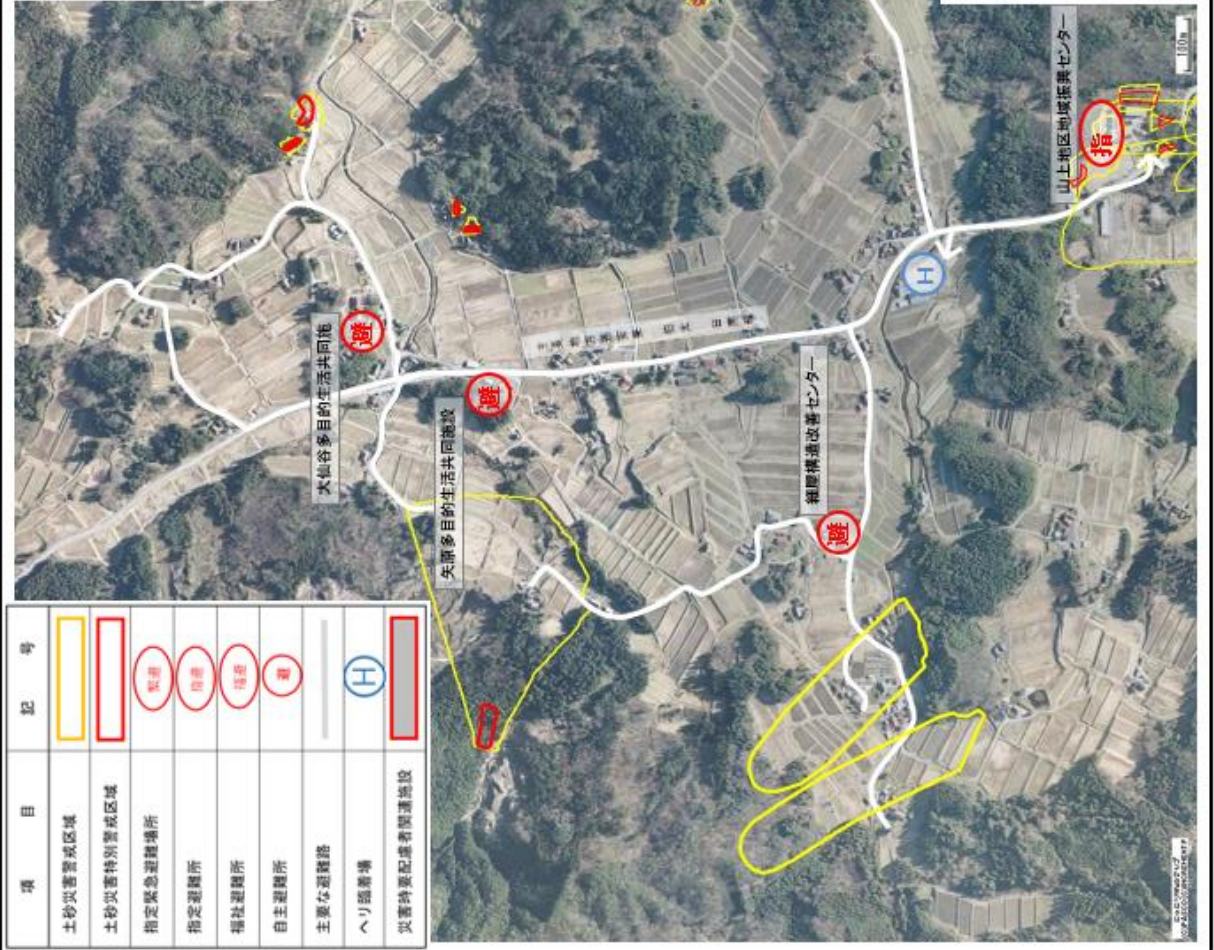
物産館		
物産館		

五五五

	()	
主要な通関路		

①	東洋銀行
---	------

災害時要配慮者関連施設



黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。

赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。

・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときに、土砂災害避難が必要となりますので、注意してください。

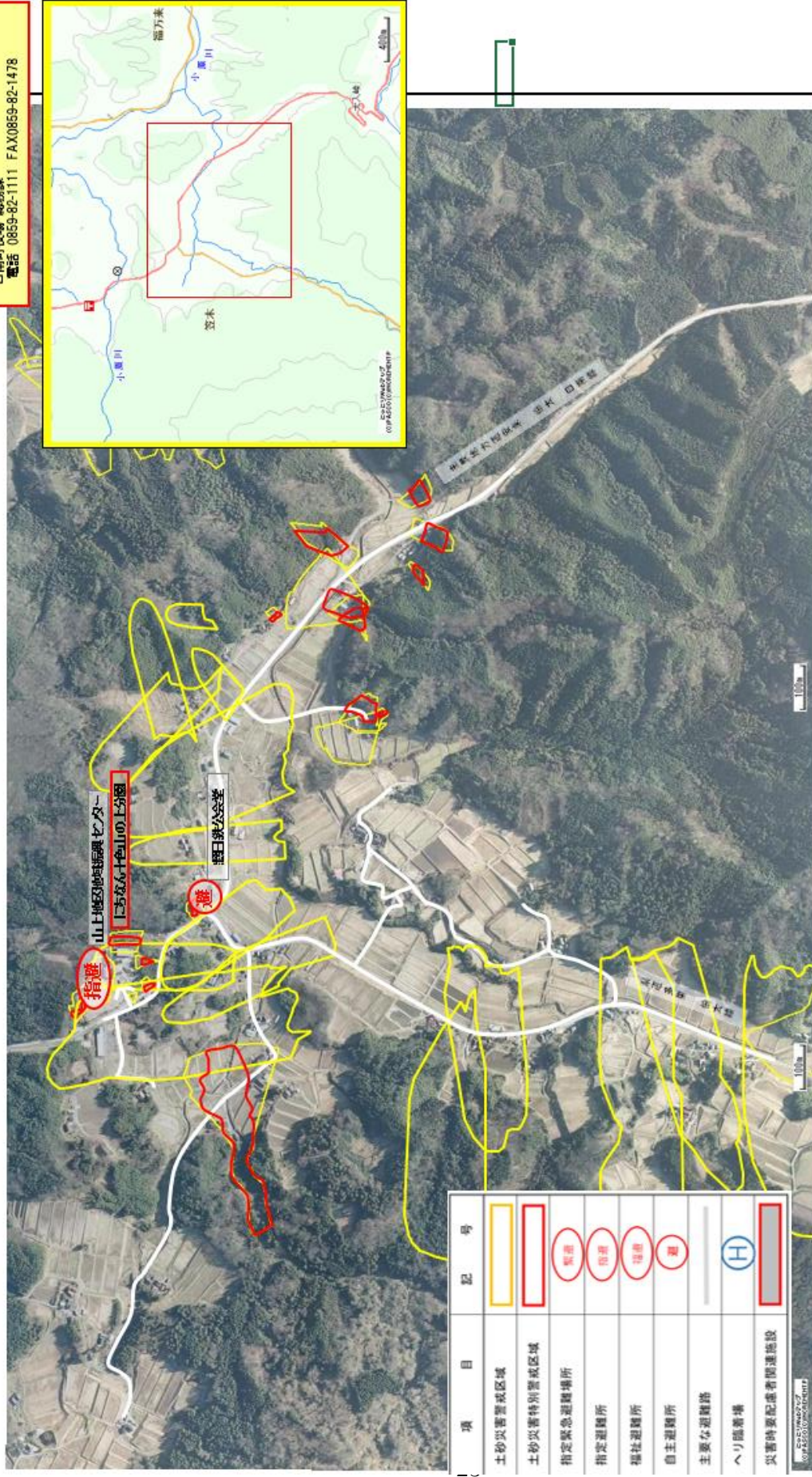
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性があり、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や浸水避難場所などをよく確認しましょう。

日南町笠木地区① 土砂災害ハザードマップ

お問い合わせ先

日南町役場 総務課

電話 0859-82-1111 FAX 0859-82-1478

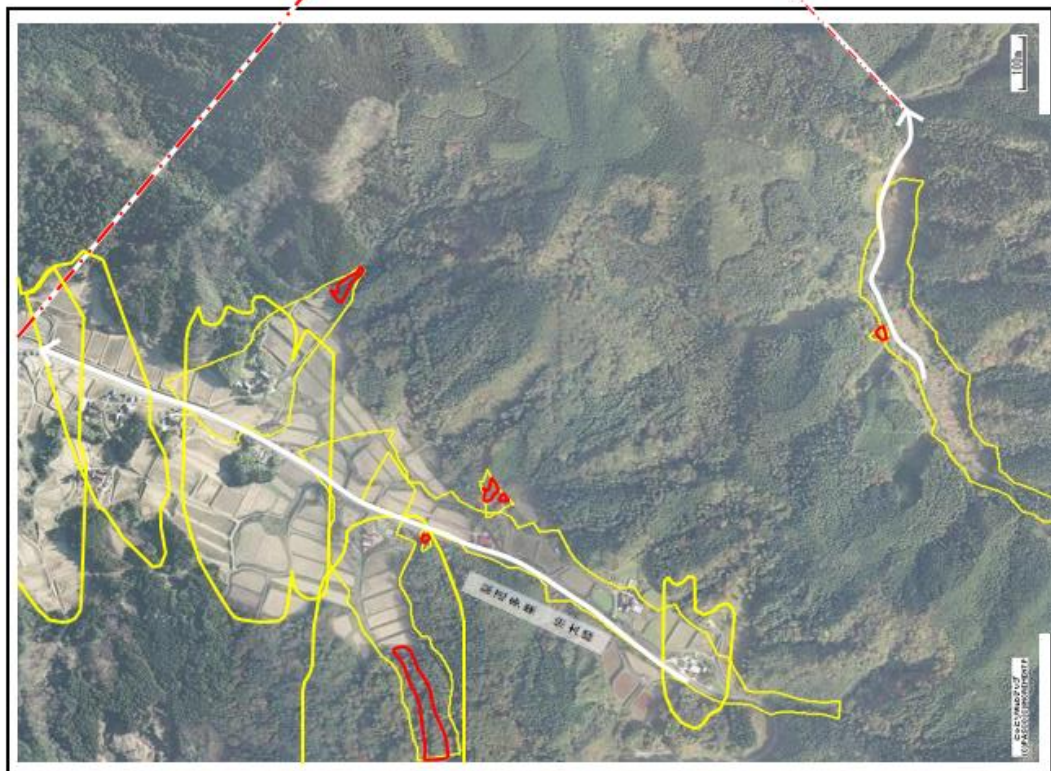


- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警報区域内）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときにも土砂災害警戒が必要となりますので、注意してください。
- また、土砂災害警戒区域以外にも、土砂災害の発生する可能性があり、自分の住んでいる家の周辺の傾斜地や河川、遊歩場などをよく確認しましょう。

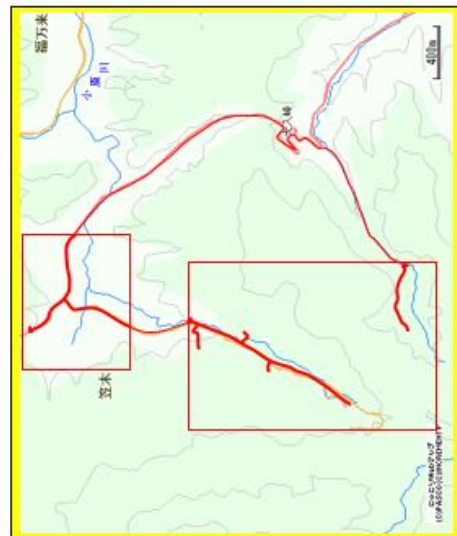
日南町笠木地区② 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先

日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項 目	記 号
土砂災害警戒区域	黄色の枠
土砂災害特別警戒区域	赤色の枠
指定緊急避難場所	緊急 (赤い丸)
指定避難所	指定 (赤い丸)
福祉避難所	福祉 (赤い丸)
自主避難所	自主 (赤い丸)
主要な避難路	— (白線)
ヘリコプター着陸場	H (青い丸)
災害時要配慮者関連施設	赤い枠

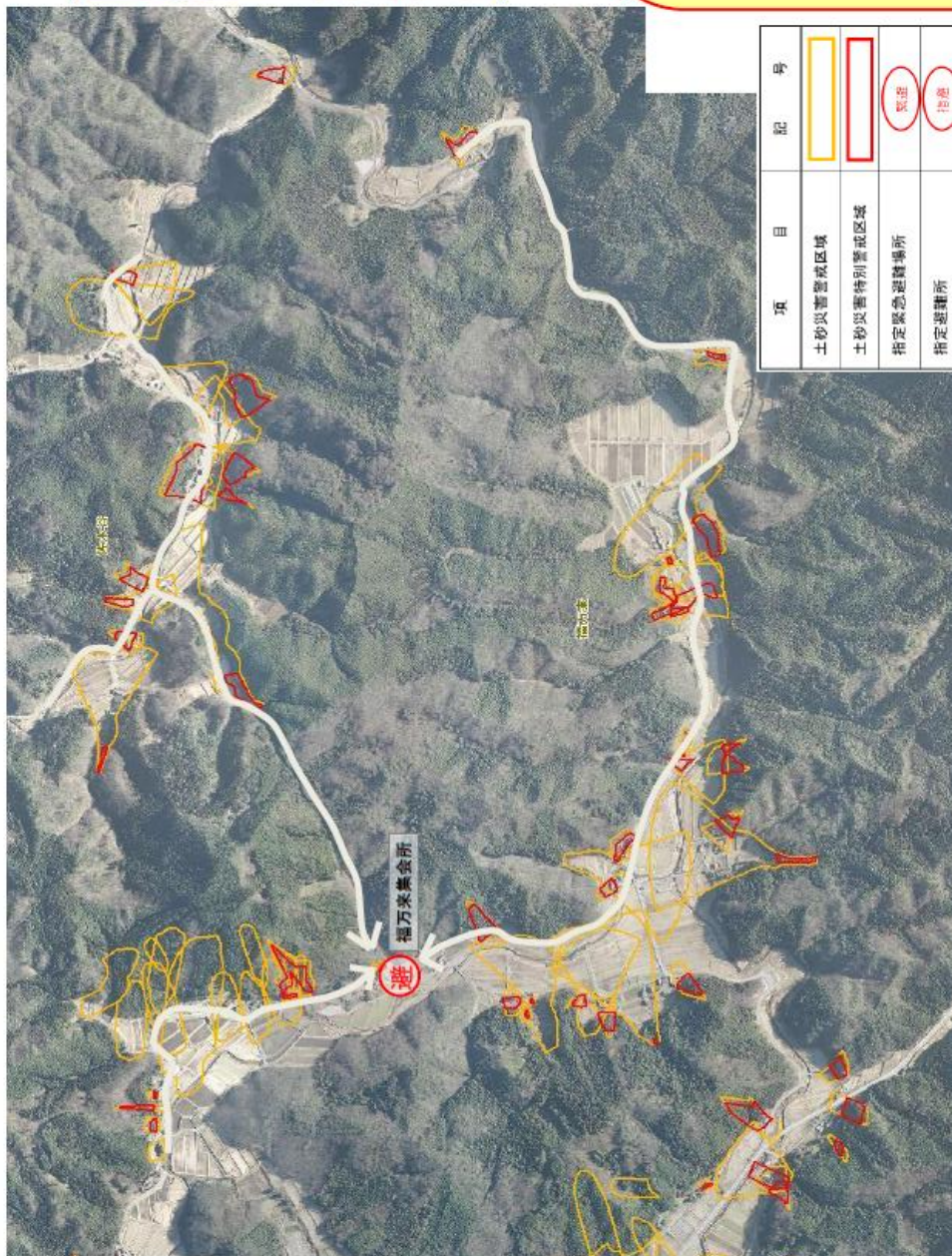


●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。

●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。

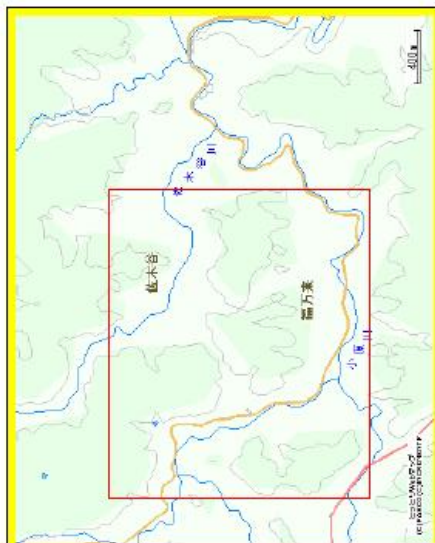
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町福万来・佐木谷地区① 土砂災害ハザードマップ



項 目	記 号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	
指定避難所	
福祉避難所	
自主避難所	
主要な避難路	
ヘリポート	
災害時要配慮施設	

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

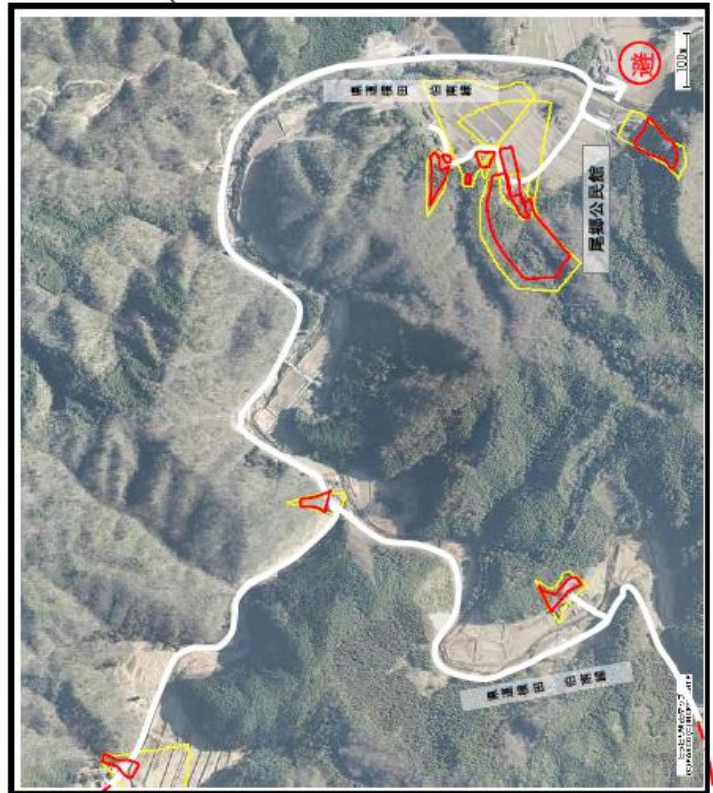
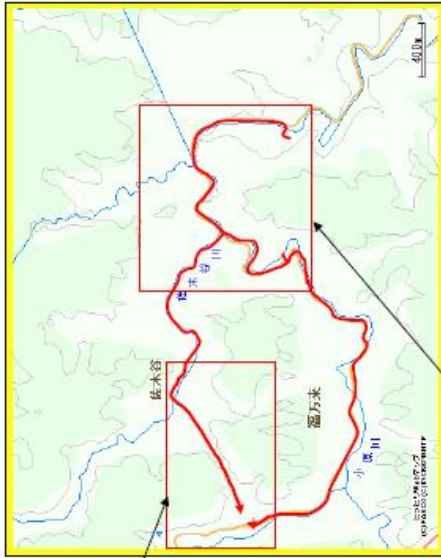


- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町福万来・佐木谷地区② 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先

日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	
指定避難所	
福祉避難所	
自主避難所	
主要な避難路	
へり崩れ等	
災害時要配慮者関連施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域です」。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町福寿実地区① 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先

日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項 目	記 号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自主
主要な避難経路	
へり崩れ場	(H)
次期防災施設整備計画施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必

要となりますので、注意してください。

・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性があります

[illegible]

項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	（緑）
指定避難所	（青）
福祉避難所	（黄）
自主避難所	（赤）
主要避難路	
災害時要配慮避難施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。

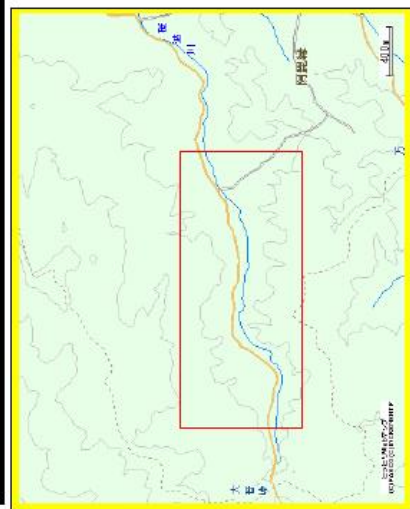
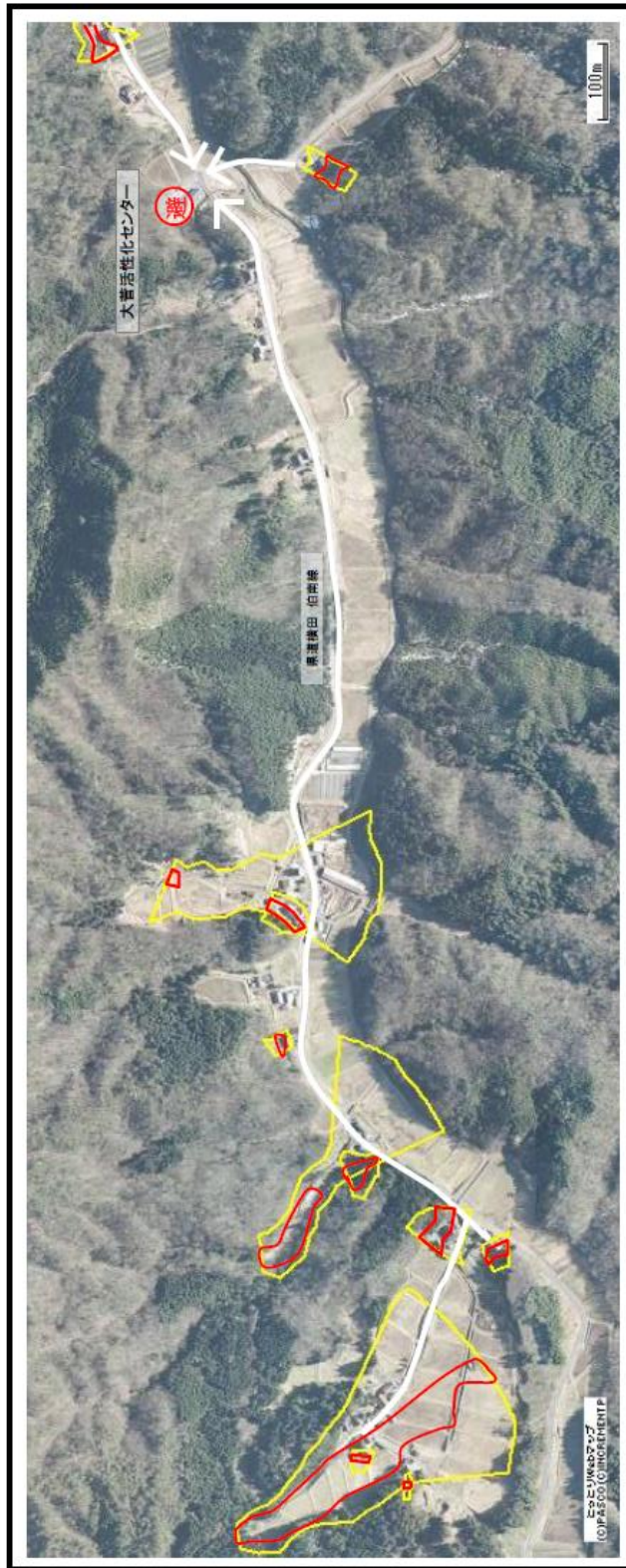
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。

また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性があり、ますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しよう。

日南町大菅地区① 土砂災害ハザードマップ

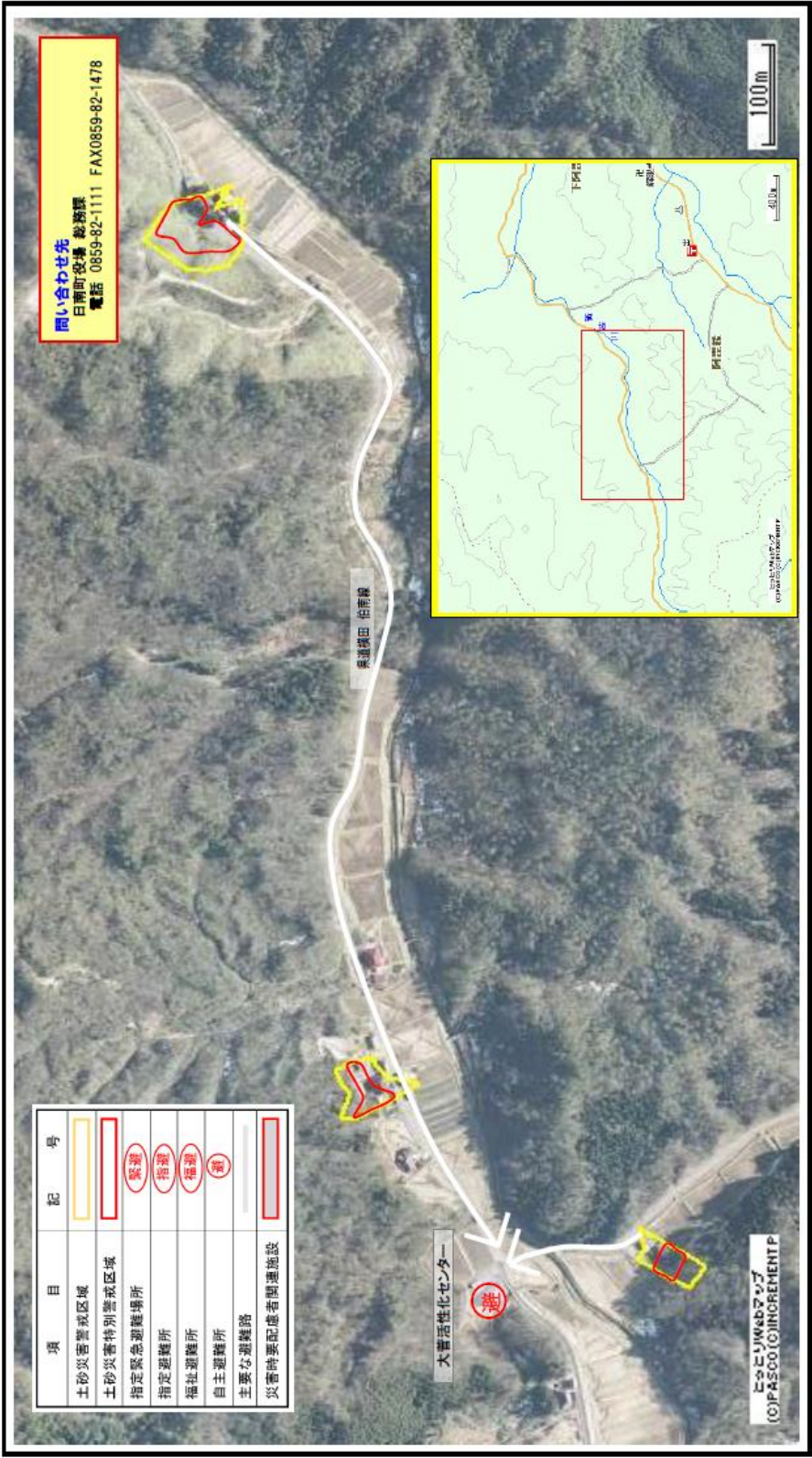
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項目	記号
土砂災害警戒区域	黄色
土砂災害特別警戒区域	赤色
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自主
主要な避難路	赤色
災害時要配慮者関連施設	赤色

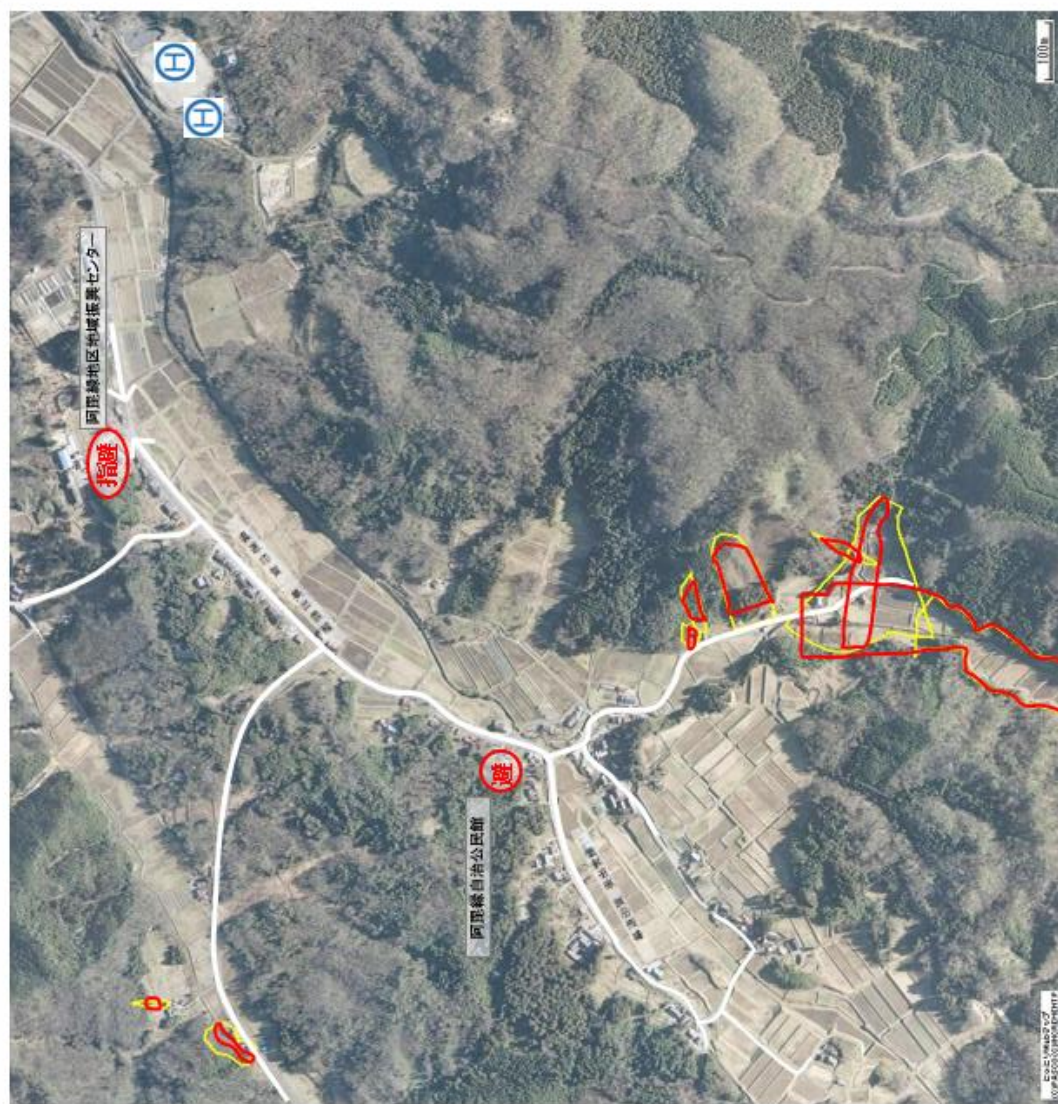
- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や浸透、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町大菅地区② 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町阿昆緑地区 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や流れ、避難場所などをよく確認しましょう。

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

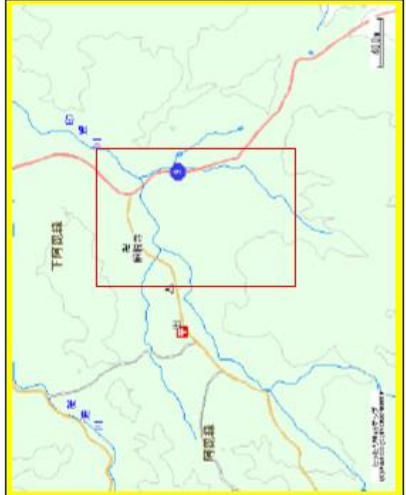


項 目	記 号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	
指定避難所	
福祉避難所	
自主避難所	
主要な避難路	
ヘリ避難場	
災害時要配慮者避難施設	

日南町下阿毘縁地区① 土砂災害ハザードマップ



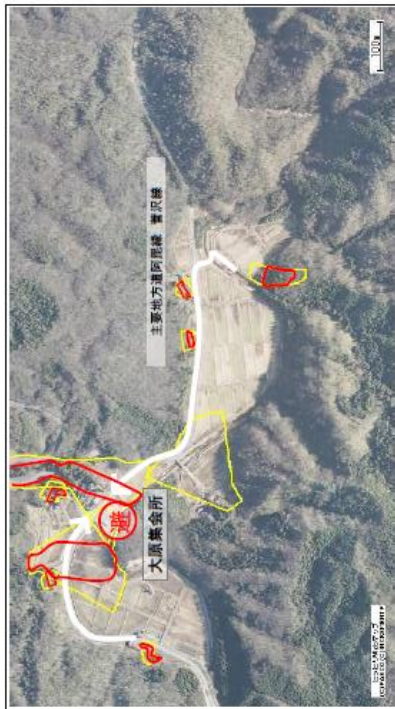
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項 目	記 号
土砂災害警戒区域	黄色
土砂災害特別警戒区域	赤色
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自主
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

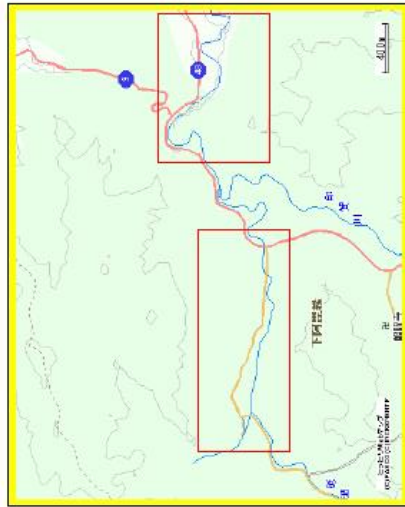
- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必須となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町下阿昆縁地区② 土砂災害ハザードマップ



- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や深流、避難場所などをよく確認しましょう。

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



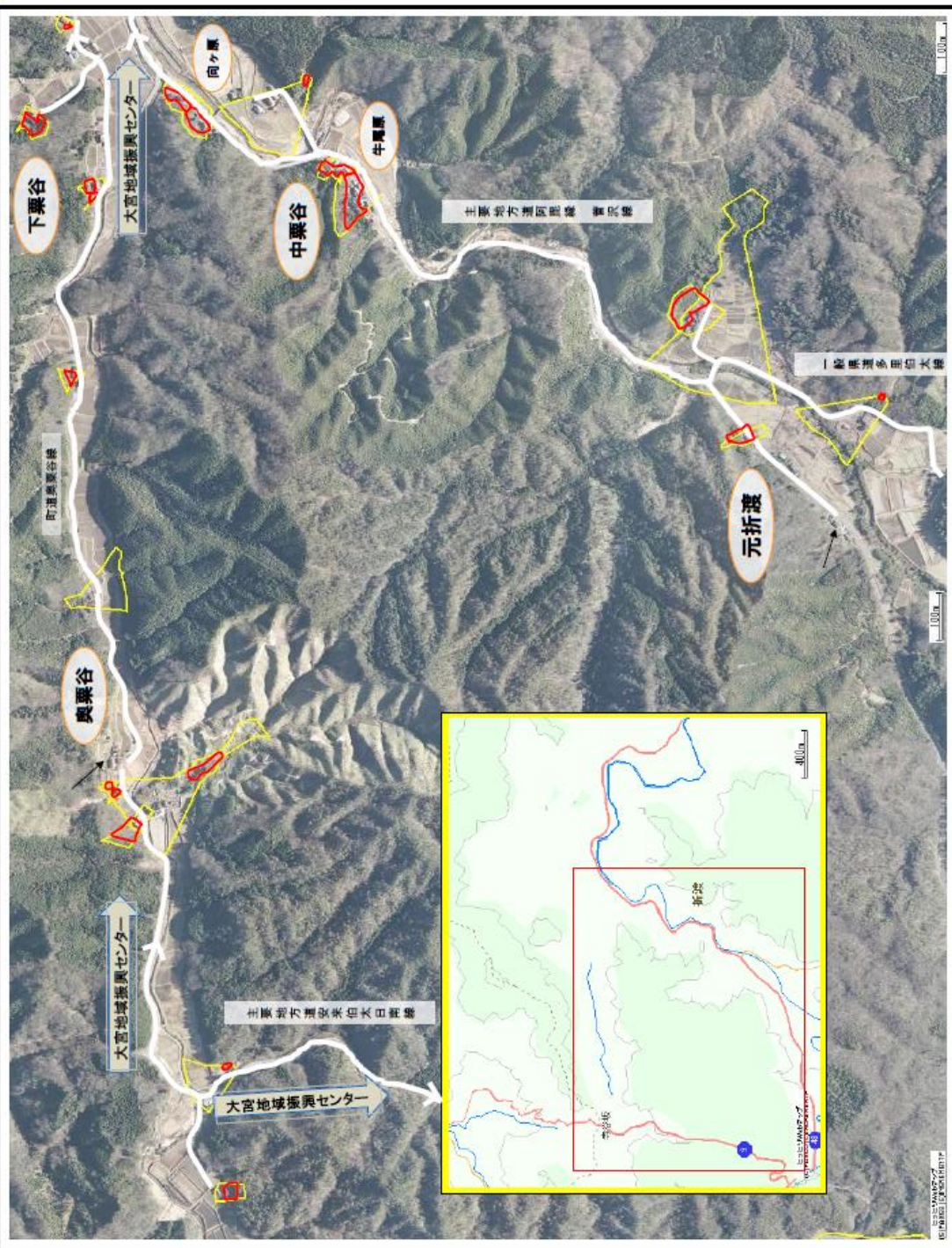
項目	記号
土砂災害警戒区域	黄色
土砂災害特別警戒区域	赤色
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自主
主要な避難路	赤色
災害時要配慮者関連施設	赤色

日南町折渡地区① 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

項 目	記 号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	
指定避難所	
福祉避難所	
自主避難所	
主要な避難路	
ヘリ landing 場	
災害時要配慮者関係施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。



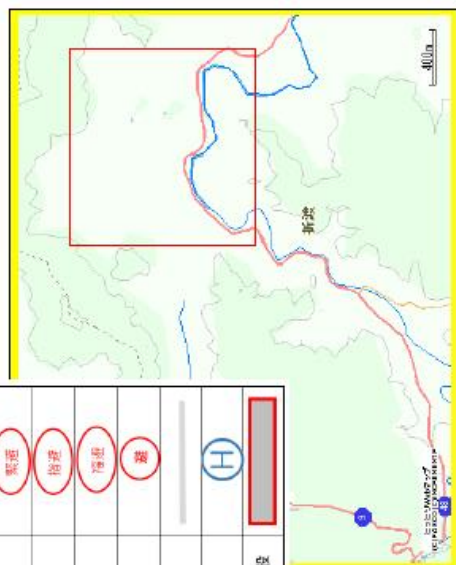
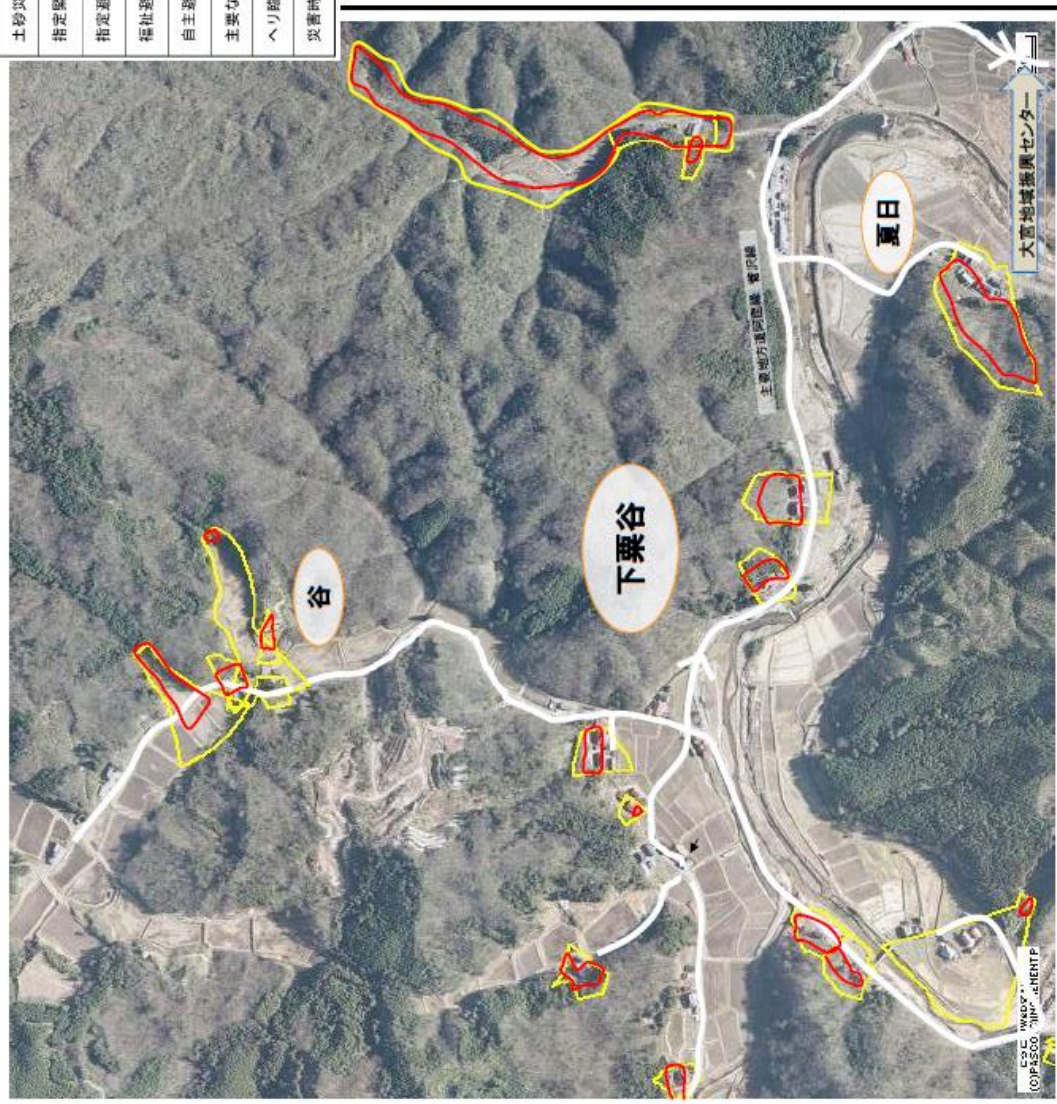
最寄りの避難所：大宮地域振興センター

日南町折渡地区② 土砂災害ハザードマップ

項 目	記 号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	
指定避難所	
福祉避難所	
自主避難所	
主要な避難路	
ヘリ landing 場	
災害時要配慮者関連施設	

問い合わせ先

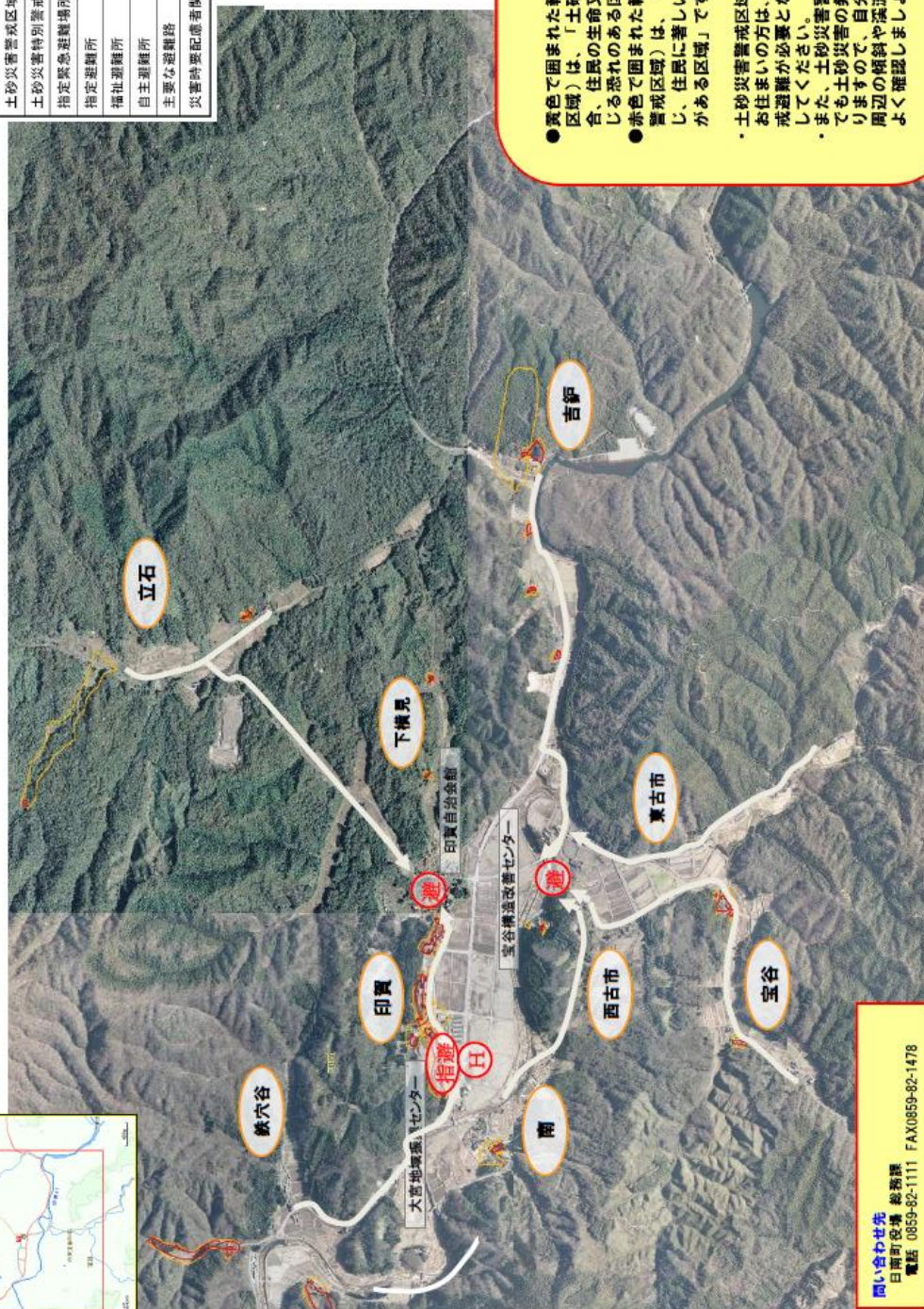
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・ また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

最寄りの避難所：大宮地域振興センター

日南町印智・宝谷地区 土砂災害ハザードマップ



項 目	記 号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指避
福祉避難所	福祉
自主避難所	自
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・ また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

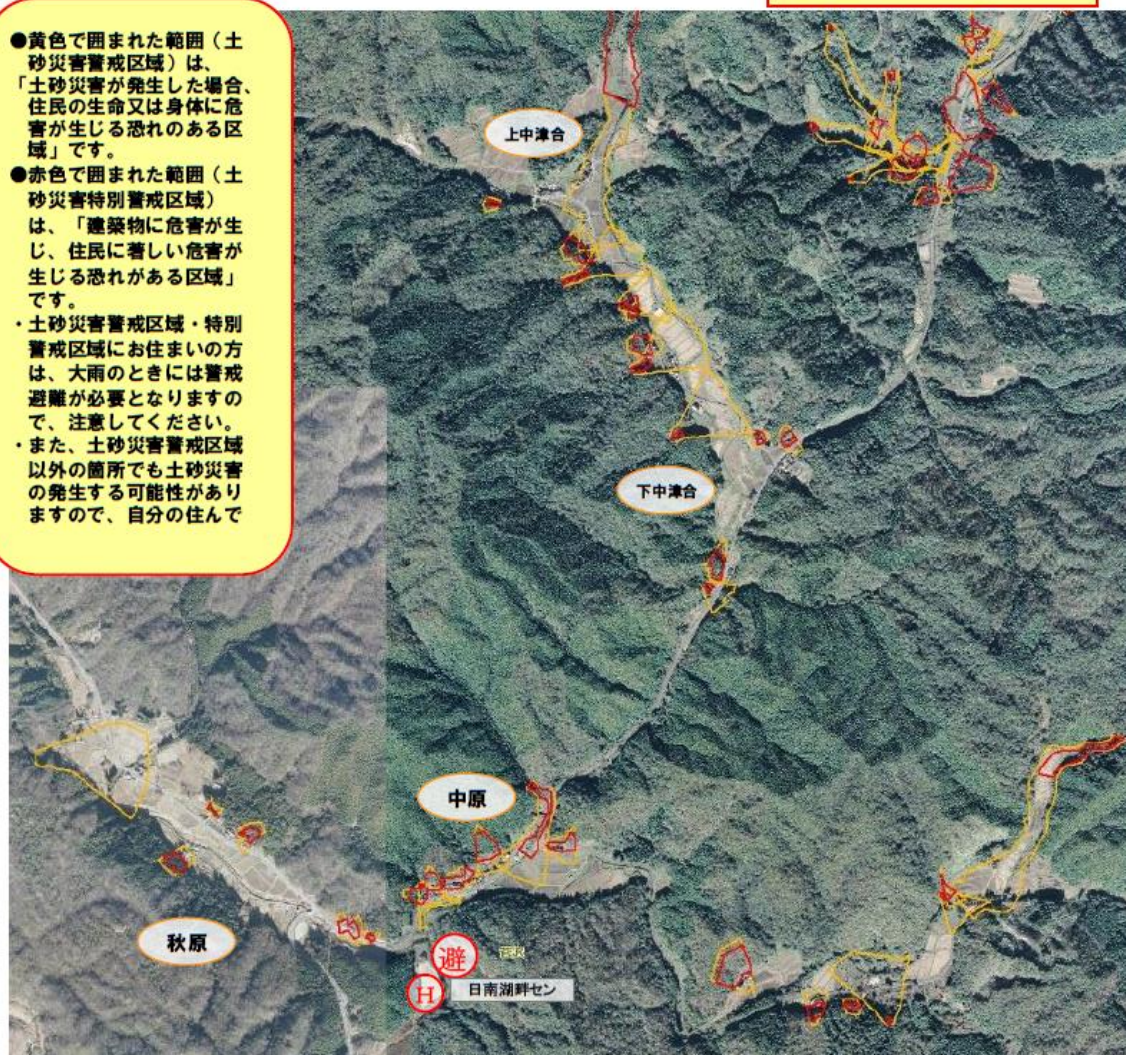
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

日南町菅沢地区② 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先

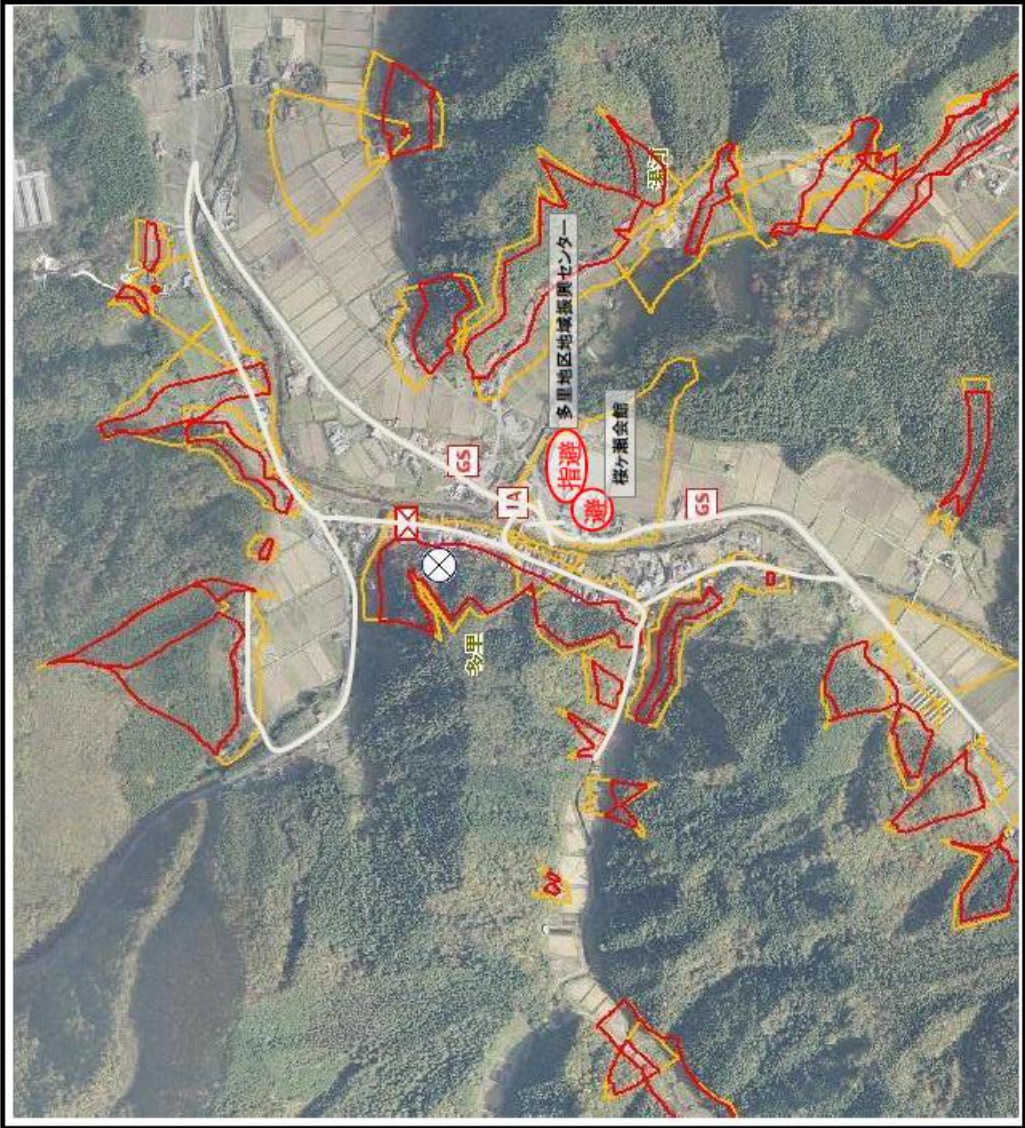
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んで

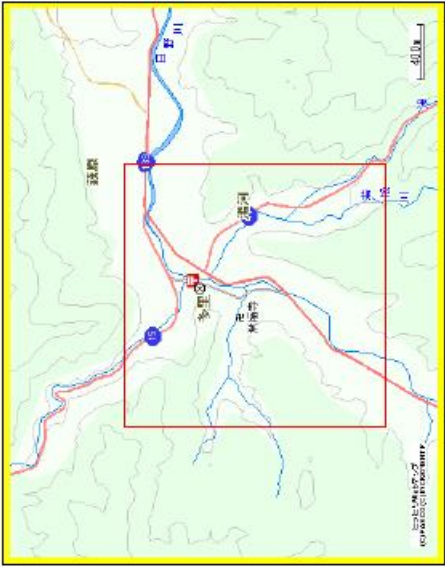


項 目	記 号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自主
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

日南町湯河・多里地区 土砂災害ハザードマップ



問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX 0859-82-1478

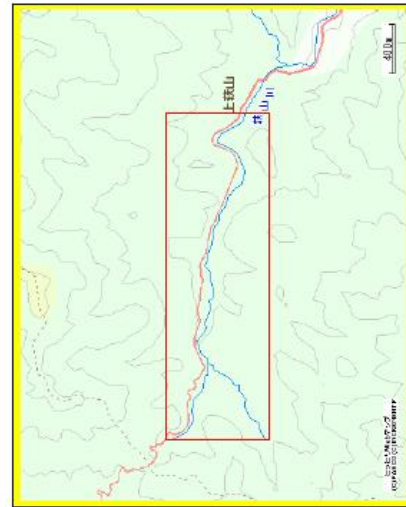
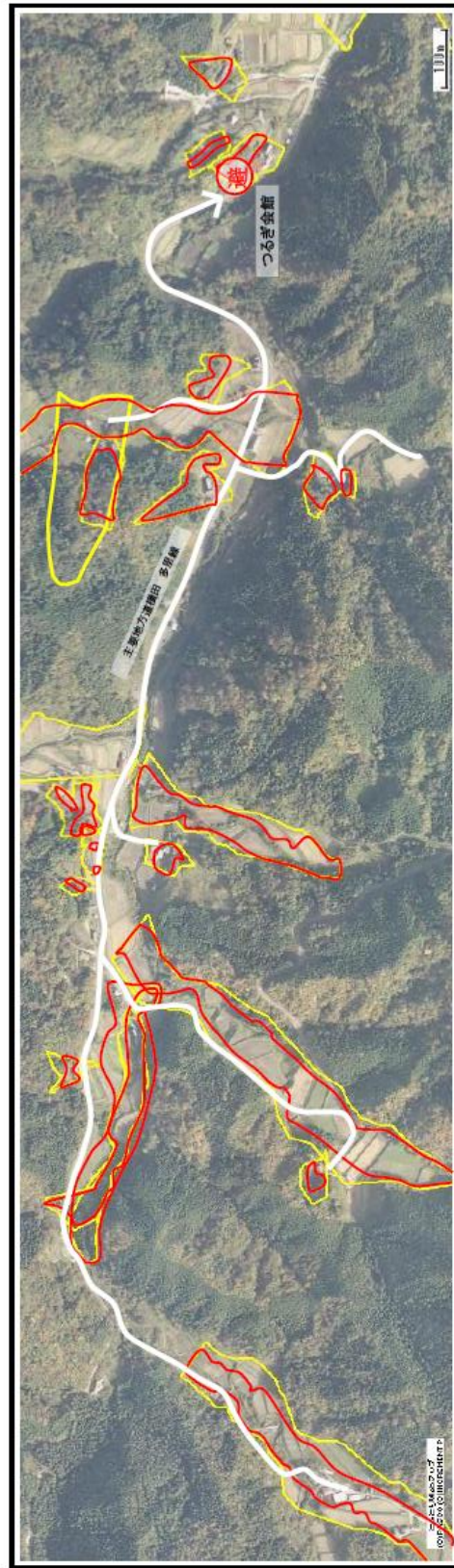


項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	
指定避難所	
福祉避難所	
自主避難所	
主要な避難路	
ヘリ降着場	
災害時要配慮者関連施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や深流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町上萩山①地区 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

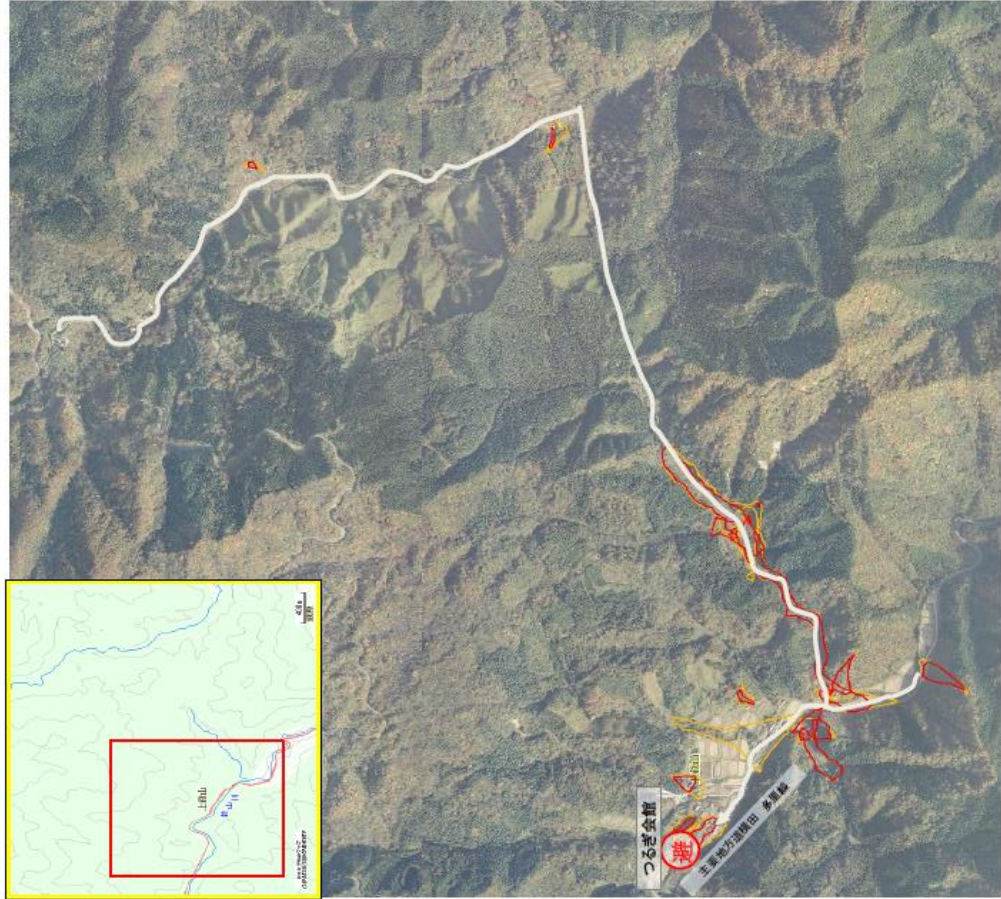


項 目	記 号
土砂災害警戒区域	黄色
土砂災害特別警戒区域	赤色
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自主
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	赤色

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や深流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町上萩山②地区 土砂災害ハザードマップ

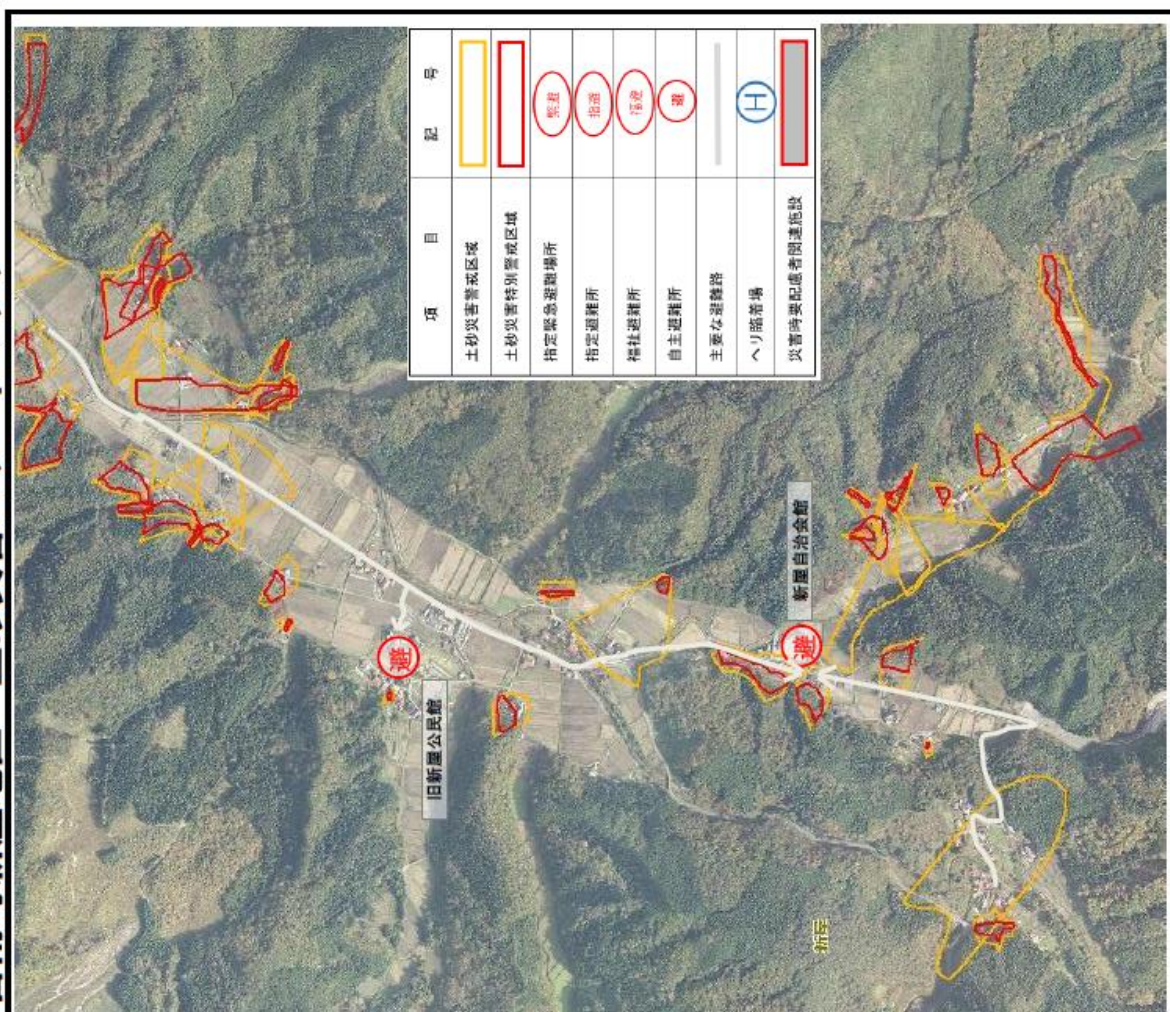
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項 目	記 号
土砂災害警戒区域	〇
土砂災害特別警戒区域	△
指定緊急避難場所	緊急避難場所
指定避難所	指定避難所
福祉避難所	福祉避難所
自主避難所	自主避難所
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

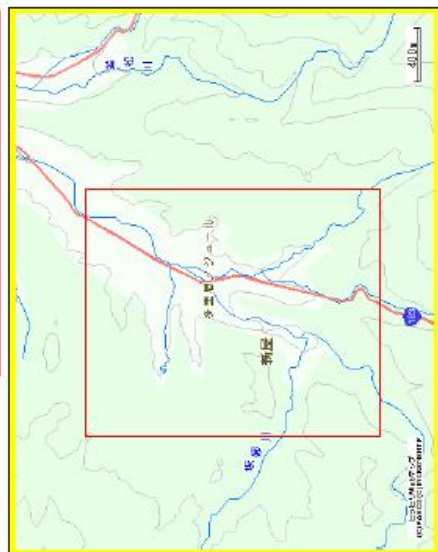
- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や深瀬、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町新屋地区 土砂災害ハザードマップ



問い合わせ先

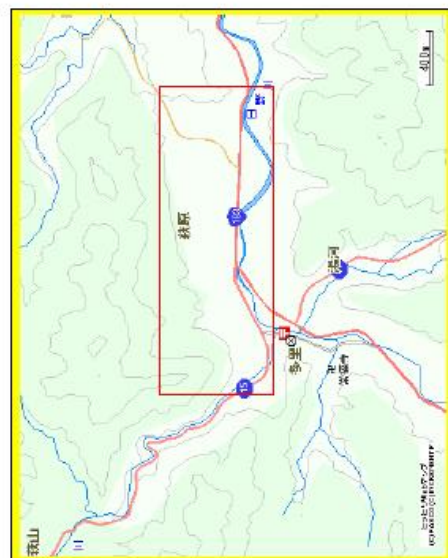
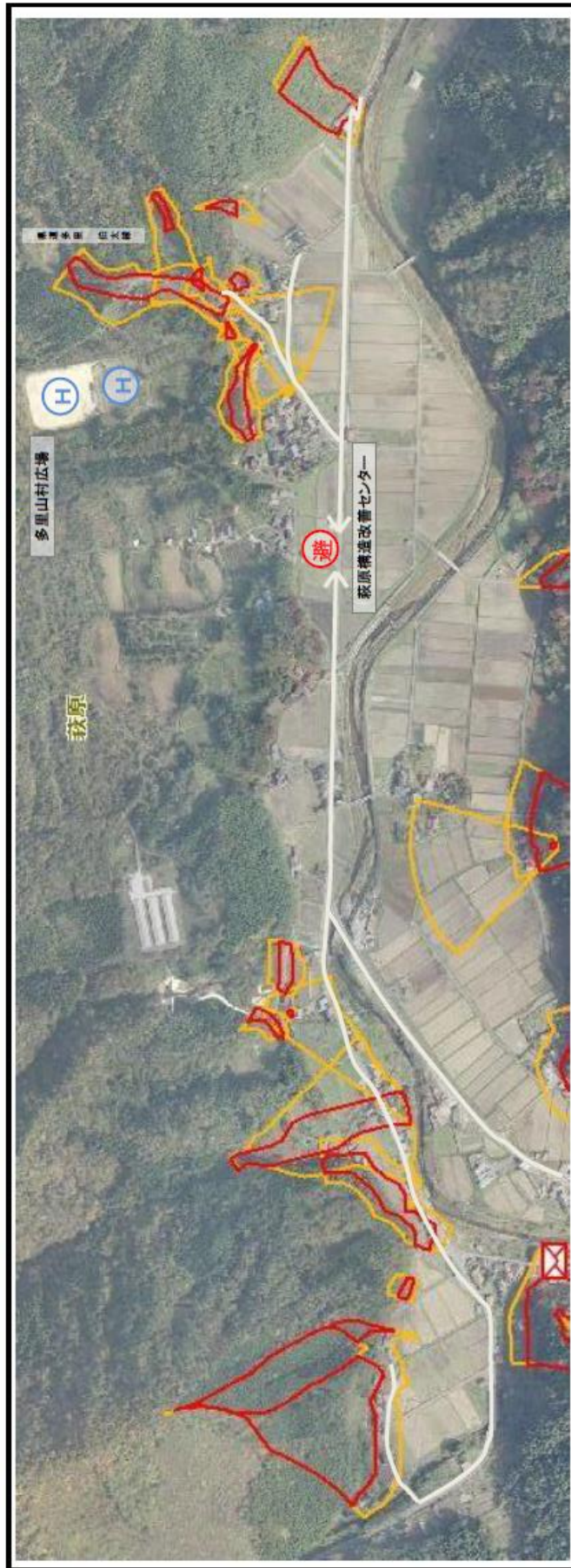
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありしますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や沢流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町萩原地区 土砂災害ハザードマップ

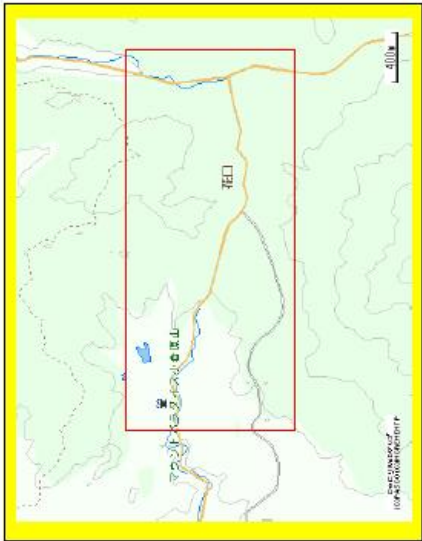
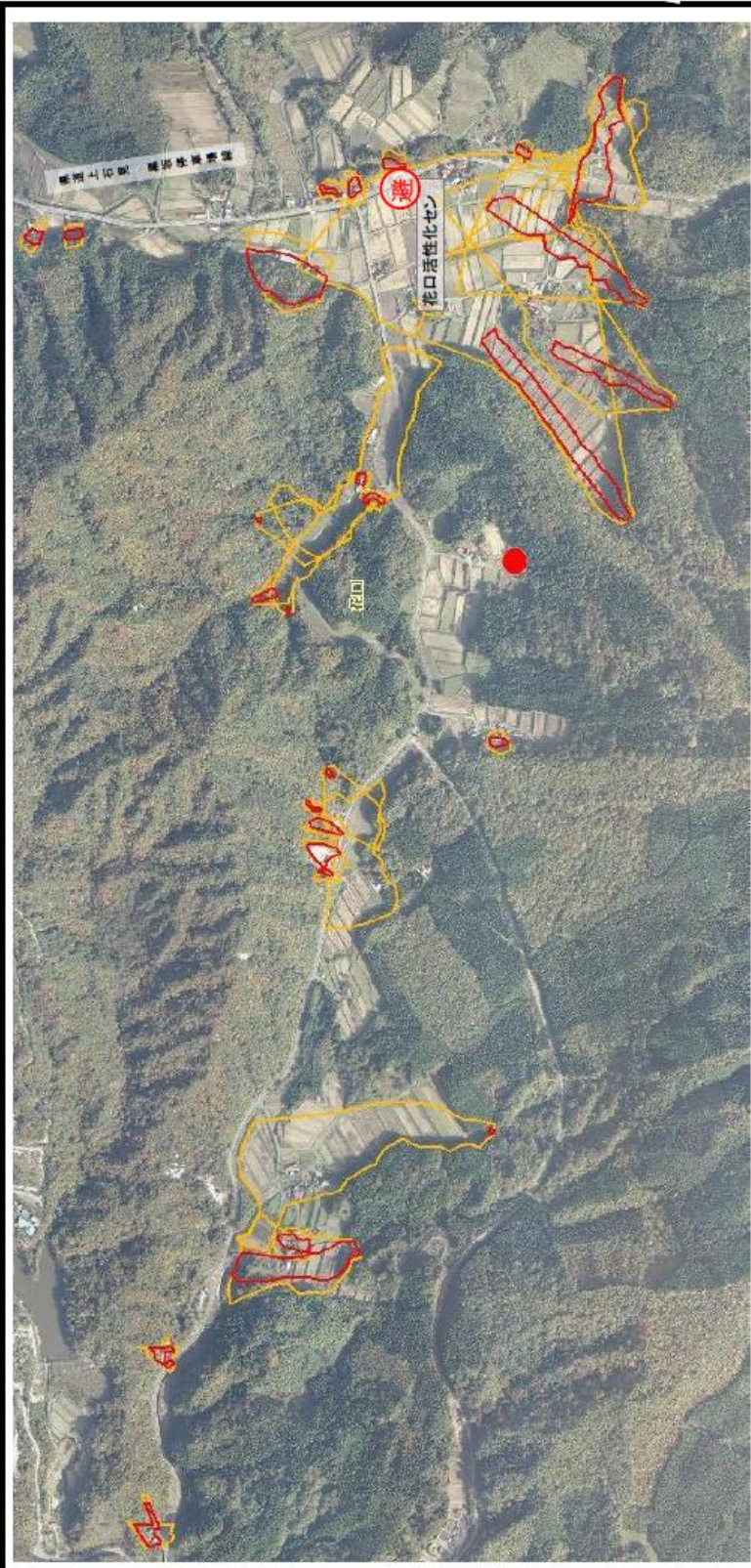
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項 目	記 号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	
指定避難所	
福祉避難所	
自主避難所	
主要な避難路	
ヘリコプター着陸場	
災害時要配慮者関連施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や深流、避難場所などをよく確認しましょう。

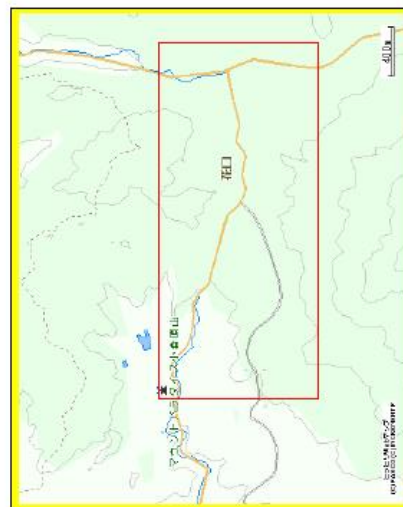
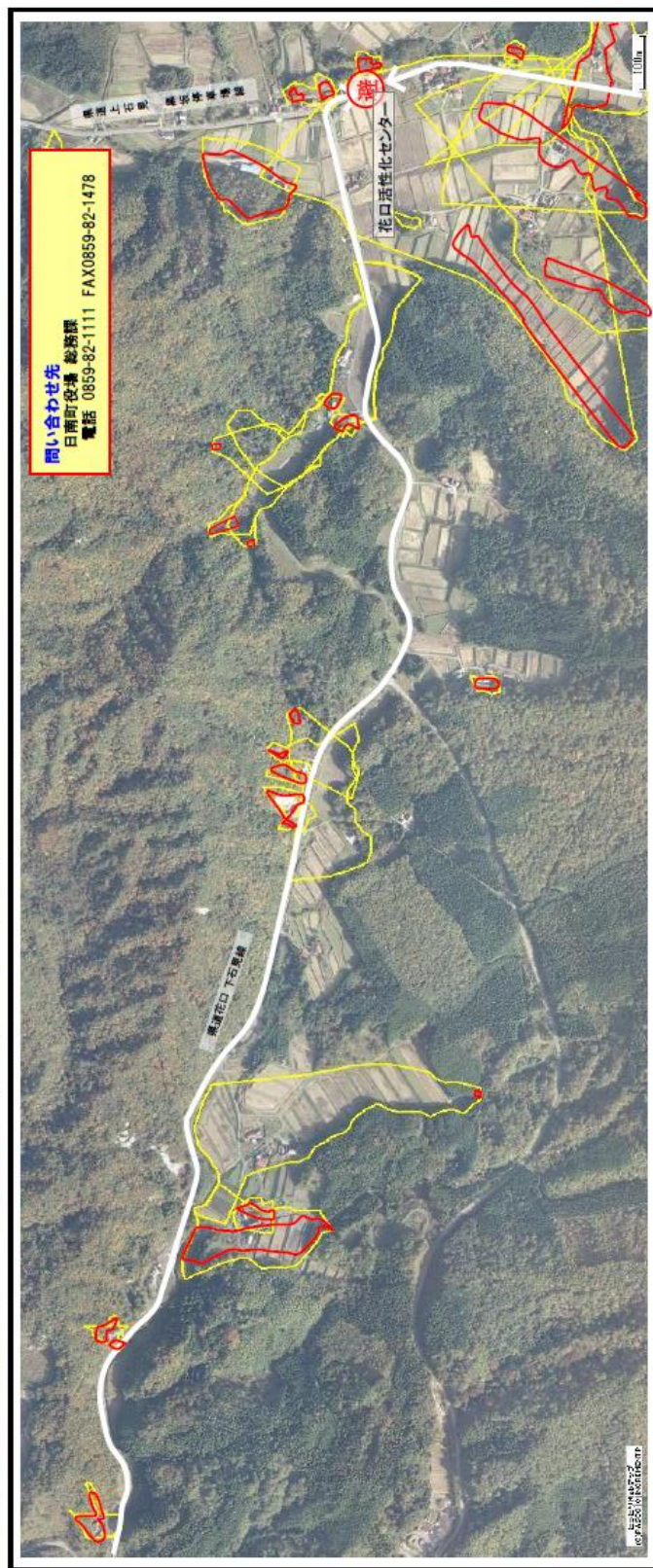
日南町花口地区① 土砂災害ハザードマップ



項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	
指定避難所	
福祉避難所	
自主避難所	
主要な避難路	
へり階堤防	
災害時要配慮者関連施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺

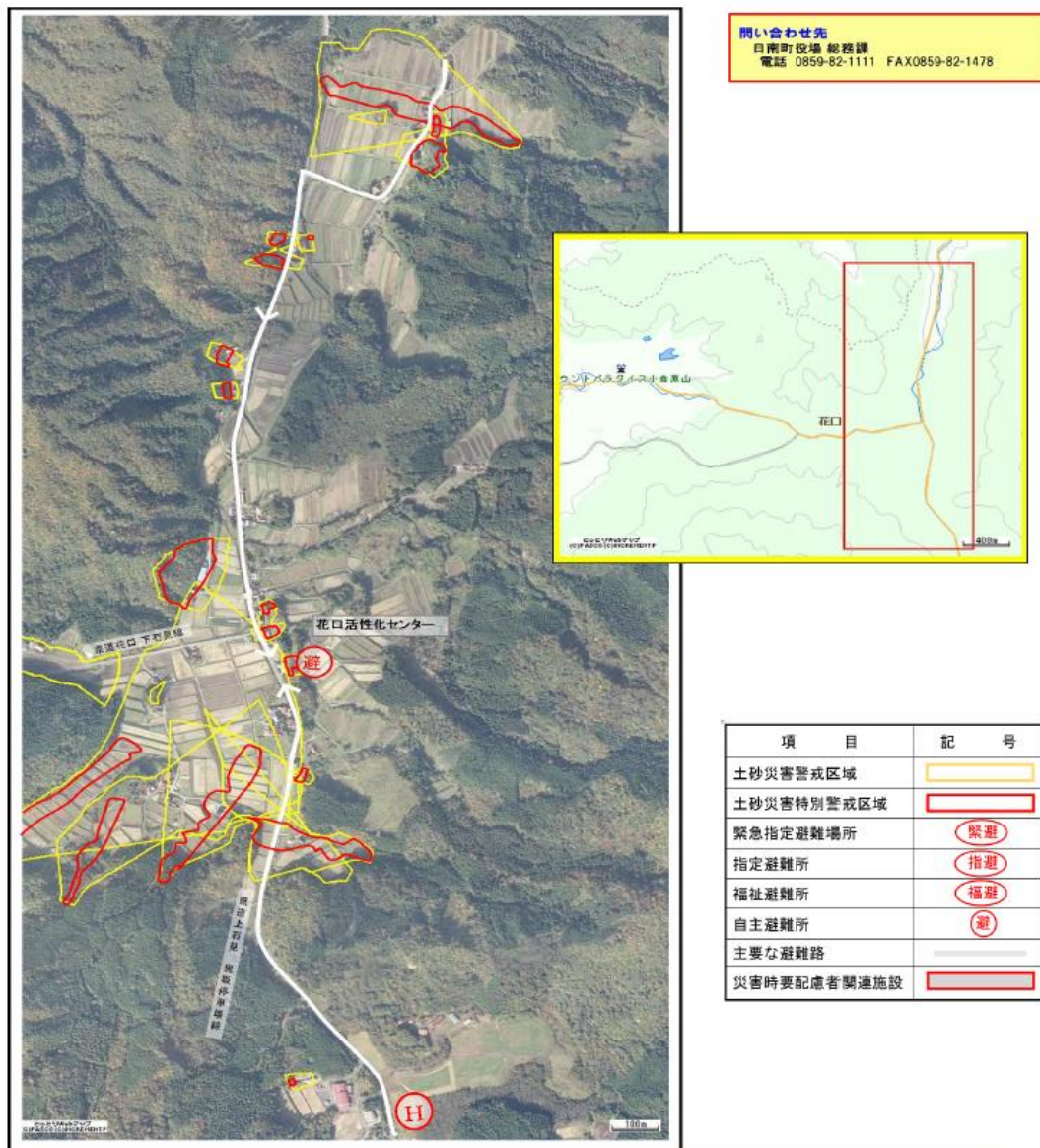
日南町花口地区① 土砂災害ハザードマップ



項 目	記 号
土砂災害警戒区域	黄色
土砂災害特別警戒区域	赤色
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自主
主要な避難路	赤色
災害時要配慮者関連施設	赤色

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・ また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺

日南町花口地区② 土砂災害ハザードマップ

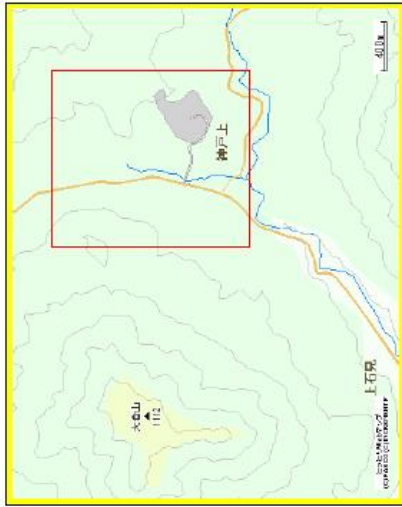


- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。

日南町神戸上地区① 土砂災害ハザードマップ



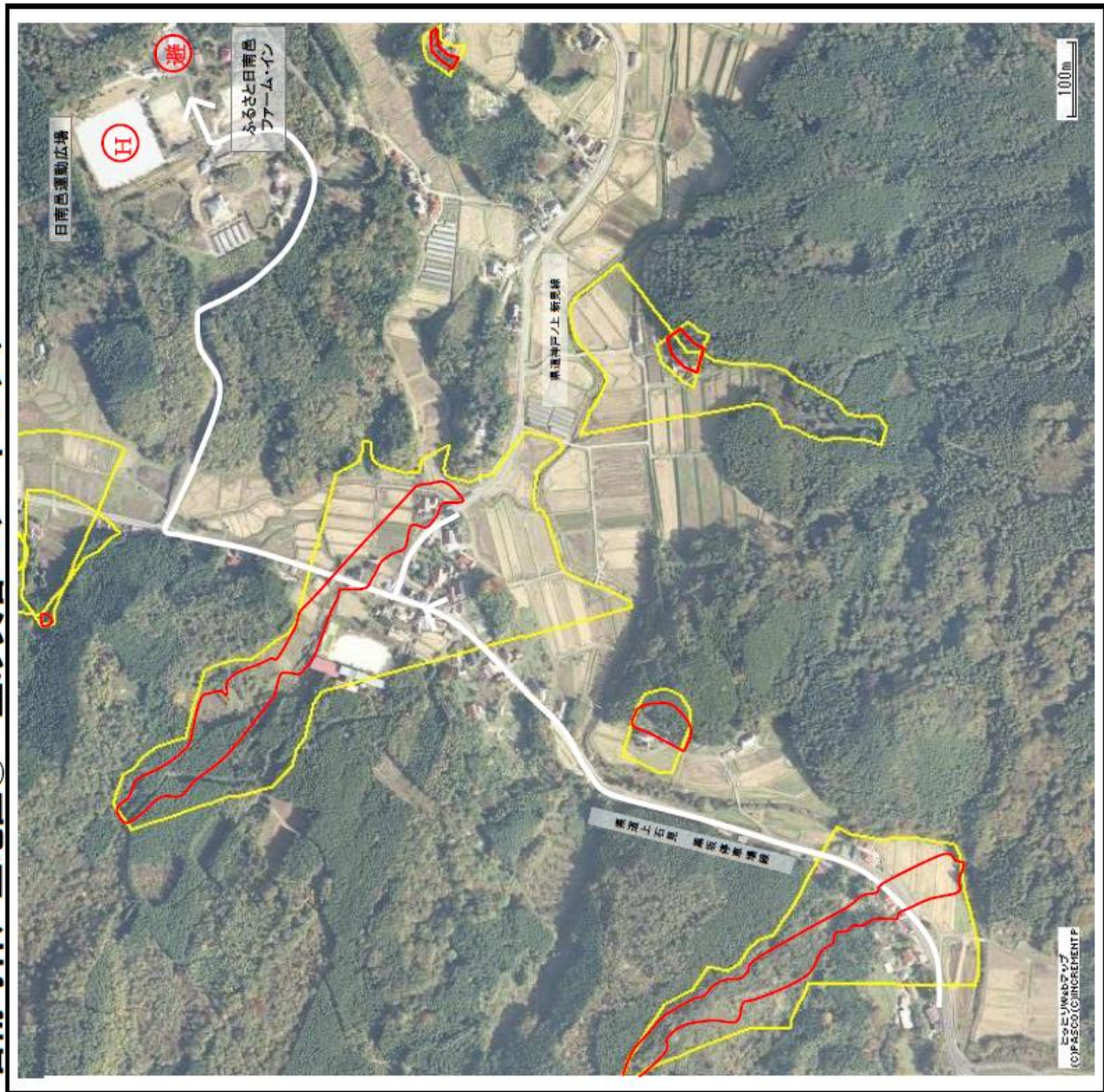
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項 目	記 号
土砂災害警戒区域	黄色
土砂災害特別警戒区域	赤色
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自主
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	赤色

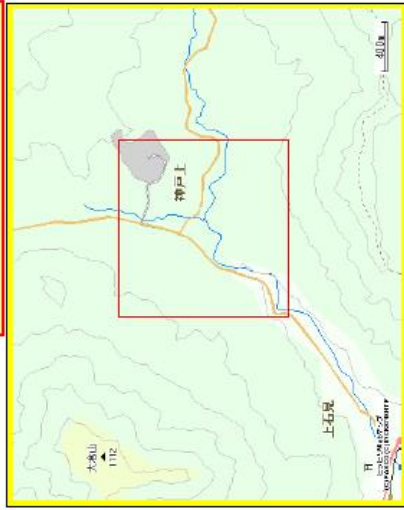
- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・ また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や深溝、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町神戸上地区② 土砂災害ハザードマップ



問い合わせ先

日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

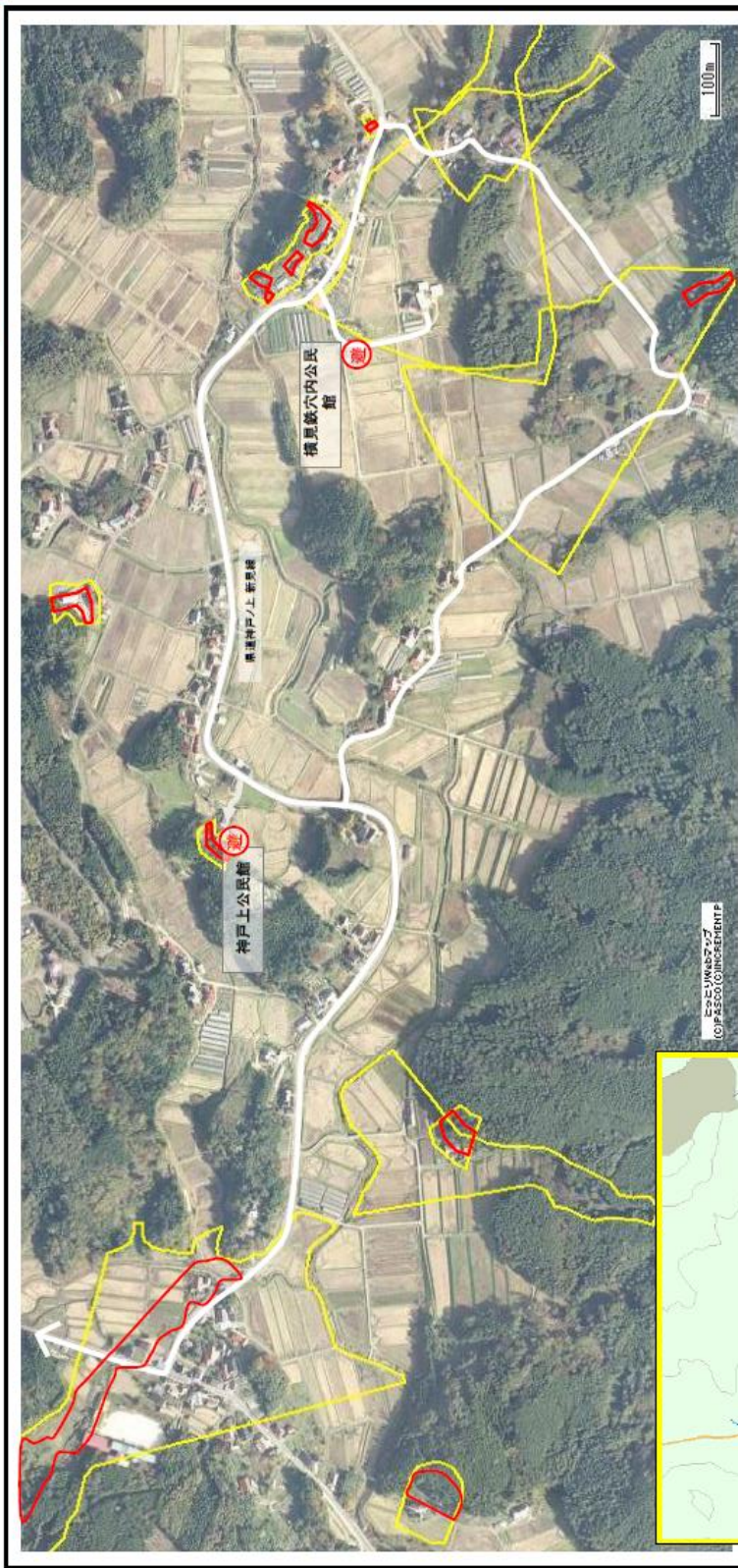


項 目	記 号
土砂災害警戒区域	黄色
土砂災害特別警戒区域	赤色
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自主
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・ 土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・ また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や深溝、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町神戸上地区③ 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

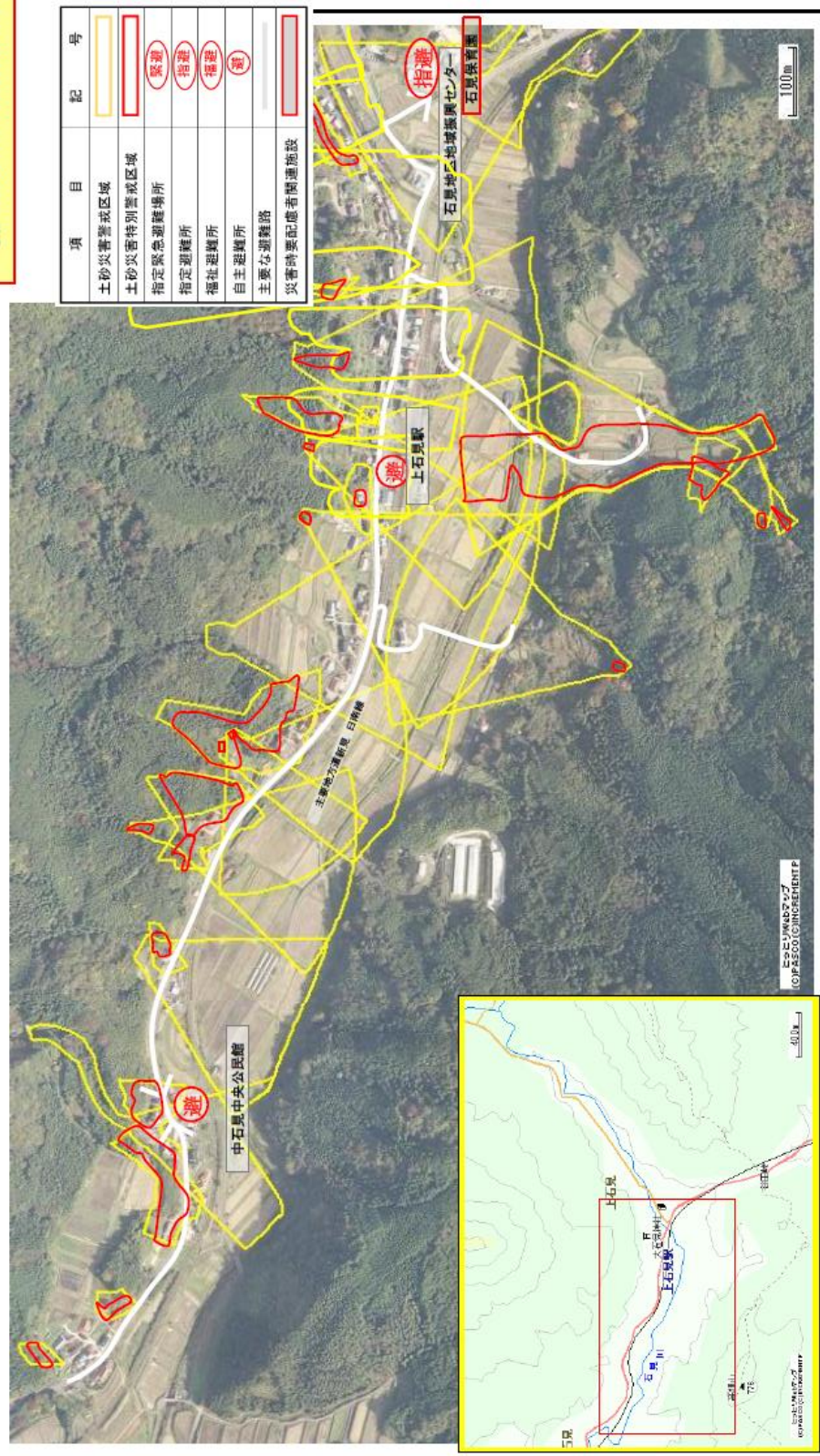


項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自
主要な避難路	
災害時要配慮者避難施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町上石見・中石見地区 土砂災害ハザードマップ

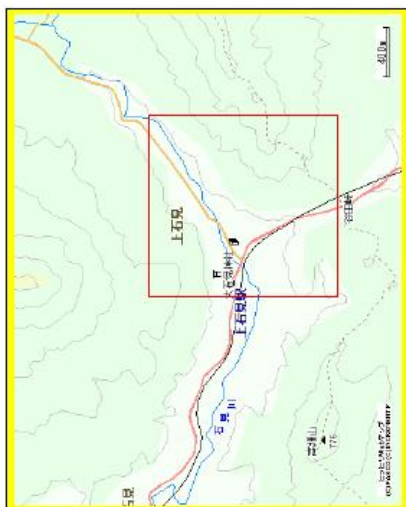
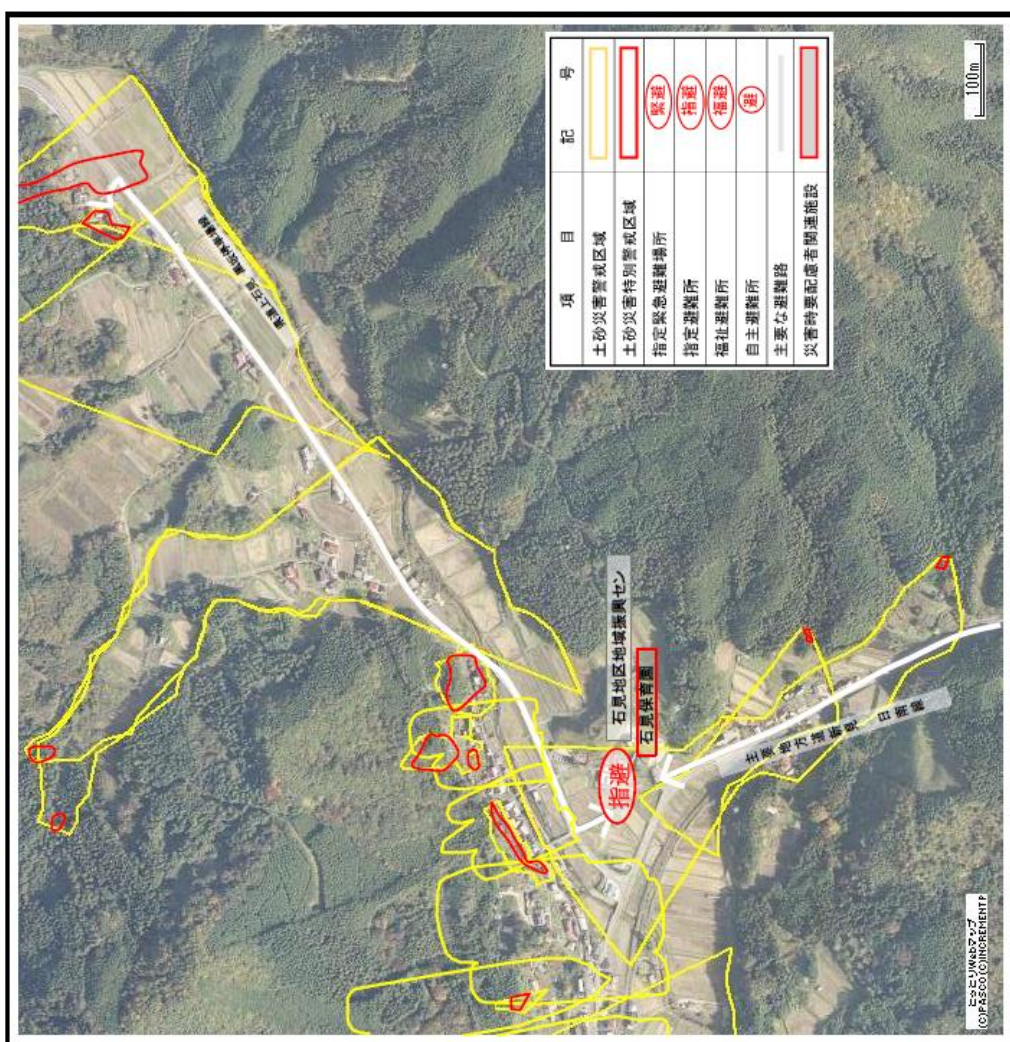
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・ 土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・ また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

問い合わせ先

日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



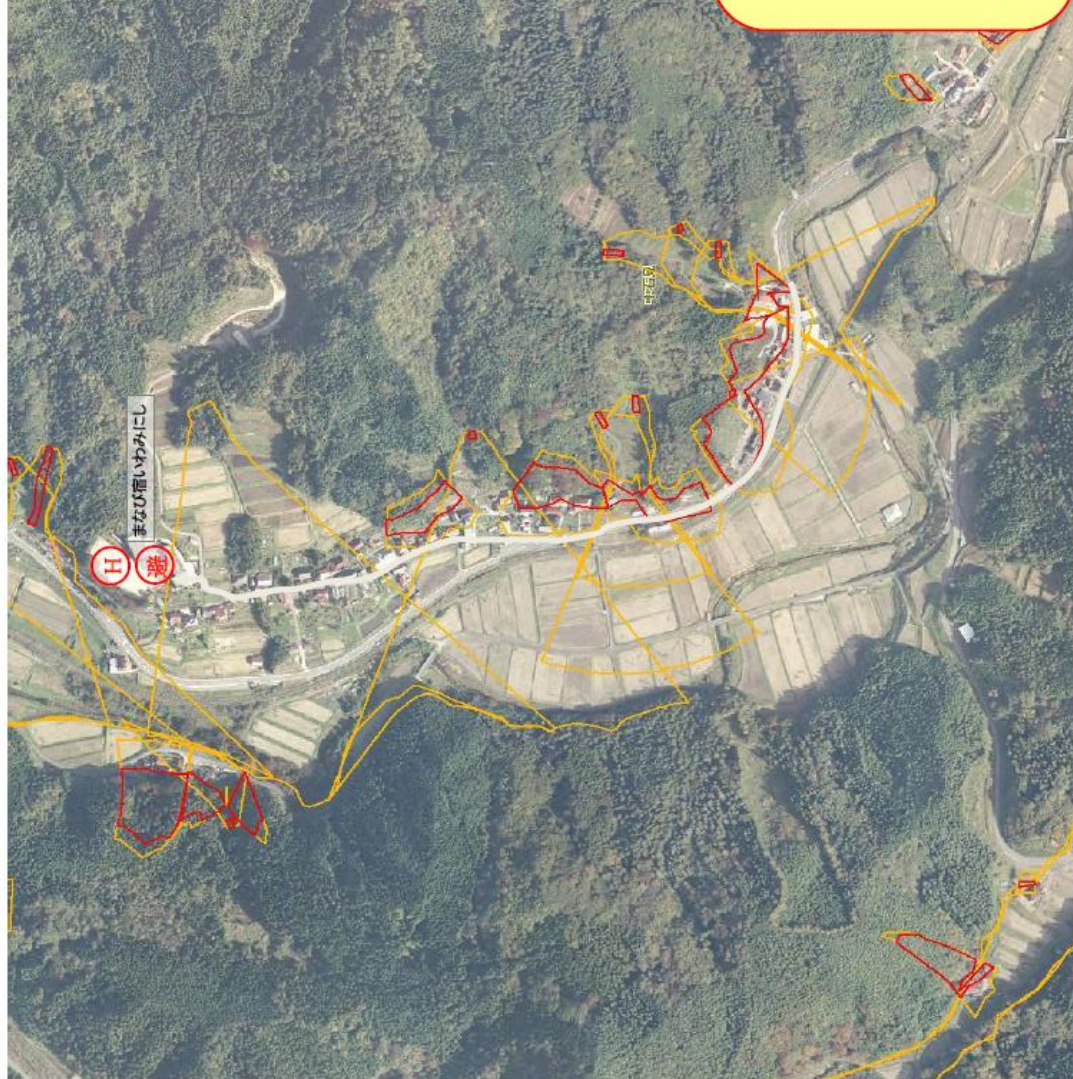
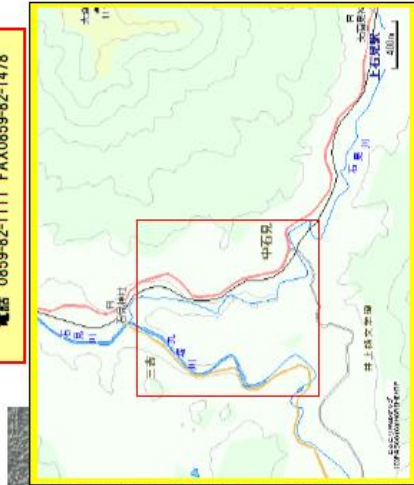
- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分自身の住んでいる家の周辺の詳細な河川、避難場所などをよく確認しましょう。

お問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX 0859-82-1478



日南町中石見地区 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

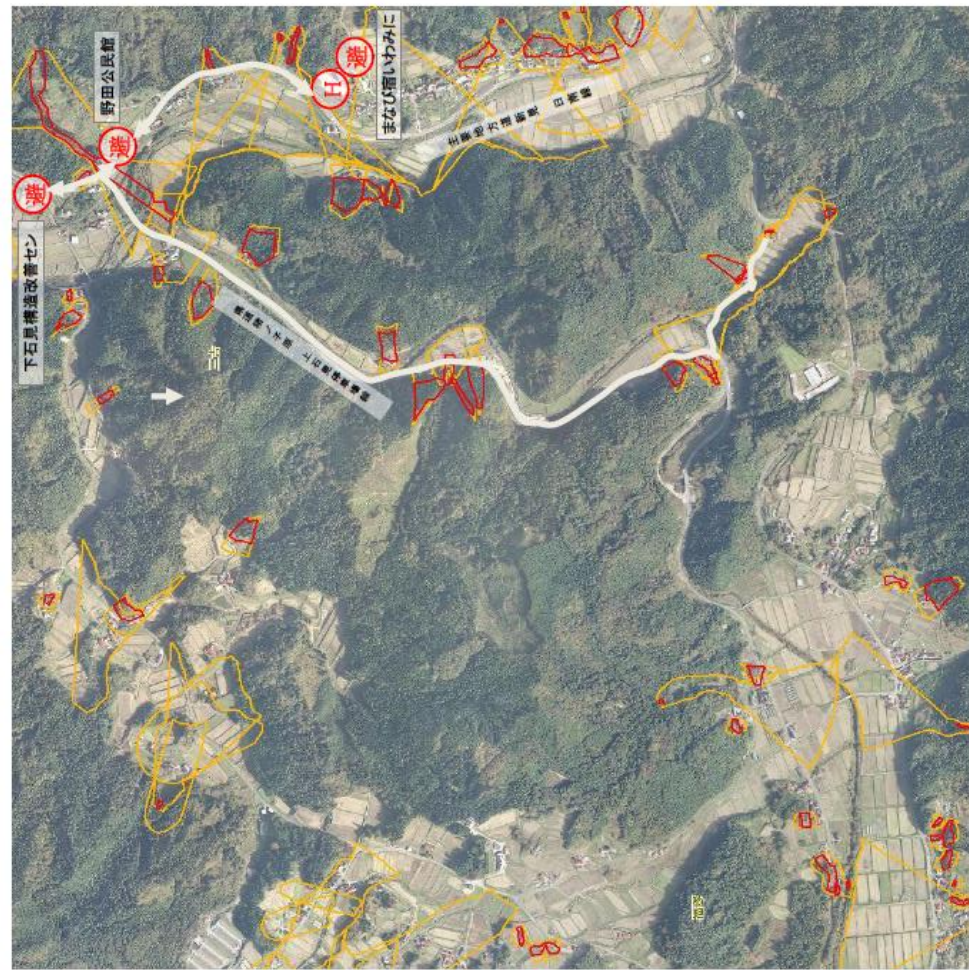


項目	記号
土砂災害警戒区域	黄色
土砂災害特別警戒区域	赤色
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自
主要な避難路	赤
災害時要配慮者関連施設	赤

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や深流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町下石見地区③ 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



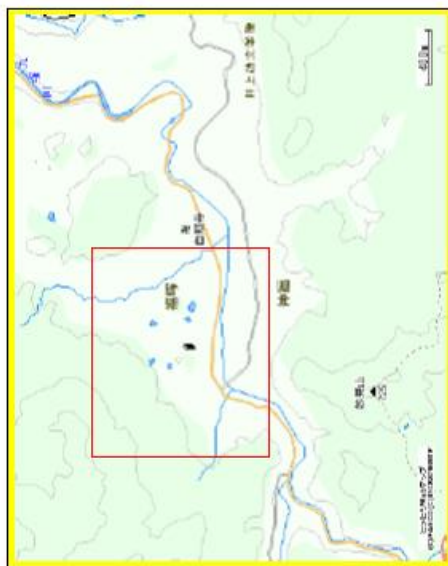
項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	避難
指定避難所	避難
福祉避難所	避難
自主避難所	避難
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性があるので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町福塚・神福地区 土砂災害ハザードマップ



問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



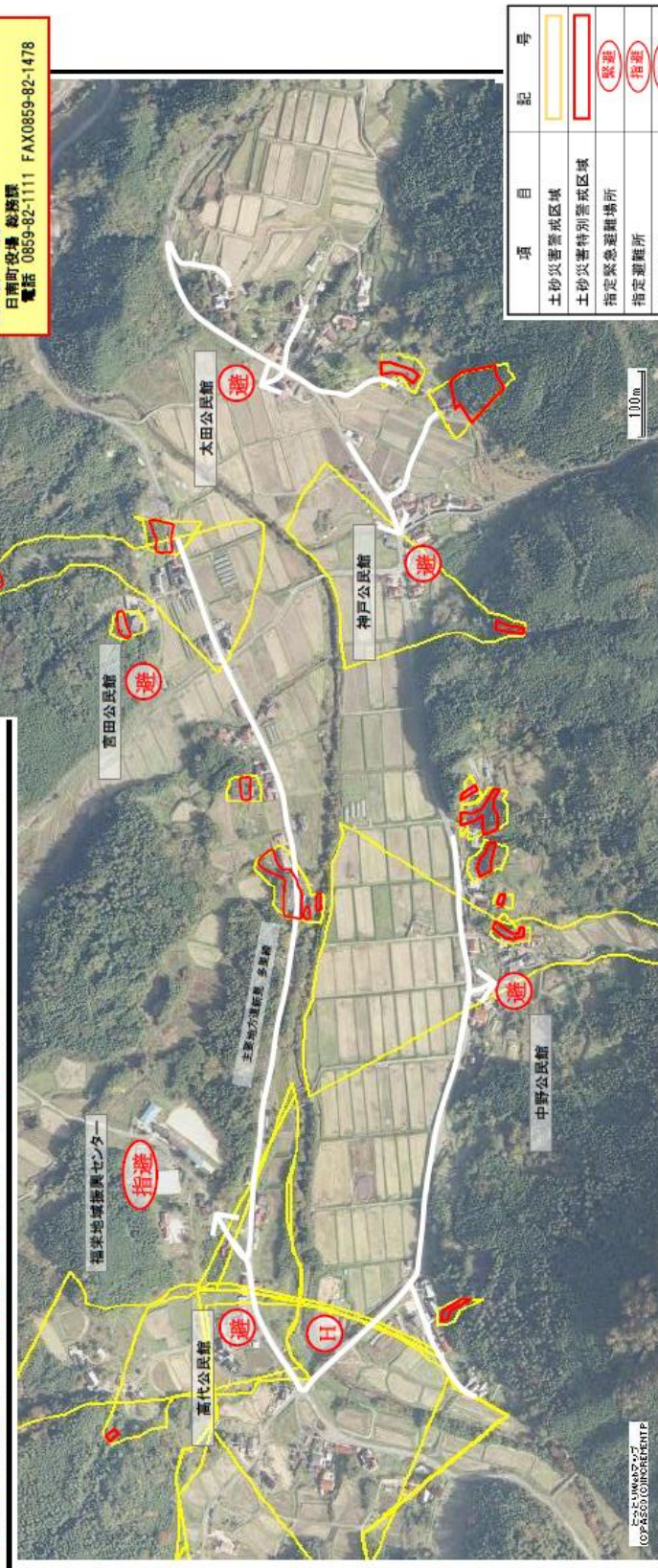
項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	
指定避難所	
福祉避難所	
自主避難所	
主要な避難路	
へり開き場	
災害時要配慮者関連施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。

日南町福塚・神福下地区 土砂災害ハザードマップ

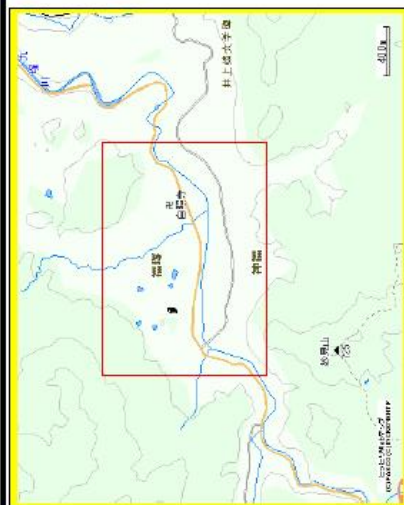
問い合わせ先

日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

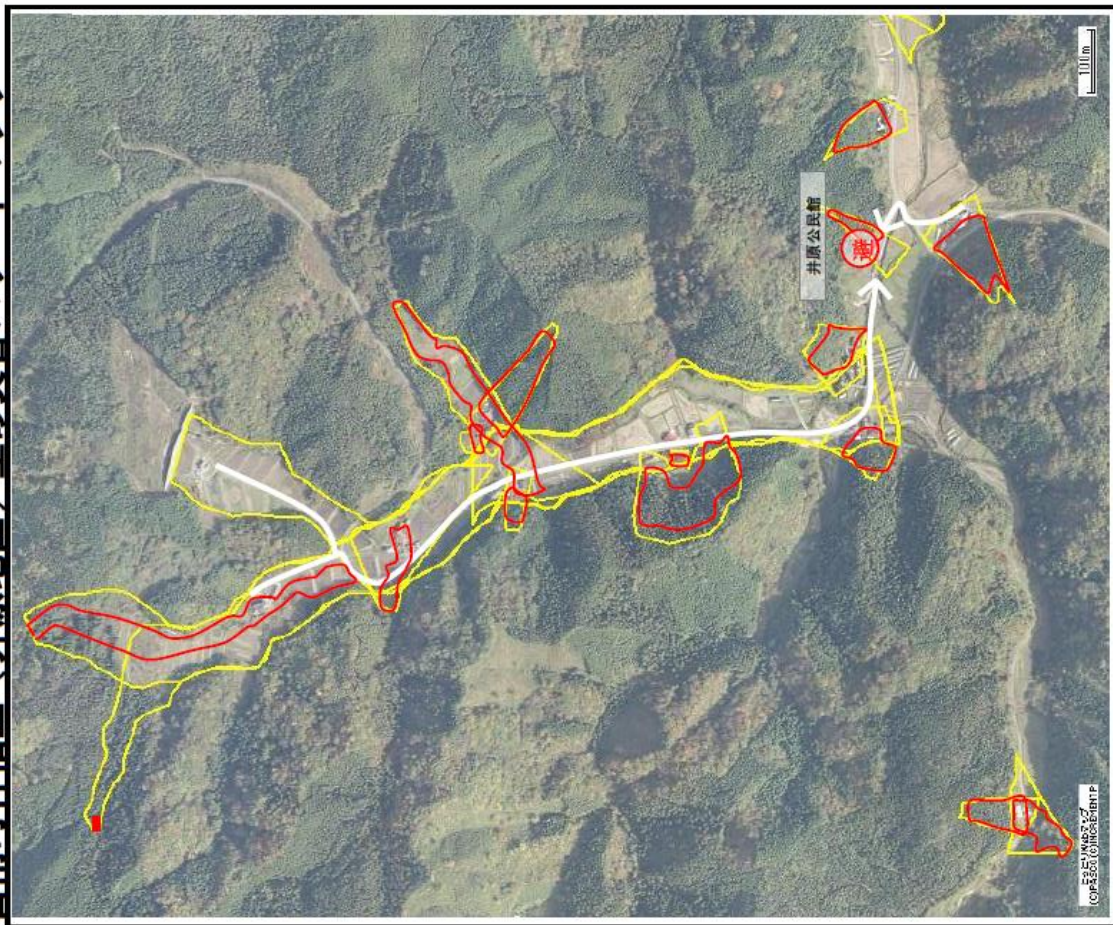


項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自主
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

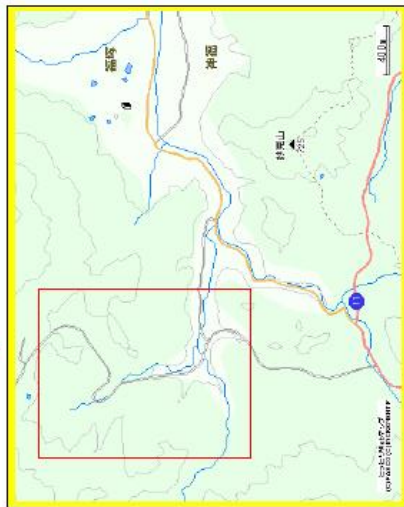
- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。



日南町神福上（井原地区）土砂災害ハザードマップ



問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

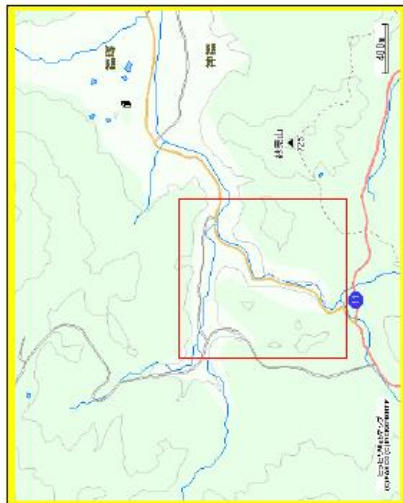
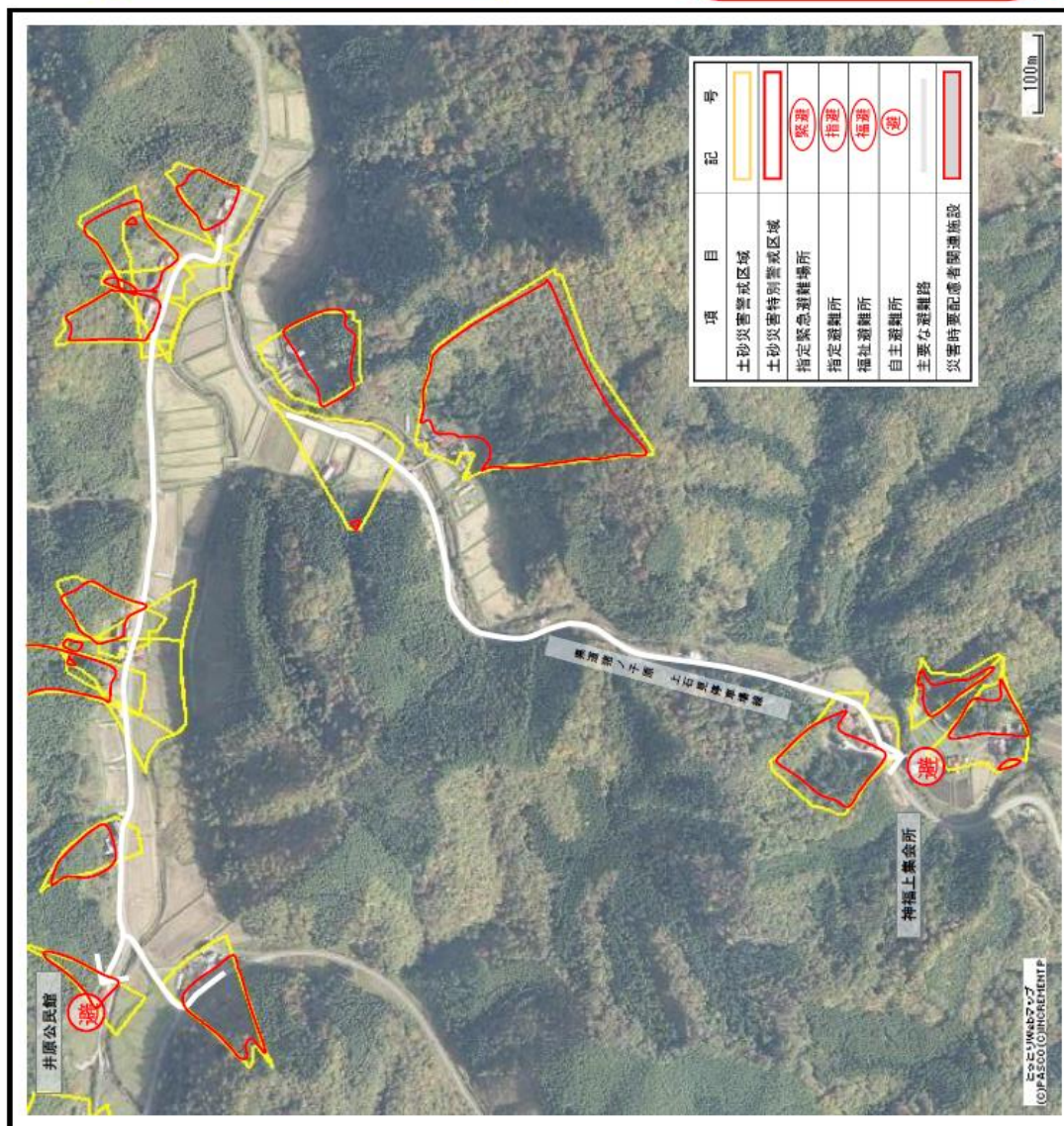


項 目	記 号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊急
指定避難所	指定
福祉避難所	福祉
自主避難所	自主
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性があるので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町神福上（井原・猪子原地区）土砂災害ハザードマップ

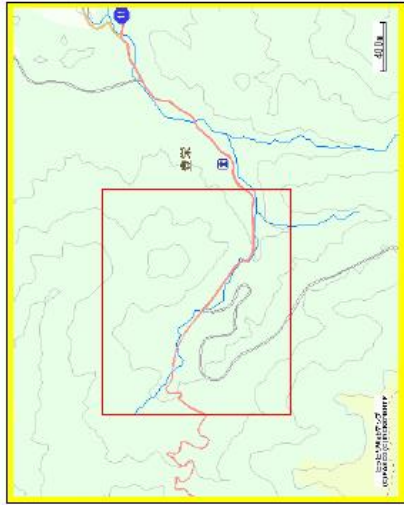
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



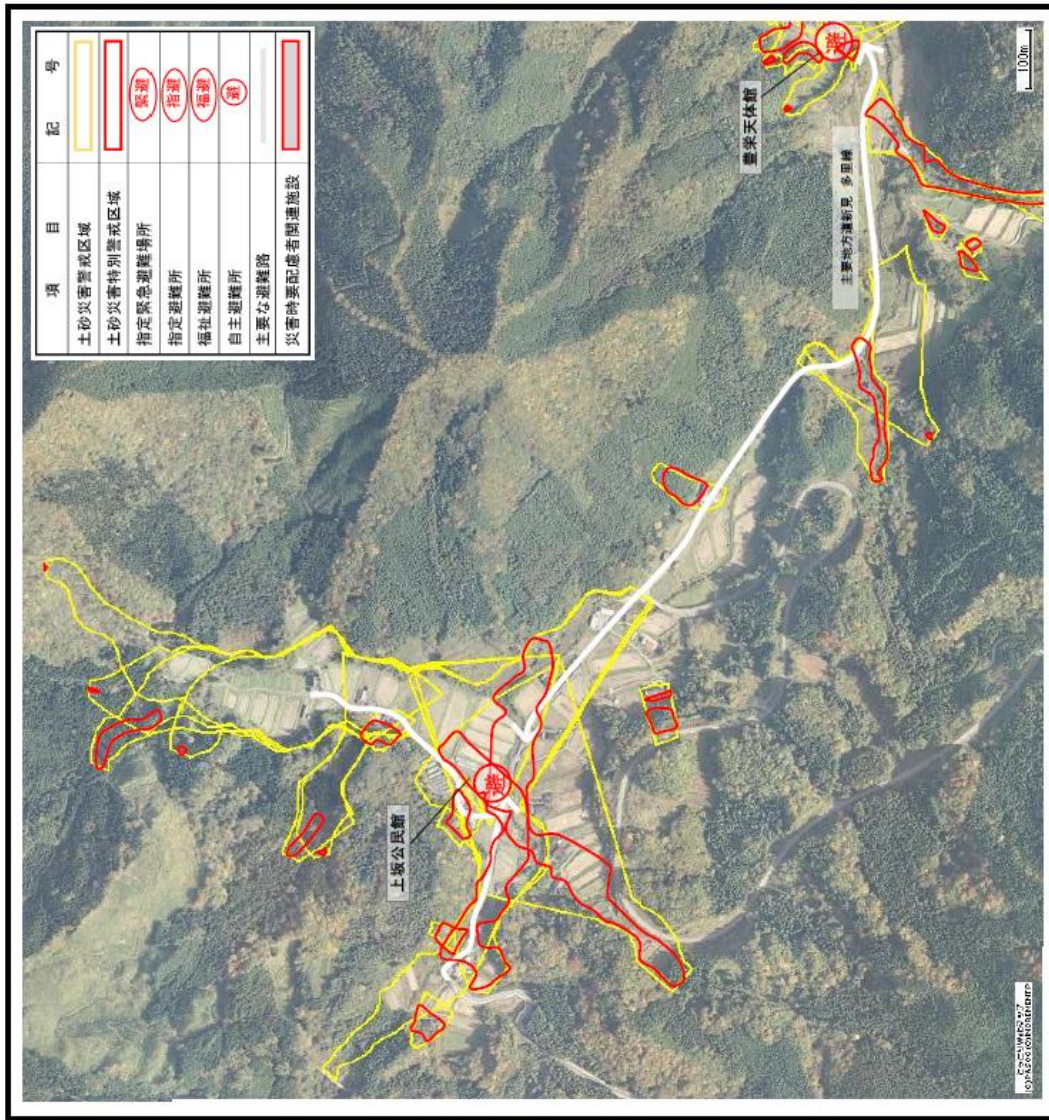
- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町豊栄（上坂地区）土砂災害ハザードマップ

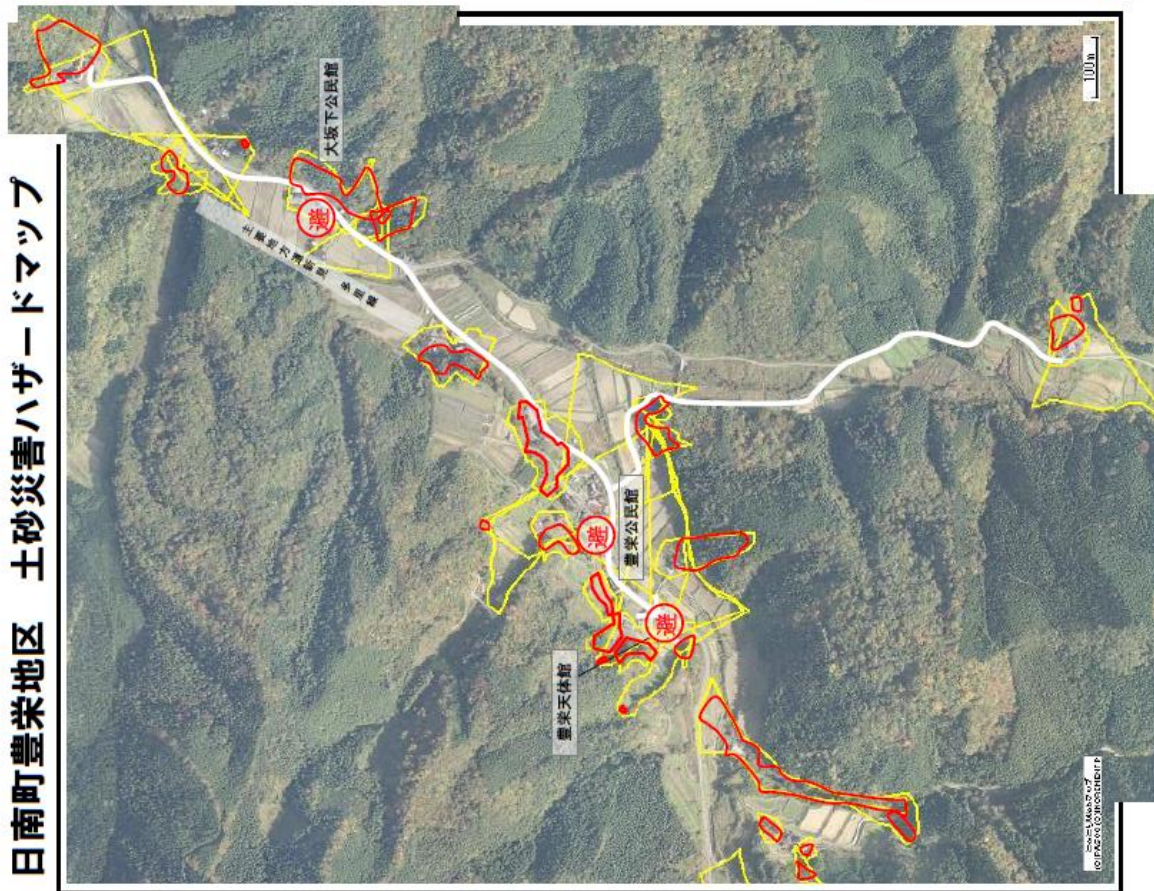
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



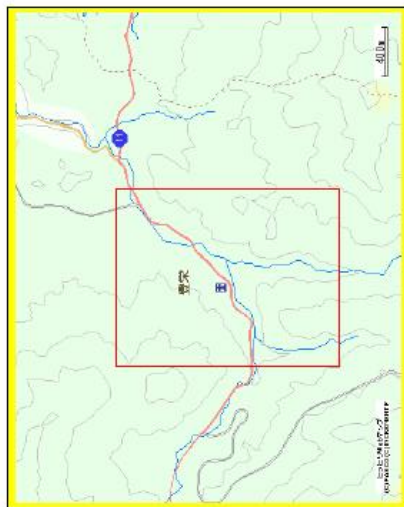
- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必須となりますので、注意してください。
- ・ また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や深流、避難場所などをよく確認しましょう。



日南町豊栄地区 土砂災害ハザードマップ



問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	
指定避難所	
福祉避難所	
自主避難所	
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

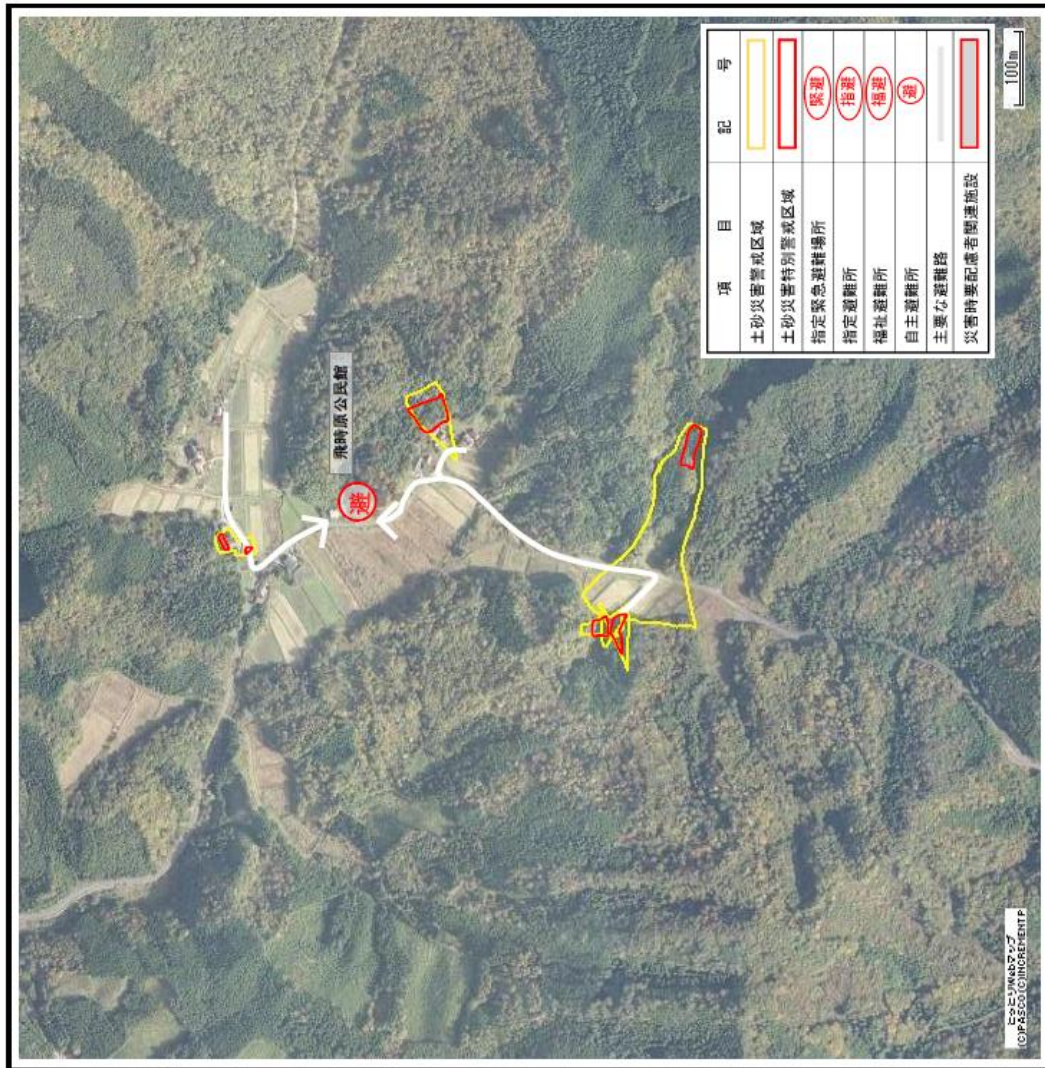
- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・ また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性ありますので、自分の住んでいる家の周辺の樹料や深流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町神福下（飛時原地区） 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。



3 火災危険地域

地域名	用途地域	火災予防上の地域指定	重要な施設	地域の状況			摘 要
				世帯数	人 口	その他	
生山地区 一円	住宅地域	なし	J R 生山駅 日南町商工会 生山郵便局 日南病院 健康福祉センター				給油取扱所 2 施設 屋外タンク 貯蔵所 家屋は木造 が多く密集 している
矢戸地区 〔矢 戸〕 〔上三栄〕	住宅地域	なし	日野上地域振興センター ふれあい会館 矢戸郵便局				昭和 4 年に 大火発生
多里地区 〔多 里〕 〔中湯谷〕 〔井手口〕	住宅地域	なし	多里地域振興センター 多里郵便局				給油取扱所 2 施設 家屋は木造 が多く密集 している
茶屋地区 〔矢 原〕 〔大 戸〕	住宅地域	なし	山上地域振興センター 認定こども園にちなん十 色山の上分園 J A 鳥取西部山上取次店 山上郵便局				給油取扱所 1 施設 自家用給油 取扱所 1 施設
上石見地区 〔上石見〕 〔友 広〕	住宅地域	なし	石見地域振興センター 認定こども園 にちなん十色石見分園 J R 上石見駅 J A 鳥取西部石見取次店 上石見郵便局				給油取扱所 1 施設 家屋は木造 が多く密集 している

4 重要水防区域

重要水防区域

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	備考
			左右岸	距離標	延長(m)			
7	日野川	日南町生山	左	52k100 ～ 52k200	100	水防警報区間	C	
8	日野川	日南町生山	左	52k200 ～ 52k300	100	水防警報区間	B	
9	日野川	日南町生山	左	52k300 ～ 53k100	800	水防警報区間	A	
10	日野川	日南町霞	左	53k100 ～ 53k600	500	水防警報区間	B	
11	日野川	日南町霞	左	53k600 ～ 53k800	200	水防警報区間	A	
12	日野川	日南町霞	左	53k800 ～ 54k000	200	水防警報区間	B	
13	日野川	日南町霞	左	54k000 ～ 54k100	100	水防警報区間	C	
14	日野川	日南町霞	左	54k100 ～ 54k800	700	水防警報区間	A	
15	日野川	日南町丸山	左	54k800 ～ 55k200	400	水防警報区間	C	
16	日野川	日南町丸山	左	55k200 ～ 55k500	300	水防警報区間	A	
17	日野川	日南町生山	右	52k300 ～ 52k800	500	水防警報区間	C	
18	日野川	日南町霞	右	52k800 ～ 53k300	500	水防警報区間	B	
19	日野川	日南町霞	右	53k300 ～ 53k800	500	水防警報区間	A	
20	日野川	日南町霞	右	53k800 ～ 54k100	300	水防警報区間	B	
21	日野川	日南町霞	右	54k100 ～ 54k500	400	水防警報区間	A	
22	日野川	日南町霞	右	54k500 ～ 54k600	100	水防警報区間	B	
23	日野川	日南町丸山	右	54k600 ～ 55k300	700	水防警報区間	A	
24	日野川	日南町丸山	右	55k300 ～ 55k400	100	水防警報区間	B	
25	日野川	日南町丸山	右	55k400 ～ 55k500	100	水防警報区間	A	

5 河川災害危険箇所

番号	河川名	町村	大字	重要水防箇所				観測所名	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	重要度	備考
				左岸延長	右岸延長	予想される原因	工法					
14	日野川	日南	霞	1,829	2,100	溢水・洗掘	積土のう工 木流工	霞	1.50	2.00	特A	
15	日野川	日南	萩原	300		溢水・洗掘	積土のう工 木流工				B	
29	印賀川	日南	阿毘緑	570	370	溢水・決壊	積土のう工 木流工				A	
30	秋原川	日南	菅沢	30	30	溢水・決壊	積土のう工 木流工				B	
31	菅沢川	日南	菅沢		170	溢水・決壊	積土のう工 木流工				B	
32	砺波川	日南	大菅	500		溢水・決壊	積土のう工 木流工				B	
33	小原川	日南	霞	80		決壊	木流工				B	
34	小原川	日南	福万来	280	300	溢水	積土のう工				B	
35	小原川	日南	福万来	200	200	溢水	積土のう工				B	
36	石見川	日南	上石見	160	200	溢水・決壊	溢水・決壊				A	
37	石見川	日南	神戸上	50	100	決壊	木流工				B	
38	大原川	日南	下石見	50	50	溢水・決壊	積土のう工 木流工				B	
39	九塚川	日南	神福		150	溢水	積土のう工				B	
40	白谷川	日南	福塚	1,100	1,100	溢水・決壊	積土のう工 木流工				A	
41	笠木川	日南	笠木	170		溢水・決壊	積土のう工 木流工				B	
42	野組川	日南	新屋		200	溢水・決壊	積土のう工 木流工				B	
43	中原川	日南	菅沢		200	決壊	木流工				B	

6 樋門ため池等の現況

○ 樋門ため池等の現況

(1) 重要用排水樋門

番号	河川名	位 置			種別	高巾	名称	操作 種類	(施設) 管理者	管理委託 団体名	備考
		都市	町村	大字							
1	日野川	日野	日南	萩原	木製	H/L = 1.0 m	1 門	手動	日南町小水力発電公社		
2	日野川	日野	日南	宮内	木製	H = 1.0 m L = 1.2 m	1 門	手動	西井手水路組合		
3	日野川	日野	日南	丸山	木製	H = 1.0 m L = 1.5 m	1 門	手動	井津羽井出水利組合		
4	小原川	日野	日南	霞	木製	H/L = 1.2 m	1 門	(動力併用)	生山堰水利組合		
5	笠木川	日野	日南	笠木	鋼製	H = 0.6 5 m L = 0.8 m	1 門	(動力併用)	薬侶井出水利組合		
6	印賀川	日野	日南	印賀	鋼製	H = 1.5 m L = 1 3.0 m	2 門 夏日堰	(動力併用)	日南町		

7 日南町防災重点ため池

ため池	所在地
山口堤	日南町阿毘緑 791
上ミ七人塚堤	日南町阿毘緑 1125
口埴田堤	日南町神福 12-1
黒ワラビ堤	日南町花口 1390-44
上坂堤	日南町三吉 576-1
築谷堤 3	日南町印賀 468
鉄穴ヶ谷山第 1 堤	日南町福寿実 956-16
鉄穴ヶ谷山第 2 堤	日南町福寿実 956-9
鉄穴ヶ谷山第 3 堤	日南町福寿実 957
家ノ奥矢入山第 2 堤	日南町福寿実 241-36
家ノ奥矢入山第 3 堤	日南町福寿実 241-3
寺堤	日南町茶屋 1025
代ノ原上エ堤	日南町茶屋 3416
ヌリガンナ堤	日南町福塚 446
小倉原堤	日南町花口 1990-27

8 発電用貯水池

目 的 別	名 称	所 在 地	総 貯 水 量	管 理 者
発電用	大宮ダム	日南町印賀	495,000 m ³	中国電力株式会社
多目的	菅沢ダム	日南町菅沢	19,800,000 m ³	国土交通省中国地方整備局

9 水防備蓄資材

資 材	数 量
土のう	
スコップ	
ブルーシート	
鉄筋	
かけ矢	
タコ槌	

10 水防活動てん末報告様式

1. 水防活動による使用(消費)資材費内訳

管 理 団体名	主要資材内訳							主要資材内訳							合 計	備 考
	土のう		なわ				小	発煙筒		カーパイト				小		
	数量	金額	数量	金額			計	数量	金額	数量	金額			計	計	考

- 注 1. 主要資材内訳の欄には、次に掲げる資材のうち該当するものを記入すること。
 土のう・布袋類・たたみ・むしろ・なわ・竹・生木・丸太・杭・釘・板類・鉄線
 ・かすがい・蛇籠および置石
2. その他資器材の欄には、上記1以外のものを記入すること。
3. 主要器材ならびに、その他資器材のうち専用または転用できるもの、または災害
 復旧事業の対象となるものは、それぞれに応じ価格を減じて記入すること。
4. 資材類については、水防倉庫に備蓄しているもの以外のものも記載する。

2. 水防活動実績表

管 理 団体名	指 定 非指定 の別	水防活動延人員									合計 (A+B)	水防活動 を行なった主な河 川海岸湖 沼名	水防活 動を行 なった 期間	備 考
		水防団 消防団	その他	計	出勤 手当	その他	小計 (B)	主要 資材	その他 資機材	小計 (B)				

- 注 1. 水防活動費のその他については、内容を備考欄に記入のこと。
2. 使用(消費)資材費については、様式2による区分により転記すること。
3. 水防活動を行った期間は、 月 日から 月 日までと記入し、同一
 市町村で同期間中に再度水防活動を行った場合には、その旨判別できるよう記
 入すること。
4. 水防活動に対する問題点等特記すべき事項があるときは備考欄に記入すること。

1 1 ヘリコプター場外離着陸場

地 区	ドクターヘリNo.	防災ヘリNo.	離 着 陸 場 名	所 在 地
日野上	日南 1 0		まなび宿ひのかみグラウンド	三栄 1 0 9 7
山 上	日南 1 4		旧おおくさ荘駐車場	茶屋 3 6 3 0 - 1
阿毘緑	日南 3	3 4 2	ゆきんこ村運動広場	下阿毘緑 4 7 7
	日南 1 2		ゆきんこ村駐車場（本館前）	下阿毘緑 4 7 8
大 宮	日南 5	3 4 4	日南湖畔広場	菅沢 4 4 6
	日南 1 1		まなび宿おおみやグラウンド	印賀 1 5 1 6
多 里		3 4 1	多里山村広場	萩原 4 9 0 - 2
	日南 7	3 5 1	多里山村広場駐車場	萩原 4 9 0 - 2
石 見	日南 4	3 4 3	日南邑グラウンド	神戸上 2 9 6 2 - 1
	日南 8	3 7 6	日南町防災基地	下石見 3 0 6 - 3
	日南 9		まなび宿いわみにしグラウンド	中石見 7 9 5
	日南 1 3	3 4 9	三本松公園	神戸上
福 栄	日南 6		大田農村公園	神福 1 2 8 5 - 1

1 2 異常気象事前通行規制箇所

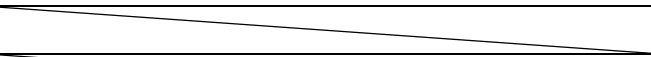
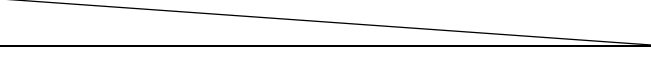
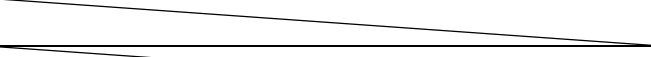
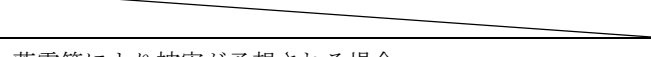
路 線 名	規 制 区 間		規 制 延 長 (km)	規制基準 (mm)	迂 回 路
国道 183 号	日南町	新屋	1.7	時間雨量 40 総雨量 200	(主) 新見日南線
国道 183 号	日南町	河上～宮内	1.8	時間雨量 30 総雨量 150	普通車 ((主) 新見日南線、(一) 猪子原上石見 (T) 線、(主) 新見多里線) 大型車 (国道 180 号、182 号、314 号)
国道 183 号	日南町	矢戸～宮内	2.8	時間雨量 40 総雨量 200	普通車 ((主) 新見日南線、(一) 猪子原上石見 (T) 線、(主) 新見多里線) 大型車 (国道 180 号、182 号、314 号)
(主) 新見日南線	日南町	中石見	1.3	時間雨量 40 総雨量 200	(一) 上石見黒坂 (T) 線
(主) 新見日南線	日南町	下石見～生山	0.9	時間雨量 40 総雨量 200	(一) 上石見黒坂 (T) 線
(主) 安来伯太日南線	日南町	矢戸	1.2	時間雨量 40 総雨量 200	(一) 横田伯南線
(主) 安来伯太日南線	日南町	下阿毘緑	0.8	時間雨量 40 総雨量 200	(主) 阿毘緑菅沢線、(一) 横田伯南線
(主) 新見多里線	日南町	豊栄～湯河	8.4	時間雨量 40 総雨量 200	(主) 新見日南線、(一) 猪子原上石見 (T) 線

(主) 横田多里線	日南町	上萩山～多里	6.0	時間雨量 40 総雨量 200	国道 183 号、(主) 安来伯太日南線、(一) 印賀奥出雲線
(主) 阿毘緑菅沢線	日南町	折渡～印賀	3.8	時間雨量 40 総雨量 200	(主) 安来伯太日南線、(一) 本山伯太線
(主) 阿毘緑菅沢線	日南町	印賀	1.6	時間雨量 40 総雨量 200	(主) 安来伯太日南線、(一) 本山伯太線
(一) 多里伯太線	日南町	萩原～笠木	4.8	時間雨量 40 総雨量 200	国道 183 号、(主) 安来伯太日南線
(一) 横田伯南線	日南町	福万来	0.4	時間雨量 40 総雨量 200	国道 183 号、(主) 安来伯太日南線
(一) 横田伯南線	日南町	霞	0.5	時間雨量 40 総雨量 200	国道 183 号、(主) 安来伯太日南線
(一) 上石見黒坂 (T) 線	日南町	神戸上	0.3	時間雨量 40 総雨量 200	国道 180 号、国道 183 号、(主) 新見日南線
(一) 上石見黒坂 (T) 線	日南町	花口	0.7	時間雨量 40 総雨量 200	国道 180 号、国道 183 号、(主) 新見日南線
(一) 猪子原上石 見 (T) 線	日南町	神福～福塚	3.6	時間雨量 40 総雨量 200	(主) 新見日南線、(主) 新見多里線
(一) 猪子原上石 見 (T) 線	日南町	福塚～三吉	3.0	時間雨量 40 総雨量 200	(主) 新見日南線、(主) 新見多里線
(一) 花口下石見 線	日南町	下石見	0.6	時間雨量 40 総雨量 200	(主) 新見日南線、(一) 上石見黒坂 (T) 線
(一) 菅沢日野線	日南町	菅沢～黒坂	7.7	時間雨量 40 総雨量 200	国道 180 号

1 3 危険物取扱業者

業者名称	所在地	電話番号
(有) さんせきパル	日南町生山 696	0 8 5 9 - 8 2 - 1 3 2 1
(有) 前田石油店	日南町生山 160-15	0 8 5 9 - 8 2 - 1 1 3 5
鳥取西部ジェイエーサービス	日南町霞 779	0 8 5 9 - 8 2 - 0 2 2 7
多里石油 (有)	日南町多里 766-2	0 8 5 9 - 8 4 - 0 9 3 1
(有) 長谷川モータース	日南町湯河 337-2	0 8 5 9 - 8 4 - 0 4 3 6
長尾石油店	日南町上石見 733-5	0 8 5 9 - 8 3 - 0 0 0 7
岡田石油店	日南町生山 406-6	0 8 5 9 - 8 2 - 0 1 6 6
J A 西部山上 S S	日南町茶屋大戸口田 3672-4	0 8 5 9 - 8 2 - 0 4 1 0

1 4 警報・注意報発表基準

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	1 0
		(土砂災害)	土性雨量指数基準	1 1 4
	洪水	複合基準※ ¹		—
		指定河川洪水予報 による基準	流域雨量指数	日野川 2 2.8 印賀川 1 2.7 石見川 1 7.8
	暴風		平均風速	2 0 m／秒
	暴風雪	平均風速	2 0 m／秒 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ 4 0 c m	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	8 0	
	洪水	流域雨量指数基準	日野川流域＝18.2、印賀川流域＝10.1、石見川流域＝14.2	
		複合基準※ ¹	日野川 流域雨量指数 18.2 表面雨量指数 5.0 石見川 流域雨量指数 14.2 表面雨量指数 5.0	
			指定河川洪水予報 による基準	—
	強風	平均風速	1 2 m／秒	
	風雪	平均風速	1 2 m／秒 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ 2 5 c m	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	1 0 0 m	
	乾燥	最小湿度 4 0 % で実効湿度 6 5 %		
	なだれ	① 積雪の深さ 3 0 c m 以上あり降雪の深さ 4 0 c m 以上 ② 山沿いの積雪の深さ 6 0 c m 以上あり次のいずれか 1 最高気温が 8 ℃ 以上※ ² 2 かなりの降雨		
	低温	最低気温 4 ℃ 以下※ ³		
	霜	1 0 月 3 1 日までの早霜 4 月 1 日以降の晩霜 最低気温 3 ℃ 以下		
	着氷			
	着雪	1 2 時間降雪の深さ： 2 5 c m 以上 気温：－ 2 ℃～ 2 ℃		
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	9 0 mm

※ 1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※ 2 気温は鳥取気象台の値。

※ 3 気温は米子特別地域気象観測所の値。

第2節 除雪計画

令和4年度 日南町除雪計画一覧(県道)

(車道除雪)

検査及び所有形態	路 線 名	区 間	延長km	検 査 (除雪形態)
神戸上農林(株) グレーダ4.0m(専有) 11tトラック(専有) 7tトラック(専有)	⑤ 新見日南線 ⑥ 神戸上農林線 ⑦ 上石見黒坂(T)線 ⑧ 花口下石見線	(丸山～上石見・車境) (神戸上～桑平峠・車境) (上石見～花口・町境) (花口～下石見)	13.0 5.0 8.4 4.7	車道除雪日南町1工区
(有)同田建設 7tトラック(自資)	⑨ 生山(T)線	(生山地内)	0.4	
日南振興(株) 11tトラック(町有)	道の駅	(駐車場内)		日南町2工区
大宮建設(有) グレーダ4.0m(自資) 8tトラック(自資) 8tトラック(自資) 5tトラック(自資)	⑤ 阿尾峠菅沢線 ⑥ 本山山太線	(菅沢秋原～下阿尾峠大原) (印賀～印賀立石)	11.9 2.0	車道除雪日南町4工区
日南建工(有) 8tトラック(町有)	⑦ 菅沢日野線	(菅沢中原～久住・町境)	3.1	
(有)近藤振金工作所 グレーダ4.0m(専有) 8tトラック(町有)	⑦ 多里山太線 ⑧ 横田山太線	(播磨実～アメダス菜園) (播磨実～森)	0.9 12.5	車道除雪日南町5工区
(有)福岡組 8tトラック(自資)	⑤ 新見多里線 ⑥ 子原上石見(T)線	(豊宇～神宮・車境) (子原～井原)	3.5 1.7	
小竹林業(株) 11tトラック(町有)	⑦ 子原上石見(T)線	(井原～下石見)	5.3	
(有)大柄組 11tトラック(専有) グレーダ4.0m(自資)	⑤ 安幸山太日南線	(矢戸～下阿尾峠)	9.0	車道除雪日南町6工区
(有)坪倉組 11tトラック(専有)	⑤ 新見多里線	(湯河～豊宇)	9.5	車道除雪日南町7工区
(株)エー 8tトラック(自資) 8tトラック(自資) 11tトラック(専有) 11tトラック(町有)	⑦ 横田山太線 ⑧ 印賀山出雲線 ⑤ 安幸山太日南線 ⑥ 多里山太線	(大宮～西谷別れ) (下阿尾峠～万太郎・車境) (下阿尾峠～山太・寺谷坂) (折原～狩野原)	6.0 3.6 5.8 1.9	車道除雪日南町12工区
(有)だんだん 8tトラック(町有)	⑦ 多里山太線	(虫尾別れ～六地蔵)	2.1	
(有)近藤振金工作所 8tトラック(町有) グレーダ4.0m(専有) 8tトラック(町有)	⑦ 多里山太線	(生木～山裏)	2.4	
日南電機 8tトラック(町有)	⑦ 多里山太線	(虫尾別れ～狩野原)	1.5	
(個人)山形興業 8tトラック(町有)	⑤ 横田多里線	(萩原～竜ヶ崎・車境)	7.0	
(株)グリーン・シャイン 8tトラック(町有)	⑦ 多里山太線	(萩原～河上)	1.9	
			計123.1	
(株)エー ロータリ(専有)	⑦ 印賀山出雲線 ⑧ 横田山太線 ⑤ 安幸山太日南線	(下阿尾峠～万太郎・車境) (大宮～西谷別れ) (矢戸～寺谷坂・車境)	3.6 6.0 14.8	車道除雪日南町12工区(拡幅除雪)
神戸上農林(株) ロータリ75ps(町有)	⑥ 神戸上農林線 ⑦ 上石見黒坂(T)線 ⑧ 花口下石見線	(神戸上～桑平峠・車境) (上石見～花口・町境) (花口～下石見)	5.0 8.4 4.7	
(株)新井 ロータリ250ps(自資)	⑤ 阿尾峠菅沢線	(菅沢秋原～下阿尾峠大原)	11.9	
(株)エー 11tトラック(専有)	⑤ 阿尾峠菅沢線	(菅沢秋原～下阿尾峠大原)	11.9	車道除雪日南町12工区(応援除雪)
(株)エー ※同小型除雪車(専有)	⑤ 安幸山太日南線 ⑥ 印賀山出雲線	(山上別れ～横田山太線入口) (山上別れ～大谷別れ)	1.2 2.2	
(有)近藤振金工作所 ※同小型除雪車(専有)	⑤ 阿尾峠菅沢線 ⑥ 安幸山太日南線	(幸平道神往～吉野) (アメダス菜園付近)	1.8 0.2	
車 道 結 帯	国道180号(県委託)日野町播磨～五輪峠(町境)		9.5km	
	国道183号(県委託)日野町播磨～丸山(生山道路)		5.0km	
	〃〃(県委託)丸山～磯掛峠(車境)		18.5km	

令和4年度 日南町除雪計画一覧(町道)

校区名	業者名(個人名)	機種及び所有形態	町 道 (農 道 含 む)	摘 要
阿 尾 路 ・ 大 宮	(株)エイト	(自有) 8t級ドーザ	大菅阿尾路、静屋路地、(山口)、路地側、大谷 長溝高山、車比田、大池	阿尾路地域活性化センター、ゆきんこ村
		(町有) 5t級ドーザ L9-2 『鳥取0006328』	深堀、鬼ヶ平、大原、下阿尾路、(中栗谷)	岸利男、下阿尾路、丸山宅、船越宅、若林宅
		(町有) 11t級ドーザ L20 『鳥取0006146』	折渡、奥栗谷、坂原、折渡馬の背	安未伯太日南(県境～草野)
		(自有) 8t級ドーザ	穴内	
		(自有) 3t級ドーザ	夏ヶ谷、深堀	柳原宅、法橋宅、安田宅(舗装部分まで)、秋末宅 池田宅、木村宅、旧阿尾路小学校
	(県有) ローターリー			
山 上	(有)近藤金工所	(町有) 8t級ドーザ WA100 『鳥取0006711』	鉄穴内、一丁田、一丁見田、坊、葉品、鉾原、山裏大谷 笠木大原、横林、河谷、平田神田、小雀、細屋	山裏、山上地域振興センター 小雀(石川丈子)、河上宅～青戸正宅
		(自有) 3t級ドーザ	矢原大戸	
		(町有) 5t級ドーザ ZW80 『鳥取0006596』	熊堀、熊堀奥、稲荷面、矢谷、大内容、矢入	
	(有)だんだん	(町有) 8t級ドーザ WA100 『鳥取0006356』	佐木谷虫尾、古市佐木谷(佐木谷地内)、福万来佐木谷 山木谷細屋、大戸小濁	
	日南電創	(町有) 5t級ドーザ ZW80 『鳥取0006577』	落合尾郷、虫尾、持屋原、奥野、佐木谷虫尾	佐木谷分校、和田原
	(株)創環	(自有) ローターリー		
大 宮	日南建工(有)	(町有) 8t級ドーザ FL-120 『鳥取0006195』	中津合、呼子、野路、(本山吉郎)	
		(町有) プル5t級 D31A-17 『鳥取0006293』	元管沢	大森宅
	大宮建設(有)	(自有) 5t級ドーザ (自有) 8t級ドーザ (自有) 8t級ドーザ	印賀、古市佐木谷(宝谷地内)、向ノ原、夏日、大宮南、上横見 中横見、本山吉郎、古市折渡、印賀古市、樋ヶ峠横見 立石吉郎、大原	
多 里	(個人)山形美智也	(町有) 8t級ドーザ WA100 『鳥取0006575』	井手口、滑、明谷、上原、荒田、半ノ目、下萩山	多里地域振興センター
	(株)グリーンシャイン	(町有) 8t級ドーザ FL310-1 『鳥取000619』	新屋、内方、中園、中園野組、坂都、客戸、多里町、野組 滑、新山、滑奥、稲村、稲荷	山際栄一
	(有)日南住設	(自有) 3t級ドーザ	稲荷、新山の一部、井手口の一部、小森、客戸の一部、河本矢原	絹谷計男(稲荷)、安井勝美(新山)、大森(井手口) 多里団地
	つばくランド	(町有) 5t級ドーザ WA80 『鳥取0006185』	客戸の一部、中溝谷、菅松、灰谷、内方の一部、新屋の一部 旧新屋、小寺、湯河多里	多里地域振興センター
	(個人)新田和之	(自有) 3t級ドーザ	津奥谷	福田宅、紅宅、竜田宅、福原宅、田辺宅
石 見	日南振興(株)	(町有) 8t級ドーザ FL310 『鳥取006886』	静治屋市場、市場、原、静治屋室原、北井、原市場、原公会室 三吉、塚原上石見、トチ谷、野田ノ前、野田塚原、無板 原松本、石見西校	旧石見西小、石見下水処理場
		(町有) 8t級ドーザ WA100 『鳥取000681』	霧福塚(霧)、宮田桑時原、桑時原野原、塚原上石見、広域農道 宗金井原	
		(町有) 11t級ドーザ WA200 『鳥取0061497』	太田原	日南町防災基地、道の駅駐車場
	(有)三森工務店	(県有) 小型乗用除雪機	市場(集落内)	
	(株)神戸上農林	(町有) 8t級ドーザ WA100 『鳥取0006178』	野原、月瀬、白地、六反田、与市原、宗後、上石見、山根	石見東小、(大同、吉川)、金田浩、福田章人 福田修、松本道博
		(町有) 8t級ドーザ WA100 『鳥取0006606』	神戸上農林地一併農道(牛舎まで)、日南邑、花見山	
		(町有) 8t級ドーザ WA100 『鳥取0006528』	上花口、武反田、草山、花口分校、下花口、下花口神社、洞 花口大原、洞三本松	河田英俊、長谷川広行
		(町有) 5t級ドーザ L9-2 『鳥取0006327』	森毛無、戸谷、仲屋	
	(有)アルファビジネス	(自有) 5t級ドーザ (自有) 8t級ドーザ	客、客奥、無板、三吉、上坂	霧福塚線の枝線
	(株)神戸上農林	(町有) ローターリー-HTR306 『鳥取0006108』		
日 野 上	(個人)堀 博明	(町有) 5t級ドーザ L9-2 『鳥取0006225』	長溝、大仁路、菅ノ原、木谷、赤坂、西条々福、宮内 宮内西、中稲橋	農道角原 多里下水処理場
	(株)グリーンシャイン	(町有) 5t級ドーザ WA80 『鳥取006990』	神庄、丸山、神庄下三栄、坂の下藤の木田、丸山大谷 三栄公民館、上三栄、大森三本杉、三本杉村尾、内裏原 東条々福、井ノ原、嘉谷、旧日野上小学校、矢戸	
		(町有) 8t級ドーザ WA100 『鳥取0061016』	日南町役場、文化センター、日南中学校	総合文化センター周辺駐車場 役場庁舎周辺駐車場、イチイ庄
		(町有) 5t級ドーザ ZW80 『鳥取0006698』	日野上地内	
		(町有) 5t級ドーザ FL305 『鳥取0006122』	上手小路、坂本山手、坂本、北の原権現、霧ニュータウン、田曾	かすみ庄、にちなん保育園 西村恵輝宅
	(有)三森工務店	(県有) 小型乗用除雪機	宮内	梅林文子
	(有)岡田建設	(自有) 5t級ドーザ (自有) 3t級ドーザ (自有) 除雪機タツ77t	生山福長、桜原、定住団地1号、定住団地2号、日南町役場 川端、山手	植松山団地、生山駅駐車場
	(個人)前田昭彦	(町有) 8t級ドーザ ZW100 『鳥取0006161』	日南病院、田ノ原、生山家畜市場、消防署裏	病院周辺駐車場、きりしま団地、カンファート団地 こぶし団地、田ノ原団地、健康福祉センター
	(有)セントラル商事	(町有) 8t級ドーザ WA100 『鳥取0006303』	生山印賀、尾瀬印賀	生山～ライセンサー 尾瀬～宝谷、七瀬宅前旧道
	(株)ILL-IATIONS	(町有) 8t級ドーザ WA100 『鳥取0006529』	桜子宮田、広域農道、北の原権現	中学校裏駐車場
	生山自治会	(自有) 3t級ドーザ	生山地内(山手線外)	岡田建設
福 栄	小竹林泰(株)	(町有) 8t級ドーザ FL310-3 『鳥取0006199』	若杉、若杉石谷、猪子原、大谷、花紙山根、(神戸中野) 王子奥、太田、宗金井原、桜子宮田、塚原福塚 立岩、上坂、白谷、白谷中、神福新屋、霧福塚	農道中野 農道浜
		(町有) 8t級ドーザ ZW100 『鳥取0006172』		
		(町有) 11t級ドーザ WA200 『鳥取0006155』		
	(有)福岡組	(自有) 8t級ドーザ	名谷、吉金	

令和4年度 日南町除雪計画一覧(県道)

(歩道除雪)

機種及び所有形態	路 線 名	区 間	延長km	摘 要 (除雪形態)
(有) 三森工務店 乗用小型除雪車 (県有) 「日野町ろ268」	⑧ 183号	(丸山～矢戸)	2.7	歩道除雪日南町8工区
		(矢戸～宮内)	2.2	
		(河上～萩原)	2.4	
(有) 日南住設 乗用小型除雪車 (県有) 「日野町ろ270」	⑧ 183号	(萩原～湯河)	0.5	小計 10.0km
		(湯河～新屋)	2.2	
(有) 三森工務店 乗用小型除雪車 (県有) 「日野町ろ132」 「日野町ろ957」	○ 横田伯南	(霞～小原)	1.2	歩道除雪日南町9工区
	⊕ 新見日南	(丸山～生山)	4.7	
		(下石見～上石見)	6.4	
	○ 神戸上新見	(東ノ原～神戸上)	2.2	
	○ 上石見黒坂 (T)	(上石見～花口)	6.3	小計 20.8km
(有) 近藤板金工作所 乗用小型除雪車 (県有) 「日野町ろ3」	⊕ 安来伯太日南	(笠木～茶屋)	2.8	日南町12工区
				小計 2.8km

計 33.6

(凍結防止剤散布)

機種及び所有形態	路 線 名	区 間	延長km	摘 要 (除雪形態)
(有) 今松工務店 凍結防止剤散布車 (自有)	⑧ 183号	(鍵掛峠：県境～日野町福長)	23.5	凍結防止剤散布日南町10工区
	○ 花口下石見	(花口～下石見)	4.7	
(有) 大柄組 凍結防止剤散布車 (県有) 「鳥取800は954」	⑧ 180号	(日野町福長～五輪峠：郡境)	9.5	凍結防止剤散布日南町11工区
	⊕ 新見日南	(丸山～上石見：県境)	13.0	
	⊕ 印賀奥出雲	(下阿毘縁～万丈峠：県境)	3.6	
	⊕ 安来伯太日南	(矢戸～寺谷峠：県境)	14.8	
	⊕ 阿毘縁菅沢	(下阿毘縁大原～秋原)	11.9	
	○ 菅沢日野	(菅沢～町境)	3.1	
(有) 岡田建設 凍結防止剤散布車 (自有)	○ 上石見黒坂 (T)	(上石見～花口：町境)	8.4	凍結防止剤散布日南町3工区
	○ 神戸ノ上新見	(神戸上～桑平峠：県境)	5.0	
	○ 猪子原上石見 (T)	(下石見～猪子原)	7.0	
	⊕ 新見多里	(猪子原～豊栄)	3.7	

計 108.2

5 孤立が予想される集落

地 区	集 落 名	所 在 地	近接部落との距離
日野上	田ノ原	生山	生山 0.4 k m
	牛尾	霞	霞 1.3 k m
	桜子	丸山	丸山 0.8 k m
	田曾	霞	丸山 1.8 k m
	木谷	河上	河上 1.1 k m
山上	尾郷	福万来	霞 3.9 k m
	佐木谷	佐木谷	福万来 1.2 k m
	虫尾	福寿実	佐木谷 1.7 k m
	熊塚	福寿実	福万来 1.3 k m
	狩屋原	福寿実	折渡 1.8 k m
阿毘緑	大谷	上阿毘緑	上阿毘緑 0.5 k m
	大菅	大菅	上阿毘緑 2.0 k m
	緑屋	上阿毘緑	上阿毘緑 0.9 k m
	砥波	大菅	下阿毘緑 1.6 k m
大宮	奥栗谷	折渡	栗谷 2.6 k m
	宝谷	宝谷	印賀 1.4 k m
	立石	印賀	印賀 1.9 k m
	元菅沢	菅沢	菅沢 1.4 k m
	中津合	菅沢	菅沢 1.0 k m
	呼子	菅沢	中津合 1.1 k m
多里	萩山	萩山	萩原 2.8 k m
	上萩山	上萩山	萩山 2.5 k m
	滑	上萩山	木谷 3.1 k m
	灰谷	多里	多里 0.8 k m
	新山	新屋	新屋 0.4 k m
	内方	新屋	新屋 0.1 k m
	湯河	湯河	多里 0.6 k m
石見	下花口	下花口	花口 0.2 k m
	中村	三吉	塚原 0.8 k m
	立岩	三吉	塚原 1.7 k m
福栄	飛時原	神福	神戸 1.4 k m
	大坂	豊栄	猪子原 1.8 k m
	上坂	豊栄	大坂 1.9 k m

第3節 文化財災害予防計画

1. 文化財の現況

文化財種別	文化財の名称	所在地	文化財の種別	指定区分	防災施設設備
特別天然記念物	オオサンショウウオ	地域を定めず	動物	国	
天然記念物	船通山のイチイ	上萩山（船通山）	植物	国	
登録有形文化財	宮本家住宅 主屋	菅沢字アブ田井出上へ 729	建築物	国	
登録有形文化財	宮本家住宅 土蔵	菅沢字アブ田井出上へ 729	建築物	国	
天然記念物	上石見のオハツキ・タイコイチョウ	上石見 819	植物	県	
天然記念物	解脱寺のモミ並木	下阿毘緑 611	植物	県	
天然記念物	印賀楽々福神社社叢	印賀宮ノ下モ 1492-1、1494-1、字宮 1693-1、1693-2、1695	植物	県	
天然記念物	神戸上ハンノキ沼沢林	神戸上字佐貫谷奥、字三本松、字澤	植物	県	
保護文化財	印賀宝篋印塔	印賀塔ノ山	建造物	県	
保護文化財	竜泉寺木造十一面観音像	上石見竜泉寺	彫刻	県	
無形民俗文化財	日南のかしら打ち	福塚：福栄伝統芸能保存会、多里：多里かしら打ち保存会	風俗習慣	県	
保護文化財	常福寺経蔵及び山門	日南町多里 471-1	建造物	県	
保護文化財	霞の要害跡出土梵鐘鑄造関連遺物	中石見（日南町郷土資料館）	考古資料	県	
天然記念物	多里層ノジュール列	新屋字青滝畑 1682-1	地質変動	県	
天然記念物	大石見神社社叢	上石見大石見神社	植物	町	
有形文化財	石棒	印賀堂の前道下タ 1516-1⇒日南町美術館	参考資料	町	
無形民俗文化財	上三栄のもちつきともちつき唄	上三栄もちつき保存会	風俗習慣	町	
無形民俗文化財	日南神楽	日南神楽神光社	風俗習慣	町	
無形民俗文化財	霞のドンドさん（佐義長祭）	霞神社総代会	風俗習慣	町	
天然記念物	日南町神福のサクラソウ群落	日南町神福	植物	県	
史跡	矢田貝家史跡	日南町花口 1263-1	考古資料	町	
保護文化財	花口宝篋印塔	日南町花口 1238-1	石造物	町	
有形民俗文化財	新左衛門の大石橋	日南町花口 1149-4	橋	町	
史跡	下谷中鉄山後	日南町笠木	考古資料	町	

第4節 消防計画

日南町消防団出場区分表（火災出場）

	日野上地域	山上地域	阿毘緑地域	大宮地域	多里地域	石見地域	福栄地域
第1 出場	①日野上分団	①山上分団	①阿毘緑分団	①大宮分団	①多里分団	①石見分団	①福栄分団
	(河上・宮内・矢戸・三栄)	②阿毘緑分団	②大宮分団	②阿毘緑分団	②日野上分団	②福栄分団	②日野上分団
	②多里分団	③大宮分団	③山上分団	③山上分団	③福栄分団	③日野上分団	③石見分団
第2 出場	③山上分団	④日野上分団	④日野上分団	④日野上分団	④山上分団		④多里分団
	(丸山・麓・生山)						
	②石見分団						
※その他の分団は第2・第3出場及び他現場火災に備え待機							
第3 出場	③福栄分団						
	(河上・宮内・矢戸・三栄)	①多里分団	①多里分団	①石見分団	①石見分団	①多里分団	①山上分団
	①石見分団					②山上分団	
第4 出場	②福栄分団						
	(丸山・麓・生山)						
	①多里分団						
※その他の分団は第2・第3出場及び他現場火災に備え待機							
第5 出場	②山上分団						
※その他の分団は第2・第3出場及び他現場火災に備え待機							
第6 出場	①全ての分団	①全ての分団	①全ての分団	①全ての分団	①全ての分団	①全ての分団	①全ての分団

2 消防施設の整備

保管場所	保管機材	規格・数量	所属分団
日南町生山	消防ポンプ自動車	A 2級 1台	日野上分団
日南町茶屋	消防ポンプ自動車	A 2級 1台	山上分団
日南町印賀	小型動力ポンプ付積載車	B 2級 1台	大宮分団
日南町阿毘緑	小型動力ポンプ付積載車	B 2級 1台	阿毘緑分団
日南町湯河	消防ポンプ自動車	A 2級 1台	多里分団
日南町中石見	消防ポンプ自動車	A 2級 1台	石見分団
日南町福塚	消防ポンプ自動車	A 2級 1台	福栄分団

(自衛消防団)

保管場所	保管機材	規格・数量	所属
河上	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	河上
宮内	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	宮内
矢戸	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	矢戸
上三栄	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	上三栄
三栄・丸山	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	三栄・丸山
霞	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	霞
福寿実	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	福寿実
福万来	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	福万来
笠木（大原）	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	笠木
笠木（縣日鉄）	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	笠木
佐木谷	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	佐木谷
大菅	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	大菅
阿毘緑	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	阿毘緑
下阿毘緑（砥波）	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	阿毘緑
下阿毘緑（大原）	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	阿毘緑
下阿毘緑	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	阿毘緑
折渡	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	折渡
印賀	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	印賀
宝谷	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	宝谷
菅沢	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	菅沢
菅沢（中津合）	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	菅沢
新屋	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	新屋
湯河	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	湯河
上萩山（下萩）	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	上萩山
上萩山	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	上萩山
萩原	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	萩原
花口	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	花口
神戸上（東ノ原）	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	神戸上
神戸上（鉄穴内）	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	神戸上
中石見（友広）	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	中石見
中石見（是次）	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	中石見
下石見（野田）	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	下石見
下石見（原）	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	下石見
下石見（市場）	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	下石見
福塚	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	福塚
神福上	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	神福上

神福下	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	神福下
豊栄上	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	豊栄
豊栄下	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	豊栄
下石見	小型動力ポンプ	B 3 級 1 台	オロチ
茶屋	小型動力ポンプ	D 1 級 1 台	茶屋
福塚	小型動力ポンプ	D 1 級 1 台	福栄

3 消防用施設の現況

分団名	管轄区域	消防機械			消防水利			備 考
		ポ ン プ 自動車	ポ ン プ 積載車	小型動力 ポンプ	防火水 槽	河川・ 池	プール その他	
日野上分団	河上、宮内、矢戸、三栄、丸山、霞、生山	1		6	10	141	1	簡易水道消火栓設置集落 宮内、矢戸、三栄、霞、生山
山上分団	茶屋、福寿実、福万来、笠木、佐木谷	1		6	9	128		簡易水道消火栓設置集落 茶屋、笠木
阿毘緑分団	大菅、阿毘緑、下阿毘緑		1	5	9	81		
大宮分団	折渡、印賀、宝谷、菅沢		1	5	4	83	1	
多里分団	新屋、多里、湯河、上萩山、萩原	1		5	5	100		簡易水道消火栓設置集落 新屋、多里、湯河、萩原の全域
石見分団	花口、神戸上、上石見、中石見、下石見、三吉、オロチ	1		9	22	122		簡易水道消火栓設置集落 花口、神戸上、上石見、中石見、下石見、三吉
福栄分団	豊栄、神福、福塚	1		6	10	85		簡易水道消火栓設置集落 福塚、神福の一部
計		5	2	42	69	740	3	

消防用無線機

呼出名称	表示用 I D	種別
ぼうさいにちなんほんぶ 2 0 1	本部 2 0 1	携帯機
ぼうさいにちなんほんぶ 2 0 2	本部 2 0 2	携帯機
ぼうさいにちなんほんぶ 2 0 3	本部 2 0 3	携帯機
ぼうさいにちなんふくさかえ 2 0 4	福栄 2 0 4	携帯機
ぼうさいにちなんひのかみ 2 0 5	日野上 2 0 5	携帯機
ぼうさいにちなんたり 2 0 6	多里 2 0 6	携帯機
ぼうさいにちなんあびれ 2 0 7	阿毘緑 2 0 7	携帯機

ぼうさいにちなんおおみや２０８	大宮２０８	携帯機
ぼうさいにちなんやまがみ２０９	山上２０９	携帯機
ぼうさいにちなんいわみ２１０	石見２１０	携帯機
ぼうさいにちなんやくば２１１	役場２１１	携帯機
ぼうさいにちなんやくば２１２	役場２１２	携帯機
ぼうさいにちなんほんぶ３０１	本部３０１	車載機
ぼうさいにちなんふくさかえ３０２	福栄３０２	車載機
ぼうさいにちなんひのかみ３０３	日野上３０３	車載機
ぼうさいにちなんたり３０４	多里３０４	車載機
ぼうさいにちなんあびれ３０５	阿毘緑３０５	車載機
ぼうさいにちなんおおみや３０６	大宮３０６	車載機
ぼうさいにちなんやまがみ３０７	山上３０７	車載機
ぼうさいにちなんいわみ３０８	石見３０８	車載機

簡易無線機 １７台

４ 消防水利

消火栓	防火水槽		河川	プール
	２０t未満	２０t～６０t		
９８	７	６２	７４０	２

５ 消防団員の状況

団 長	副団長	分団名	団員数	備 考
1	1	日野上分団	1 5	
		山上分団	1 5	
		阿毘緑分団	1 0	
		大宮分団	1 1	
		多里分団	1 5	
		石見分団	1 5	
		福栄分団	1 5	
計			9 8	

6 自衛消防団の状況

部落名	団員数	機 材	備 考
河上		小型動力ポンプ 1 台	日野上地区 団員数計 人 小型動力ポンプ 6 台
宮内		小型動力ポンプ 1 台	
矢戸		小型動力ポンプ 1 台	
上三栄		小型動力ポンプ 1 台	
丸山・三栄		小型動力ポンプ 1 台	
霞		小型動力ポンプ 1 台	
生山			山上地区 団員数計 人 小型動力ポンプ 6 台
茶屋		小型動力ポンプ D1 1 台	
福寿実		小型動力ポンプ 1 台	
福万来		小型動力ポンプ 1 台	
笠木		小型動力ポンプ 2 台	
佐木谷		小型動力ポンプ 1 台	阿毘緑地区 団員数計 人 小型動力ポンプ 5 台
大菅		小型動力ポンプ 1 台	
阿毘緑		小型動力ポンプ 1 台	
下阿毘緑		小型動力ポンプ 3 台	大宮地区 団員数計 人 小型動力ポンプ 5 台
折渡		小型動力ポンプ 1 台	
印賀		小型動力ポンプ 1 台	
宝谷		小型動力ポンプ 1 台	
菅沢		小型動力ポンプ 2 台	
新屋		小型動力ポンプ 1 台	多里地区 団員数計 人 小型動力ポンプ 5 台
多里			
湯河		小型動力ポンプ 1 台	
上萩山		小型動力ポンプ 2 台	
萩原		小型動力ポンプ 1 台	
花口		小型動力ポンプ 1 台	石見地区 団員数計 人 小型動力ポンプ 9 台
神戸上		小型動力ポンプ 2 台	
上石見			
中石見		小型動力ポンプ 2 台	
下石見・三吉		小型動力ポンプ 3 台	
オロチ		小型動力ポンプ 1 台	福栄地区 団員数計 人 (うち女性 10 人) 小型動力ポンプ 6 台
福塚		小型動力ポンプ 1 台	
神福上		小型動力ポンプ 1 台	
神福下		小型動力ポンプ 1 台	
豊栄上		小型動力ポンプ 1 台	
豊栄下		小型動力ポンプ 1 台	
福栄女性消防隊	1 2	小型動力ポンプ D1 1 台	
計		4 2 台	

7 女性消防隊の現状

名称	所在地	隊員数	保有機材	備 考
茶屋女性消防隊	日南町茶屋		小型動力ポンプ D1	
福栄女性消防隊	日南町福塚	1 0	小型動力ポンプ D1	

8 幼年消防クラブ

名称	所在地	隊員数	保有機材	備 考

9 常備消防の現況

名 称	所 在 地	隊員数	保 有 機 材	備 考
西部広域行政管理組合 江府消防署生山出張所	日南町生山 349-1	1 4	ポンプ車 2 台 広報車 1 台 救急車 1 台	77-1001

第3章 災害応急対策計画

第1節 配備および動員計画

1 動員計画

○防災連絡責任者

区分 課名	防災連絡責任者		連絡方法	備考
	正	副	電話	
総務課	総務課長	防災監	0859-82-1111	
地域づくり推進課	地域づくり推進課長	総括室長	0859-82-1115	
農林課	農林課長	総括室長	0859-82-1114	
住民課	住民課長	総括室長	0859-82-1112	
建設課	建設課長	総括室長	0859-82-1113	
教育課	教育課長	統括室長	0859-82-1118	
福祉保健課	福祉保健課長	総括室長	0859-82-0374	
議会事務局	事務局長	書記	0859-82-1900	
出納室	会計管理者	防災監	0859-82-1901	
日南病院	事務部長	事務部長	0859-82-1235	
認定こども園にちなん十色	園長	副園長	0859-82-0626	
総合文化センター	アシスト日南	教育委員会次長	0859-77-1111	
日南町図書館	館長	主任司書	0859-77-1112	
日南町美術館	館長	主任学芸員	0859-77-1113	
日野上地域振興センター	まちづくり協議会長	事務長	0859-82-0318	
山上地域振興センター	まちづくり協議会長	事務長	0859-82-0933	
阿毘緑地域振興センター	まちづくり協議会長	事務長	0859-87-0909	
大宮地域振興センター	まちづくり協議会長	事務長	0859-87-0911	
多里地域振興センター	まちづくり協議会長	事務長	0859-84-0151	
石見地域振興センター	まちづくり協議会長	事務長	0859-83-0711	
福栄地域振興センター	まちづくり協議会長	事務長	0859-83-0454	

第2節 通信情報計画

水位等の収集計画

1. 雨量観測所

番号	河川名	観測所名	位置		管理者
			町名	大字	
1	日野川	丸山	日南町	丸山字広屋敷 597-2	国土交通省日野川河川事務所
2	日野川	生山	日南町	生山 357	日野振興センター
3	小原川	茶屋	日南町	茶屋大ジャフ田	気象庁
4	小原川	笠木	日南町	笠木原田 1335-3	国土交通省日野川河川事務所
5	印賀川	阿毘緑	日南町	阿毘緑古鉦床前井出下モ 711-3	国土交通省日野川河川事務所
6	印賀川	阿毘緑	日南町	阿毘緑 207 日南試験地	日野振興センター
7	印賀川	大宮	日南町	宝谷字下モ河原 344-4	国土交通省日野川河川事務所
8	印賀川	菅沢	日南町	菅沢字川西山 112-10	国土交通省日野川河川事務所
9	日野川	多里	日南町	多里新湯河橋から 300m 生山	国土交通省日野川河川事務所
10	日野川	鍵掛峠	日南町	新屋 1858-1	日野振興センター
11	日野川	上萩山	日南町	上萩山字佛ヶ原 1097-1	日野振興センター
12	石見川	下石見	日南町	下石見字鳥居ノ前 734-5	国土交通省日野川河川事務所
13	石見川	上石見	日南町	上石見 648-9	日野振興センター
14	九塚川	豊栄	日南町	豊栄字宮乃本 647-1	日野振興センター

2. 水位観測所

番号	河川名	観測所名	町名	大字	管理者
1	日野川	丸山	日南町	丸山字新田 248-2	日野振興センター
2	印賀川	大宮	日南町	宝谷字下モ河原 344-4	国土交通省日野川河川事務所
3	石見川	下石見	日南町	下石見	西部総合事務所
4	印賀川	菅沢	日南町	字川西山 112-10	国土交通省日野川河川事務所

3. 河川カメラ

番号	河川名	観測所名	町名	大字	管理者
1	日野川	日野川8	日南町	霞	鳥取県県土整備部
2	日野川	日野川9	日南町	丸山	鳥取県県土整備部
3	日野川	日野川6	日南町	生山	鳥取県県土整備部
4	日野川	日野川7	日南町	生山	鳥取県県土整備部
5	石見川	石見川1	日南町	下石見	鳥取県県土整備部

4. 道路カメラ

1	路線名	観測所名	町名	大字	管理者
1	国道 183 号	鍵掛峠	日南町	新屋	国土交通省
2	国道 183 号	生山道路	日南町	霞	鳥取県
3	国道 183 号	生山道路	日南町	生山	鳥取県
4	県道 8 号	新見日南線谷田峠	日南町	上石見	鳥取県
5	県道 9 号	安来伯太日南線	日南町	阿毘緑	鳥取県
6	国道 180 号	秋原橋付近	日南町	菅沢	鳥取県
7	県道 8 号	新見日南線	日南町	上石見	鳥取県
8	県道 9 号	安来伯太日南線	日南町	矢戸	鳥取県
9	国道 180 号	菅沢	日南町	菅沢	鳥取県
10	国道 183 号	新屋	日南町	新屋	鳥取県
11	国道 183 号	河上	日南町	河上	鳥取県
12	県道 8 号	新見日南線	日南町	下石見	鳥取県
13	県道 9 号	安来伯太日南線	日南町	茶屋	鳥取県
14	県道 211 号	新見多里泉	日南町	神福	鳥取県
15	県道 48 号	阿毘緑菅沢線	日南町	印賀	鳥取県
16	県道 210 号	上石見黒坂停車場線	日南町	神戸上	鳥取県
17	県道 108 号	印賀奥出雲線万丈峠	日南町	上阿毘緑	鳥取県
18	県道 111 号	神戸上新見線桑平峠	日南町	神戸上	鳥取県
19	国道 180 号	菅沢五輪峠	日南町	菅沢	鳥取県
20	国道 183 号	日南町湯河	日南町	湯河	鳥取県
21	県道 8 号	日南町霞	日南町	霞	鳥取県

5 日南町ライブカメラ

番号	地区名	設置場所	大字	管理者
1	日野上	日南グラウンド	生山	日南町
2	日野上	道の駅にちなみ日野川の郷	生山	日南町
3	石見	下石見防災基地	下石見	日南町
4	多里	若松橋	湯河	日南町
5	福栄	福栄大橋	福塚	日南町

6 主要連絡先

施設名	所在地	電話	F A X
日南町役場	日南町霞 800	0859-82-1111	0859-82-1478
議会事務局		0859-82-1900	0859-82-1131
出納室		0859-82-1901	0859-82-1390
総務課		0859-82-1111	
地域づくり推進課		0859-82-1115	
農林課		0859-82-1114	
住民課		0859-82-1112	
建設課		0859-82-1113	
教育委員会		0859-82-1118	
農業委員会		0859-82-1902	
福祉保健課	日南町生山 511-5	0859-82-0374	0859-82-1027
日南町社会福祉協議会	日南町生山 397-1	0859-82-6038	
日南町清掃センター	日南町下石見 1971	0859-83-1153	
日南町総合文化センター	日南町霞 785	0859-77-1111	0859-77-1114
日南町美術館		0859-77-1113	0859-77-1115
日南町図書館		0859-77-1112	0859-77-1114
日南町社会体育館	日南町生山 450	0859-82-0999	
学校給食センター	日南町霞 739	0859-77-1100	
日野上地域振興センター	日南町矢戸 1164-1	0859-82-0318	0859-82-0318
山上地域振興センター	日南町笠木 304	0859-82-0933	0859-82-0933
阿毘緑地域振興センター	日南町阿毘緑 1238-1	0859-87-0909	0859-87-0909
大宮地域振興センター	日南町印賀 1516	0859-87-0911	0859-87-0911
多里地域振興センター	日南町多里 826	0859-84-0151	0859-84-0151
石見地域振興センター	日南町上石見 723-1	0859-83-0711	0859-83-0711
福栄地域振興センター	日南町福塚 992	0859-83-0454	0859-83-0454
日南町人権センター	日南町三栄 1715-8	0859-82-0404	
認定こども園にちなん十色	日南町霞 740-1	0859-82-0626	0859-82-0520
認定こども園にちなん十色石見分園	日南町上石見 537	0859-83-1158	
認定こども園にちなん十色山の上分園	日南町笠木 304-12	0859-82-1215	
日南小学校	日南町生山 450-2	0859-77-1200	0859-77-1201
日南中学校	日南町霞 740	0859-82-1225	0859-82-1226
日南病院	日南町生山 511-7	0859-82-1235	0859-82-1341
菅沢ダム管理事務所	日南町菅沢 112-10	0859-87-0311	0859-87-0313
鳥取県園芸試験場日南試験地	日南町阿毘緑 1203	0859-87-0306	

江府消防署生山出張所	日南町生山 349-1	0859-77-1001	0859-77-1002
黒坂警察署	日野町下菅 242-1	0859-74-0110	0859-74-0110
印賀駐在所	日南町印賀 1213-4	0859-87-0201	
生山駐在所	日南町生山 817-2	0859-82-0043	
多里駐在所	日南町多里 193	0859-84-0034	
日南町建設業協会	日南町生山 762-1	0859-82-1588	
日南町商工会	日南町生山 735	0859-82-0145	0859-82-0184
日南町森林組合	日南町生山 423-2	0859-82-0130	0859-82-0321
鳥取西部農協日南支所	日南町霞 778	0859-82-1121	0859-77-1009

第3節 避難

1 指定避難所等

避難施設	住 所	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所	収容人数		
					短期	中期	長期
日南町役場	日南町霞 800	○					
日南町総合文化センター	日南町霞 785	○	○	○	1158	392	218
山上地域振興センター	日南町笠木 304		○		151	91	50
阿毘緑地域振興センター	日南町阿毘緑 1238-1		○		95	58	31
大宮地域振興センター	日南町印賀 1516		○		97	58	32
多里地域振興センター	日南町多里 826		○		858	517	285
石見地域振興センター	日南町上石見 723		○		199	120	66
福栄地域振興センター	日南町福塚 992		○		165	99	54
計		2	7	1	2723	1335	736

収容人員の考え方

初期：災害初期で緊急的に避難する場合 1 人当たり 1 m²で算出

中期：数時間から 1 日程度の避難で横になって休む必要がある場合 1 人当たり 1.6 5 m²で算出

長期：2 日以上 of 避難で身の回り品等の持ち込みが必要な場合 1 人当たり 3 m²で算出

2 自主避難所等

R6. 4. 1 現在

		自主避難所	初期	中期	長期	人口
日野 上	河上	河上公民館	64	39	21	42
	宮内	宮内公民館	44	27	14	87
	矢戸	矢戸自治会館	50	30	16	98
		日野上地域振興センター	217	130	71	
	三栄上	人権センター	147	89	48	80
	三栄下	三栄公民館	32	19	10	75
		旧日野上小学校体育館	579	350	193	
	丸山	丸山多目的集会所	42	25	14	61
	霞	霞自治会館	129	78	43	366
		小原集会所	36	22	12	
	生山	生山自治会館	111	66	36	460
		日南町商工会館	106	64	35	
	計		1557	939	513	1269

		自主避難所	初期	中期	長期	人口
山上	茶屋	矢原多目的生活共同施設	37	22	12	138
		大仙谷多目的生活共同施設	29	17	9	
		細屋構造改善センター	71	42	23	
	笠木	懸日鉄公民館	42	25	8	148
	福寿実	潤谷集会所	25	15	8	94
		狩屋原集会所	22	13	7	
	佐木谷	—	—	—	—	21
	福万来	福万来集会所	43	25	13	54
		尾郷公民館	23	13	7	
計			292	172	87	455

		自主避難所	初期	中期	長期	人口
阿毘緑	下阿毘緑	下阿毘緑集会所	55	33	18	198
		砥波部落公民館	32	19	10	
		大原集会所	26	15	8	
	阿毘緑	阿毘緑自治公民館	37	22	12	
	大菅	大菅活性化センター	37	22	12	
計			187	111	60	198

		自主避難所	初期	中期	長期	人口
大宮	折渡	—	—	—	—	51
	印賀	印賀自治会館	85	51	28	96
		大宮地域振興センター				
	宝谷	宝谷構造改善センター	45	27	15	45
	菅沢	日南湖畔センター	102	65	35	55
計			232	143	78	247

		自主避難所	初期	中期	長期	人口
多里	新屋	新屋自治会館	44	26	14	139
		旧新屋公会堂	36	22	12	
		多里地域振興センター				
	湯河	多里地域振興センター				60
	多里	桜ヶ瀬会館	162	98	54	106
		多里地域振興センター				
	萩原	萩原構造改善センター	65	39	21	96
		多里地域振興センター				
	上萩山	つるぎ会館	99	59	33	54
計			406	244	134	455

		自主避難所	初期	中期	長期	人口
石見	花口	花口活性化センター	49	29	15	124
	神戸上	日南邑緑の館	328	198	109	208
		横見鉄穴内集会所	27	16	9	
	上石見	石見地域振興センター				178
		上石見駅	12	7	4	
	中石見	まなび宿いわみにし	53	32	17	144
		石見地域振興センター				
	下石見	野田公民館	59	35	19	196
		客公民館	36	22	12	
		原公会堂	45	27	15	
		松本・堂原公会堂	32	19	10	
		鍛冶屋公会堂	27	16	9	
		市場公会堂	49	29	16	
		下石見構造改善センター	144	87	47	
	三吉	下石見構造改善センター				61
計			861	517	282	911

		自主避難所	初期	中期	長期	人口
福栄	福塚	白谷公民館	50	29	16	148
		高代公民館	43	26	14	
		宮田公民館	33	20	11	
	神福下	中野公民館	73	44	24	111
		神戸公民館	37	22	12	
		太田公民館	37	22	12	
		飛時原公民館	39	23	12	
	神福上	井原公民館	49	29	15	67
		神福上公民館	61	37	19	
	豊栄	大坂下公民館	33	20	11	71
		豊栄公民館	83	49	27	
		豊栄天体館	55	33	17	
		上坂公民館	50	30	16	
計			643	384	206	397

収容人員の考え方

初期：災害初期で緊急的に避難する場合 1 人当たり 1 m²で算出

中期：数時間から 1 日程度の避難で横になって休む必要がある場合 1 人当たり 1.6 5 m²で算出

長期：2 日以上での避難で身の回り品等の持ち込みが必要な場合 1 人当たり 3 m²で算出

太文字は指定避難所を自主避難所としても想定するもの

第 4 節 災害救助法に基づく救助

日南町における災害救助法の適用基準

1. 住家等への被害が生じた場合

住家減失世帯数 30 世帯以上（令第 1 条第 1 項第 1 号）

半壊又は半焼した世帯数 60 世帯以上

床上浸水した世帯数 90 世帯以上

鳥取県内の被害世帯数 1000 世帯以上の場合（令第 1 条第 1 項第 2 号）

住家減失世帯数 15 世帯以上

鳥取県内の被害世帯数 5000 世帯以上（令第 1 条第 1 項第 3 号前段）

被害世帯が多数

災害が隔絶した地域に発生した者である等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が減失した者であること。（令第 1 条第 1 項第 3 号後段）

2. 生命身体への危害が生じた場合（いわゆる「4 号基準」）

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じた場合であって、内閣府令で定める基

準に該当するとき。(令第1条第1項第4号)

- ・災害が発生し又は発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(府令第2条第1号)
- ・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第2条第2号)

3.避難所の設置

	一般基準	備 考
対 象 者	災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり <u>330円</u> 以内	
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
○ 予め指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。 ○ 原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設を避難所に指定すること。 ○ 要配慮者向けに福祉避難所を設置することも可能であること。 ○ <u>避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。</u> ○ 設置期間の長期化が予測されるときには、その期間、既存の設備の状況及びその利用状況等を勘案し、衛生管理対策を含めた生活環境の改善策等を速やかに講じること。 ○ 応急仮設住宅等、被災者の住まいの確保の進捗状況に応じ、避難所の計画的な解消についても、検討すること。 ○ 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している、物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布すること。

4.福祉避難所の設置

	一般の避難所	福祉避難所
対 象 者	災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり <u>330円</u> 以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて、 ①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費

		②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる
--	--	---

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
○ 一般の避難所と同様に、あらかじめ指定した福祉避難所であっても、要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所としての機能を果たした場合は対象。 ○ 公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等も、発災後に福祉避難所として利用できること。 ○ 特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。 ○ <u>福祉避難所を指定したときは公示し、その施設の情報について、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。</u> ○ 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している、物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布すること。

(参考) 避難所でできること (災害救助法の対象となるもの)

主に食事に関すること (暖かく栄養のバランスのとれた食事のために) ○ 保健師、栄養士、調理師等の炊き出しスタッフの雇上げ ○ 炊き出しのための食材、調味料、調理用具の購入、炊事場の確保や簡易調理室等の設置 (一つの調達先に頼って食材が偏ることがないように注意) ○ 被災者用の弁当などの購入	主に生活環境の整備に関すること ○ 緩衝材としての畳、カーペットのレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)、プライバシー保護のための間仕切り設備、環境整備のための段ボールマット等の購入 ○ 避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない) ○ 被災者のための毛布、タオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、市販薬などの購入、携帯電話の充電器などの貸与
主に衛生及び暑さ対策に関すること ○ 被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室の設置、仮設ランドリー (洗濯機、乾燥機) 仮設トイレ、授乳室 ○ 仮設風呂等ができるまでの間、入浴施設等への送迎と入浴料の支払い ○ 暑さ対策として、エアコン、扇風機等のレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない) 氷柱や氷の購入	主に避難所の設置に関すること ○ 障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置 ○ 情報収集のためのテレビ、テレビ等のレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)

5. 応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】

	一般基準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度額	一戸当たり平均 <u>5,714,000円</u> 以内	
住 宅 の 規 模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から <u>20日</u> 以内	
救助期間	完成の日から最長2年（建築基準法85条）	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
○ 被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。 ○ 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業所を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。 ○ 「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。

6. 応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】

	一般基準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費）	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住 宅 の 規 模	世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長2年（建設型応急住宅と同様）	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

主 な 留 意 事 項
○ あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。 ○ 被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集会施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。 ○ 「借上型仮設住宅」について、その呼称を「賃貸型応急住宅」に改める。

応急仮設住宅の種類
1. 建設型応急住宅 例：プレハブ・木造など ※給排水、電気等の接続をしたもの
2. 賃貸型応急住宅（いわゆる、みなし仮設） 例：民間賃貸住宅
3. その他 例：トレーラーハウス、コンテナハウスなど

7.炊出しその他による食品の給与

	一般基準	備 考
対 象 者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり <u>1, 160</u> 円以内	1人平均かつ3食でという意味である
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	主食日、副食費、燃料費、炊飯日・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
○ 炊出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからとかというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構も勘案しながら実施すること。 ○ 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。 ○ 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。 ○ 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。

- 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。

8.飲料水の供給

	一般基準	備 考
対 象 者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救 助 期 間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対 象 経 費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
○ 災害により現に飲料水を得ることができないかどうか救助の判断基準であるので住家の被害は問わない。 ○ 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の提供ではなく、炊き出しその他による給与に含める。 ○ <u>水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。</u> ○ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき提供される生活用水や防疫目的で使用する資材、薬品等は対象とならない。

9.被服、寝具その他の生活必需品の供給又は貸与

	一般基準	備 考
対 象 者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	<u>別記</u> のとおり	住家の被害程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる
対 象 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対 象 経 費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等

		③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等
--	--	--------------------------------

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項		
○	<u>法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。</u> なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りではない。	
○	被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見えていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。	
○	<u>この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。</u>	

<別記>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

(1) 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季 別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上1人 増すごとに加算
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季 別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上1人 増すごとに加算
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

※ここでのいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。

この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

10 医療及び助産

【医療】

	一般基準	備 考
対 象 者	災害により医療の途を失ったもの	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）（注）を行うこと	（注）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む

	ができる。	
医療の範囲	① 診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から <u>14</u> 日以内	
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
○	<u>災害により医療の途を失ったものであれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。</u>
○	<u>被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。</u> ただし、災害の影響で当該診療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。
○	患者の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

【.助産】

	一般基準	備 考
対 象 者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分娩の介助、②分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から <u>7</u> 日以内	
対象経費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
○	<u>災害により医療の途を失ったものであれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。</u>
○	<u>被災地であっても通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。</u>
○	本人の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に助産を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

1 1.被災者の救出

	一般基準	備 考
対 象 者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を検索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から <u>3日（72時間）以内</u> （死体検索の場合は <u>10日以内</u> ）	通常、3日間経過以降は「死体の検索」に移行
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
○	<u>消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。</u> 何となれば、これらの組織は、当該業務をその本務としているとともに、日常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。
○	いわゆる通常の避難は救出に含まれない。被災者が能動的に避難しうる状況にある場合は、法による救出は要しないと考えられるからである。
○	<u>人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も対象とならない。</u>
○	被災した原因は問わない。現に検索や救出を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうと問わない。

1 2.住宅の応急修理「半壊・大規模半壊」

	一般基準	備 考
対 象 者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分に対して、1世帯当たり595,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生から <u>1か月</u> 以内に完了	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
○ <u>この制度の趣旨は日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。</u> ○ <u>そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。</u> ○ 全壊（焼）の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、<u>修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。（ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可）</u> ○ 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

1 3.住宅の応急修理「準半壊」

	一般基準	備 考
対 象 者	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のものを指す
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり300,000円以内	・特別基準の設定なし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から <u>1か月</u> 以内に完了	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
○	令和元年10月23日公布・施行（令和元年の災害から適用となる） （令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号を含む）
○	<u>この制度の趣旨は日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、大規模半壊、半壊と考え方は同じである。</u>
○	なお、一部損壊のうち、損害割合が10%未満の損傷については、対象とならない。
○	借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

14.学用品の給与

一般基準			
対 象 者	災害により住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	①教科書及び正規の教材	学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、印鑑等
	費 用 の 限 度	②文房具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
		③通学用品	傘、靴、長靴等
		④その他の学用品	運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作道具、裁縫用具等
救 助 期 間	災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内		

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項	
○	通学途中又は学校の近所の親類宅等で被災した場合なども必要と認められれば支給して差し支えない。
○	<u>この救助は、見舞制度ではないので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。</u>

1 5.埋葬

	一般基準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1 体当たり 大人（1 2 歳以上）： <u>2 1 5, 2 0 0 円</u> 以内 小人（1 2 歳未満）： <u>1 7 2, 0 0 0 円</u> 以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から <u>1 0 日</u> 以内	
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ② 骨壺及び骨箱	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
○ 法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にもかかわらず一律に行政で葬儀代を出すような見舞制度ではない。 ○ 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何は問われず、直接災害のため傷病を受け亡くなった者に限らず病気等でたまたま亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱い差し支えない。 ○ 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届け出ることとし、法による埋葬は行わないこと。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。

1 6.死体の検索・処理

	一般基準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1 体当たり： <u>3, 5 0 0 円</u> 以内 ②死体の一時保存 死体一時保存収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合： 1 体当たり <u>5, 4 0 0 円</u> 以内 (注) ドライアイス購入費の実費加算可	②既存施設利用の場合は、借上費。 既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等が

	③検案：救護班以外は慣行料金	いる場合は当該遺族等が負担。
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項		
○ 遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原形を止めない程度に変形した遺体をある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。 ○ 死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。 ○ 法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。		

17.障害物の除去

	一般基準	備 考
対 象 者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住宅又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり <u>137,900円</u> 以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対象経費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項		
○ この制度の趣旨は生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。 ○ そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。 ○ 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、<u>住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。</u> ○ 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、<u>障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とならない。</u> ○ 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、<u>道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきもの</u>であり、また、<u>災害廃棄物については、各市町村が対応すべきもの</u>である。		

第5節 救助に関する計画

1 食料供給計画

調達方法および経路

食料の在庫場所および調達可能数量

米穀取扱い事業所	
J A鳥取西部日南支所	奥日野杵つき餅
日南町海藻米生産組合	笠木宮農組合
いなかや本舗	
もち工房日南ふっくら米	
有限会社長谷川商店	

炊出し可能施設

施設名	所在地
日南町給食センター	日南町霞

2 応急仮設住宅計画

1 応急仮設住宅

応急仮設住宅の規模および費用の限度

基準面積（1戸あたり）

単身用 19.8㎡

小家族（2～3人）29.7㎡（2,401,000円）

大家族（4人以上）39.6㎡

3 建設業者について

○ 町内建設業者（主なもの）

名 称	所 在 地	連 絡 方 法
今松工務店	日南町多里 662-3	84-0223
大柄組	日南町矢戸 1206-1	82-0328
大宮建設	日南町生山 158-34	82-1264
カワケン	日南町下石見 767-1	82-0111
サワタ建設	日南町丸山 340-1	82-0335
大生建設	日南町霞 760-1	82-1588
坪倉組	日南町湯河 409	84-0526
日南振興	日南町下石見 199-2	83-0830
日南住設	日南町霞 865-1	82-0555
福岡組	日南町生山 425	82-0165
三森工務店	日南町三栄 1162-5	82-0352

4 医療および助産計画

1 (1) 医療および助産の実施

班 名	班 長	班 員			計	備 考
		医 師	看護師	その他		
日南病院	病院長	1 人	4 人	2 人	6 人	

(2) 医療機関

名 称	診療科目	所在地	収容能力	担当員		備考
				医 師	看護師	
日南病院	内・外・ 小・耳鼻・ 眼・整形・ 皮膚	日南町生 山 511-7	一般 59床 療養 40床	5 人	37 人	

5 防疫計画

1 防疫用薬剤および器具の確保

○ 防疫用資材、薬剤の保有状況

(1) 消毒剤

薬 剤 名	容 器	数 量
手指消毒薬	10	14
次亜塩素酸ナトリウム	40	8
除菌アルコール	2.70	4

(2) 散布用器材

資 器 材 名	数 量
スプレー容器	4
噴霧器	1

(3) 防護機材

資 器 材 名	数 量
マスク	4710
手袋	400

2 清掃設備の状況

(1) ごみ処理施設

	設置場所	処理施設	処理能力	備 考
可燃物	日南町下石見 1971	日南町清掃センター	10 t /8h	パッカー車 2 t 1 台 4 t 1 台 ダンプ 4 t 2 台 アームロール車 5.5 t 1 台 軽トラダンプ 1 台
不燃物	伯耆町口別所 630	西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ	資源ごみ 10 t /5h 不燃ごみ 24.5 t /5h ペットボトル 20 t /5h	

(2) し尿処理施設

	設置場所	処理施設	処理能力	備 考
し尿	江府町佐川	日野町・江府町・日南町 衛生施設組合	33kl/日	

(3) へい獣処理施設

	設置場所	処理施設	区 分	備 考
へい獣				

3 死体の埋葬等のための施設の状況

名 称	所 在 地	電 話
常福寺	日南町多里 471-1	0859-84-0310
西方寺	日南町多里 162	0854-52-0363 (善徳寺)
浄香寺	日南町河上 727-1	0859-82-0854
神宮寺	日南町宮内 252	0859-82-0507
徳雲寺	日南町生山 83	0859-82-0054
自照寺	日南町福塚 140	0859-83-0101
玉泉寺	日南町福塚 1447	0859-83-0415
珠福寺	日南町神戸上 2190-1	0859-83-0096

福重寺	日南町上石見 922	0859-83-0234
永福寺	日南町下石見 575	0859-83-1004
龍福寺	日南町三吉 340	0859-83-0667
解脱寺	日南町阿毘緑 635	0859-87-0401
常桂寺	日南町茶屋 1061-1	0859-82-0928
長楽寺	日南町福万来 1522	0859-82-1500
普音寺	日南町印賀 1146-2	0859-87-0728
生山共同墓地	日南町生山	
上三栄共同墓地	日南町三栄	

4 棺その他埋葬に必要な物品の調達体制

名 称	所 在 地	電話番号
有限会社 日南葬祭センター	日南町三栄 1718- 2	0859-82-1552
株式会社 そうかん山の上ホール	日南町笠木 411- 1	0859-82-6055
J A 鳥取西部	伯耆町溝口 391	0859-63-0983

第6節 輸送計画

日南町保有自動車状況

	乗用車	貨物車	軽自動車	バス	マイクロバス	特殊車両
役場	8	5	1 0	1 7	1	
福祉保健課	2		5			
清掃センター		2	1			2
消防車						8
日南病院			5			2
ゆきんこ村					1	
日南邑					1	
林業アカデミー	2		1			
日南福祉会	2		5			2
除雪ドーザー						2 7
除雪ロータリー						2
除雪ブルドーザ						1

町内貨物自動車等業者所有自動車状況

事業所名	所在地	連絡方法	所有自動車				
			特大	大型	中型	普通	軽
ふくおか運輸	日南町生山 425	0859-82-1245		5	1		
生山鉱業	日南町丸山 340-1	0859-82-1245		1			
トータルサービス	日南町生山 659-1	0859-82-6020		4		2	
リープ	日南町菅沢 844	0859-87-0500		5		1	3
日南セントラル運送	日南町佐木谷 1075-11	090-5261-0396	2	4	1		

第7節 隣保互助、民間団体活用計画

自治会

名称	世帯数	人口	名称	世帯数	人口
河上自治会	2 5	4 2	菅沢自治会	2 8	5 5
宮内自治会	4 2	8 7	多里自治会	6 0	1 0 6
矢戸自治会	4 6	9 8	湯河自治会	3 5	6 0
上三栄自治会	4 3	8 0	新屋自治会	6 8	1 3 9
三栄自治会	3 1	7 5	上萩山自治会	3 0	5 4
丸山自治会	3 2	6 1	萩原自治会	5 3	9 6
霞自治会	1 4 7	3 6 6	花口自治会	5 2	1 2 4
生山自治会	2 2 0	4 6 0	神戸上自治会	8 6	2 0 8
茶屋自治会	6 3	1 3 8	上石見自治会	7 5	1 7 8
笠木自治会	6 6	1 4 8	中石見自治会	6 9	1 4 4
福寿実自治会	4 0	9 4	下石見自治会	9 5	1 9 6
佐木谷自治会	1 1	2 1	三吉自治会	2 8	6 1
福万来自治会	2 7	5 4	福塚自治会	5 9	1 4 8
阿毘緑自治会	9 5	1 9 8	神福上自治会	3 0	6 7
折渡自治会	2 9	5 1	神福下自治会	3 8	1 1 1
印賀自治会	4 9	9 6	豊栄自治会	3 7	7 1
宝谷自治会	2 4	4 5			

第8節 災害用物資の備蓄

品 目		備蓄数量		内訳・規格・数量
保存食		179	食	
アルファーマイ		268	食	
粉ミルク		1		
液体ミルク		0		
保存水		156	本	
飲料水用ポリタンク・給水バッグ		1242	個	
哺乳瓶		8	本	
トイレトペーパー		24	ロール	
生理用品		0	個	
折畳式簡易トイレ (パック式セット)	トイレ本体	6	セット	
	収納袋・凝固剤	360	袋	
毛布		293	枚	
紙おむつ (大人用)		2220	枚	
紙おむつ (子供用)		144	枚	
救急セット		12	セット	
懐中電灯		32	個	
ラジオ		13	台	
乾電池		923	本	単Ⅰ 574本、単Ⅲ 349本
ブルーシート #3000		149	枚	
ブルーシート #3000 以外		250	枚	
ロープ		8	巻	
タオル		200	枚	
ウェットティッシュ		48	箱	
ラップ		4	個	
使い捨てスプーン		500	本	
割りばし		1200	膳	
アルコール消毒液		90	ℓ	
ポリ袋		400	枚	
UV土嚢		86	枚	
コードリール		5	台	
発電機		2	台	
投光器		6	台	
ガソリン携行缶		1	個	
給水タンク		1	基	1 6 5 0 ℓ

第9節 医療資材、医療薬品

業 者 名	連 絡 方 法	調 達 方 法	備 考
サンキ薬品	0859-33-4011	必要品目を連絡し、自動車又は電車により調達する。	
セイエル	0859-32-2211	必要品目を連絡し、自動車又は電車により調達する。	

第 1 0 節 日南町消防・防災関連協定一覧

協 定 名	機 関	締結年月日	内 容
災害時の応援に関する協定書	鳥取県・県内市町村	H8. 3. 29	災害時の広域応援体制の確立
災害時における日南町、日南町内郵便局間の相互協力に関する覚書	町内郵便局・日南町	H9. 5. 29 H30. 12. 25 見直し	災害救助法適用における郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び救護対策、避難所協力ほか
鳥取県西部広域消防協定	西部広域・圏内市町村	H17. 5. 1	火災・救急に係る応援協力体制の確立
消防相互応援協定書	新見市・日南町	H18. 12. 1	水火災その他の災害応急対応協力
庄原市・日南町消防相互応援協定書	庄原市・日南町	H18. 12. 1	水火災その他の災害応急対応協力
消防団相互応援協定	安来市・日南町	H18. 12. 1	水火災その他の災害応急対応協力
鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定	構成 1 6 市町村	H21. 5. 11	災害時の応急対策・応急復旧協力
行方不明者における消防団相互派遣協定書	鳥取県西部管内市町村	H23. 6. 1	行方不明者捜索に係る相互応援協力
災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局・日南町	H23. 7. 1	円滑な応急対策実現のため、国土交通省から町への職員派遣ほか
災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書	鳥取県生活協同組合・日南町	H24. 10. 15	災害時の応急生活物資供給等の支援
災害時における災害車両の撤去等に関する協定	山陰 E L V リサイクル協議会・日南町	H25. 3. 26	災害時における被災車両の撤去・移動等の支援
鳥取県市町村会と徳島県市町村会との危機事象発生時相互応援協定	徳島県市町村会・鳥取県市町村会	H25. 6. 6	災害時の相互応援体制の確立
アマチュア無線による災害時応援協定	日南ハムクラブ・日南町	H25. 8. 1	災害時における情報の収集・伝達
特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定書	西日本電信電話株式会社	H25. 9. 30	大規模災害発生時の被災者等の通信確保
災害発生時相互協力に関する協定	西日本旅客鉄道（株）米子支社・鳥取県・県内市・県内市町村	H25. 12. 3	災害時における物資・施設・要員の協力
災害時における物資供給に関する協定書	N P O 法人 コメリ 災害対策センター・日南町	H25. 12. 12	災害時における物資の供給
緊急用 L P ガスの調達に関する協定書	一般社団法人鳥取県 L P ガス協会西部支部・鳥取県西部市町村	H26. 5. 30	災害時における緊急用 L P ガスの調達
災害発生時における農業用集落排水施設の復旧支援に関する協定書	鳥取県土地改良事業団連合会・日南町	H26. 10. 15	災害発生時における農業集落排水施設の復旧支援
災害発生時における日南町と日南町内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社・日南町	H27. 6. 19	災害発生時における相互協力
大規模災害で発生するがれきなどの廃棄物処理に関する協定	鳥取県産業廃棄物協会・鳥取清掃事業協同組合・日南町	H27. 7. 8	災害廃棄物の撤去や収集、運搬、処分
災害に強い日野郡づくり相互支援に関する包括協定書	鳥取県・江府町・日野町・日南町	H29. 12. 24	災害発生時における相互協力
日南町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	町内郵便局等・日南町	H30. 12. 25	安心・安全な暮らしの実現、地域経済発展等に関する協定
災害発生時における日野郡 3 町小中学校給食の相互支援に係る協定	鳥取県・鳥取県日野郡連携会議	H30. 3. 30	災害発生時における学校給食の相互支援
日南町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	日南町社会福祉協議会	R6. 2. 19	災害ボランティアセンターの運営

日南町防災会議・日南町国民保護協議会・日南町水防協議会委員名簿

機関名	職名	所在地	備考
1. 日南町	町長	日南町霞800	会長
2. 鳥取地方気象台	次長(※1)	鳥取市吉方109	指定地方行政機関
3. 国土交通省日野川河川事務所	事務所長	米子市古豊千678	
4. 鳥取県西部総合事務所 日野振興センター	所長	日野町根雨140-1	鳥取県
5. 日野振興局	局長(※2)		
6. 日野県土整備局	局長(※3)		
8. 鳥取県黒坂警察署	署長	日野町下菅242-1	警察署
9. 日南町 10. 日南町 11. 日南町 12. 日南町 13. 日南町	副町長 防災監 総務課長 地域づくり推進 課長 福祉保健課長	日南町霞800	日南町
14. 日南町教育委員会	教育長	日南町霞800	教育委員会
15. 日南町消防団	消防団長	日南町	消防団
16. 西日本旅客鉄道株式会社 山陰支社根雨駅	駅長	日野町根雨134-1	指定公共機関
17. 中国電力ネットワーク株式会 社米子ネットワークセンター	所長	米子市加茂町2-51	
18. 西日本電信電話株式会社 鳥取支店	支店長	鳥取市湯所町2丁目258	
19. 日南郵便局	局長	日南町霞1588	
20. 株式会社中海テレビ放送	メディア創造本部長	米子市河崎610	指定地方公共機関
21. 西部広域行政管理組合 江府消防署	署長	江府町武庫1390-3	消防機関
22. 日南町自治協議会	会長	日南町霞800	自主防災組織
23. 日南町建設業協会	会長	日南町霞760-1	協力事業所
24. 日南町国民健康保険 日南病院	事業管理者	日南町生山511-7	医療機関
25. 日南町赤十字奉仕団 26. 日南町社会福祉協議会	委員長 副会長	日南町生山397-1	福祉団体
27. 社会福祉法人日南福祉会	事務局長	日南町下石見2315	福祉事業所

※1 鳥取地方気象台次長は防災会議委員、水防協議会委員で委嘱

※2 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局長は国民保護協議会委員で委嘱

※3 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局長は水防協議会委員で委嘱

日南町防災会議・日南町国民保護協議会・日南町水防協議会幹事名簿

機関名	職名	所在地	備考
日南町		日南町霞800	会長
鳥取地方気象台		鳥取市吉方109	指定地方行政機関
国土交通省日野川河川事務所		米子市古豊千678	
鳥取県西部総合事務所 日野振興センター 日野振興局 日野県土整備局		日野町根雨140-1	鳥取県
鳥取県黒坂警察署		日野町下菅242-1	警察署
日南町		日南町霞800	日南町
日南町教育委員会		日南町霞800	教育委員会
日南町消防団		日南町	消防団
西日本旅客鉄道株式会社 米子支社根雨駅		日野町根雨134-1	指定公共機関
中国電力ネットワーク株式会社 米子ネットワークセンター		米子市加茂町2-51	
西日本電信電話株式会社 鳥取支店		鳥取市湯所町2丁目258	
日南郵便局		日南町霞1588	
株式会社中海テレビ放送		米子市河崎610	指定地方公共機関
西部広域行政管理組合 江府消防署		江府町武庫1390-3	消防機関
日南町自治協議会			自主防災組織
日南町建設業協会		日南町霞760-1	協力事業所
日南町国民健康保険 日南病院		日南町生山511-7	医療機関
日南町赤十字奉仕団 日南町社会福祉協議会		日南町生山397-1	福祉団体
社会福祉法人日南福社会		日南町下石見2315	福祉事業所

※1 鳥取地方気象台は防災会議幹事、水防協議会幹事で委嘱

※2 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局は国民保護協議会幹事で委嘱

※3 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局は水防協議会幹事で委嘱